

破綻金融機関情報一覧表

計数 編	・ ・ ・	168
破綻原因・責任追及 編	・ ・ ・	188
補足説明	・ ・ ・	228

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)									
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権 同 貸出金比率	業種別貸出比率		総負債	預金	
								建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預金 預貸率	
1	東邦相互銀行 (愛媛県松山市)	H3.7.24 合併覚書締結	H3.3期	422,457	68,174	310,998	NA NA	18% (H3.3期)	25% 運輸・通 信業	408,495	310,830 100.1%	
2	東洋信用金庫 (大阪市淀川区)	H4.4.28 合併合意	H4.3期	418,502	47,934	281,606	NA NA	28% (H4.3期)	22% 製造業	401,337	304,225 92.6%	
3	釜石信用金庫 (岩手県釜石市)	H5.5.24 譲渡合意	H5.3期	99,372	3,040	36,568	NA NA	21% (H5.3期)	25% 製造業	96,917	44,743 81.7%	
4	大阪府民信用組合 (大阪市中央区)	H5.6.11 合併覚書締結	H4.3期 (*)	154,473	1,654	97,393	NA NA	58% (H5.3期)	20% サービス 業	151,854	131,375 74.1%	
5	信用組合岐阜商銀 (岐阜県岐阜市)	H6.9.1 合併合意	H4.3期 (*)	14,025	1	12,102	NA NA	50% (H6.3期)	34% サービス 業	13,848	13,294 91.0%	
6-1	東京協和信用組合 (東京都港区)	H6.12.9 処理策発表	H6.3期	143,720	3,431	99,763	NA NA	1% (H6.3期)	51% その他の 産業	138,061	110,060 90.6%	
6-2	安全信用組合 (東京都港区)		H6.3期	117,439	216	99,226	NA NA	13% (H6.3期)	54% その他の 産業	114,715	106,950 92.3%	
7	友愛信用組合 (横浜市神奈川区)	H7.2.3 譲渡合意	H6.3期	44,223	5,948	28,936	NA NA	41% (H6.3期)	5% サービス 業	42,749	40,008 72.3%	
8	兵庫銀行 (神戸市中央区)	H7.8.30 処理策発表	H7.3期	3,655,093	394,735	2,770,247	破 60,959 2%	35% (H7.3期)	17% サービス 業	3,526,531	2,534,518 104.3%	
9	コスモ信用組合 (東京都中央区)	H7.7.31 業務一部停止 命令	H7.3期	625,503	26,146	499,269	NA NA	58% (H7.3期)	21% サービス 業	610,631	439,327 113.6%	
10	福井県第一信用組合 (福井県福井市)	H7.11.30 処理策発表	H7.3期	5,630	33	3,283	NA NA	23% (H8.3期)	34% 卸・小売、 飲食店	5,324	4,635 70.8%	
11	太平洋銀行 (東京都千代田区)	H8.3.29 処理策発表	H7.9期	1,190,931	123,757	712,229	破 26,340 4%	45% (H7.3期)	20% サービス 業	1,160,285	636,566 99.0%	
12	山陽信用組合 (兵庫県六粟郡山崎町)	H8.4.12 処理策発表	H7.3期 (*)	66,021	1,916	19,715	NA NA	21% (H8.3期)	21% その他の 産業	65,301	55,663 35.4%	
13	けんみん大和信用組合 (神戸市中央区)	H8.4.12 処理策発表	H7.3期 (*)	40,973	2,845	26,985	NA NA	30% (H8.3期)	17% その他の 産業	39,609	30,606 75.8%	
14	大阪信用組合 (大阪市淀川区)	H7.12.7 処理策発表	H7.3期	403,636	6,218	282,963	NA NA	59% (H8.3期)	17% サービス 業	391,795	358,698 78.9%	
15	木津信用組合 (大阪市浪速区)	H7.8.30 業務一部停止 命令	H7.3期	1,349,539	14,252	1,075,138	NA NA	84% (H8.3期)	5% サービス 業	1,305,313	1,167,458 92.1%	
16	三福信用組合 (大阪市中央区)	H8.11.8 業務一部停止 命令	H8.3期	39,042	671	28,287	NA NA	16% (H8.9期)	19% 製造業	37,725	33,884 83.5%	
17	阪神労働信用組合 (兵庫県尼崎市)	H9.3.18 処理策発表	H8.3期	19,588	241	6,204	破 510 8%	37% (H9.3期)	15% 卸・小売、 飲食店	19,342	13,963 44.4%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)						民事責任 追及	破綻原因 区分	金銭贈与額等 対負債 比率(損失 率)	
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等				
											刑事責任 追及
伊予銀行 (愛媛県松山市)	H4.4.1 合併	200 6%	100% 100%	179 1,334	0 -	-	貸付80億円 (実質20億円 の援助)	- -	B	0.5%	
三和銀行 (大阪市中央区)	H4.10.1 府下18信金に事 業譲渡後合併	NA NA	100% 100%	820 1,405	200 -	-	-	- -	-	5%	
岩手銀行 (岩手県盛岡市)	H5.10.1 事業譲渡 (北日本銀、東北銀、 盛岡、宮古、一関の3 金庫にも事業譲渡)	304 83%	29% NA	273 328	260 -	-	東北しんきん ファクタリング約70 億円買取	- -	C	27%	
信用組合大阪弘容 (大阪府東大阪市)	H5.11.1 合併	197 21%	42% NA	307 464	190 199	-	大阪府信用組 合協会356億円 買取	- (有)	A (X)	13%	
信用組合関西興銀 (大阪市天王寺区)	H7.3.13 合併	67 61%	34% NA	26 31	25 -	-	債権管理会社 約15億円買取	- -	AB (X)	18%	
東京共同銀行 (東京都港区)	H7.3.20 事業譲渡	309 31%	100% 100%	133 196	400 -	-	東京都信用組 合協会が東京 共同銀行より 不良債権667億 円買取	- 有	B、 (X)	16%	
		844 85%	100% 100%	270 296					1件 有		B (X)
神奈川県労働金庫 (横浜市中区)	H7.7.31 事業譲渡	77 26%	42% NA	47 164	28 -	-	神奈川県信用 組合協会約80 億円買取	- -	A (X)	7%	
みどり銀行 (神戸市中央区)	H8.1.29 営業譲渡	8,004 29%	100% 100%	4,734 9,380	4,730 -	-	-	1件 -	A (X)	13%	
東京共同銀行 (東京都港区)	H8.3.25 事業譲渡	2,231 49%	24% NA	1,250 2,032	1,250 -	-	東京都信用組 合協会1,239億 円買取	- 有	A (X)	20%	
福井銀行 (福井県福井市)	H8.8.19 事業譲渡	8 36%	NA NA	15 31	6 5	-	福井県信用組 合協会約18億 円買取	- -	B (X)	10%	
わかしお銀行 (東京都千代田区)	H8.9.17 営業譲渡	1,799 29%	100% 100%	1,238 2,513	1,170 -	-	-	- -	A (X)	10%	
淡陽信用組合 (兵庫県洲本市)	H8.11.5 事業譲渡	20 11%	86% 99%	53 176	129 -	33	-	- -	C	20%	
淡陽信用組合 (兵庫県洲本市)	H8.11.5 事業譲渡	58 25%	60% 88%	45 112	108 -	38	-	- -	A	27%	
東海銀行 (愛知県名古屋市)	H9.1.20 事業譲渡	1,433 62%	3% NA	729 970	1,697 1,704	829	-	2件 有	A (X)	43%	
整理回収銀行 (東京都港区)	H9.2.24 事業譲渡	7,966 80%	100% 100%	5,146 6,072	10,048 10,044	-	ホールバンク方 式	-	3件 有	A (X)	77%
整理回収銀行 (東京都港区)	H9.4.21 事業譲渡	191 86%	100% 100%	123 150	262 253	-	ホールバンク方 式	-	2件 有	C (X)	67%
兵庫県信用組合 (神戸市中央区)	H9.11.4 事業譲渡	11 23%	67% 95%	19 68	37 -	4	-	- -	、 A	19%	

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同 貸出金比率	建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種	預貸率			
18	北九州信用組合 (北九州市小倉北区)	H9.4.4 処理策発表	H4.3期 (*)	22,552	2,148	11,083	NA NA	16% (H9.3期)	23% 卸・小売、 飲食店	22,190	19,825 55.9%		
19	神奈川県信用組合 (横浜市南区)	H9.4.25 処理策発表	H8.3期 (*)	80,815	7,107	53,082	NA NA	39% (H9.3期)	15% サービス 業	77,623	67,504 78.6%		
20	阪和銀行 (和歌山県和歌山市)	H8.11.21 業務一部停止 命令	H8.9期	592,683	66,153	438,403	延 49,476 11%	46% (H8.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	614,562	507,453 86.4%		
21	土岐信用組合 (岐阜県土岐市)	H9.4.3 処理策発表	H8.3期 (*)	12,584	1,159	8,145	NA NA	6% (H9.3期)	31% 製造業	12,253	10,653 76.5%		
22	東海信用組合 (岐阜県岐阜市)	H9.4.3 処理策発表	H5.3期 (*)	29,670	609	17,703	NA NA	9% (H9.3期)	20% 製造業	29,457	24,343 72.7%		
23	田辺信用組合 (大阪市東住吉区)	H9.5.14 処理策発表	H8.3期 (*)	157,197	647	112,745	NA NA	52% (H9.3期)	12% サービス 業	151,246	125,532 89.8%		
24	朝銀大阪信用組合 (大阪市北区)	H9.5.14 処理策発表	H8.3期 (*)	579,428	1,793	392,707	NA NA	45% (H9.3期)	31% サービス 業	561,572	402,354 97.6%		
25	逓信用組合 (東京都港区)	H10.3.6 処理策発表	H8.3期 (*)	5,354	1,574	3,060	NA NA	0% (H10.3期)	NA 個人のみ	5,170	5,119 59.8%		
26	豊信用組合 (東京都北区)	H10.3.6 処理策発表	H9.3期	21,576	29	15,266	NA NA	41% (H10.3期)	14% 製造業	20,817	16,570 92.1%		
27 -1	福徳銀行 (大阪市中央区)	H10.5.22 特定合併 幹旋受入 (H9.10.9 合併発表)	H10.3期	1,688,865	219,862	1,181,955	新 149,871 13%	38% (H10.3期)	23% サービス 業	1,673,671	1,257,992 93.2%		
27 -2	なにわ銀行 (大阪市西区)		H10.3期	400,530	37,192	318,119	新 30,584 10%	41% (H10.3期)	12% サービス 業	395,992	343,821 90.9%		
28	西南信用組合 (東京都新宿区)	H10.3.6 都内6信組 再編策発表	H9.3期	36,427	55	27,671	NA NA	35% (H9.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	35,527	32,047 86.3%		
29	京都共栄銀行 (京都市下京区)	H9.10.14 営業譲渡発表	H9.9期	365,588	22,918	298,691	旧 29,829 10%	44% (H9.3期)	9% 卸・小売、 飲食店	387,693	337,871 88.4%		
30	品川信用組合 (東京都品川区)	H10.3.6 都内6信組 再編策発表	H9.3期	58,517	983	44,032	NA NA	37% (H10.3期)	19% 卸・小売、 飲食店	56,691	51,358 85.7%		
31	北海道拓殖銀行 (札幌市中央区)	H9.11.17 営業譲渡発表 業務改善命令	H9.9期	8,551,867	1,131,257	6,208,421	旧 1,144,085 18%	35% (H9.3期)	19% サービス 業	9,453,708	5,966,771 103.1%		
32	徳陽シティ銀行 (仙台市青葉区)	H9.11.26 営業譲渡発表	H9.9期	734,810	57,279	567,001	旧 58,818 10%	35% (H9.3期)	23% サービス 業	722,087	619,817 91.5%		
33	中国信用組合 (大阪市北区)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	10,927	673	8,146	NA NA	24% (H10.3期)	31% サービス 業	14,243	10,147 80.3%		
34	六甲信用組合 (神戸市灘区)	H10.5.22 事業譲渡発表	H10.3期	25,936	67	19,526	旧 8,227 42%	30% (H10.3期)	16% 卸・小売、 飲食店	28,696	23,357 83.6%		
35	豊栄信用組合 (東京都千代田区)	H10.3.6 都内6信組 再編策発表	H9.3期	37,282	378	27,114	NA NA	41% (H10.3期)	13% サービス 業	36,358	28,805 94.1%		

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任 追及 刑事責任 追及	破綻原因 区分 同付加 情報	金銭贈与 額等 対負債 比率(損 失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等	債務引受 40億円 (預保が買取 り)			
福岡銀行 (福岡市中央区)	H9.11.17 事業譲渡	16 29%	21% 79%	44 109	40 -	38	-	1件 -	C、 (X)	18%	
横浜銀行 (横浜市西区)	H9.11.25 事業譲渡	159 39%	10% 84%	200 446	192 189	232	-	1件 -	A (X)	24%	
紀伊預金管理銀行 (和歌山県和歌山市)	H10.1.26 営業譲渡	911 32%	0% 0%	852 3,102	814 812	2,083 (預保が買取 り)	債務引受 40億円	3件 有り	A (X)	14%	
十六銀行 (岐阜県岐阜市)	H10.1.26 事業譲渡	36 64%	20% 91%	42 88	43 -	11	-	1件 -	B (X)	35%	
大垣共立銀行 (岐阜県大垣市)	H10.2.9 事業譲渡	73 75%	7% 78%	120 160	155 150	23	-	1件 有り	C (X)	51%	
さくら銀行 (東京都千代田区)	H10.4.13 事業譲渡	807 79%	2% 53%	357 494	828 816	264	-	1件 -	A (X)	54%	
朝銀近畿信用組合 (神戸市長田区)	H10.5.11 事業譲渡	2,722 72%	18% NA	988 1,353	2,683 2,626	476	-	2件 -	AB (X)	47%	
第一勧業信用組合 (東京都新宿区)	H10.8.24 事業譲渡	0 2%	0% 0%	24 35	22 21	12	-	- -	- -	41%	
池袋信用組合 (東京都豊島区)	H10.9.28 事業譲渡	57 56%	20% 72%	47 98	100 98	31	-	1件 -	A (X)	47%	
なみはや銀行 (新設銀行) (大阪市中央区)	H10.10.1 特定合併	533 19%	73% NA	2,019 6,998	- -	2,676	-	1件 有り	A (X)	-	
		165 19%	84% NA	376 2,180	- -	341	-	1件 -	A (X)	-	
住友銀行 (大阪市中央区)	H10.10.19 事業譲渡	76 38%	30% 87%	78 156	83 82	69	-	- -	A	23%	
幸福銀行 (大阪市西区)	H10.10.26 営業譲渡 (びわこ銀、福邦 銀、京都北都信金 にも営業譲渡)	594 24%	57% NA	572 2,345	456 436	581	-	- -	A (X)	11%	
大東京信用組合 (東京都港区)	H10.11.9 事業譲渡	151 41%	34% 88%	169 321	171 170	100	-	1件 -	A (X)	30%	
北洋銀行、 中央信託銀行 (札幌市中央区、 東京都中央区)	H10.11.16 営業譲渡	20,043 38%	51% 96%	6,095 26,089	17,947 17,732	16,166	-	5件 有り	A (X)	19%	
仙台、七十七、北日本、 福島、栃木、武蔵野、東 日本の7行、仙台、宮城 第一、石巻、仙南、塩竈、 気仙沼の6信金	H10.11.24 営業譲渡	1,236 29%	38% NA	681 3,254	1,238 1,192	1,695	-	- -	A	17%	
大阪庶民信用組合 (大阪市中央区)	H10.11.24 事業譲渡	45 66%	14% 73%	32 48	49 48	23	-	- -	B (X)	34%	
富士信用組合 (神戸市中央区)	H10.11.24 事業譲渡	63 34%	31% 82%	67 121	76 74	79	-	- -	A (X)	26%	
都民信用組合 (東京都荒川区)	H10.12.7 事業譲渡	124 53%	18% 79%	107 162	136 133	76	-	- -	A	37%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同貸出金比率		建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預貸率	
36	太平信用組合 (大阪府枚方市)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	54,406	6,260	37,336	旧	8,178 22%	80% (H10.3期)	4% サービス業	65,832	49,346 75.7%	
37	東興信用組合 (東京都江戸川区)	H10.3.6 都内6信組 再編策発表	H9.3期	49,759	2,790	35,050	破	3,876 11%	32% (H10.3期)	12% 製造業	48,967	41,861 83.7%	
38	長岡信用組合 (新潟県長岡市)	H10.5.20 事業譲渡発表	H10.3期	19,832	402	13,011		NA NA	13% (H10.3期)	16% 製造業	20,333	17,629 73.8%	
39	大和信用組合 (大阪府東大阪市)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	116,159	1,520	87,799	旧	28,869 33%	43% (H10.3期)	10% サービス業	138,889	103,203 85.1%	
40	奈良県信用組合 (奈良県五條市)	H10.5.8 事業譲渡発表	H9.3期 (*)	51,265	4,341	26,760		NA NA	24% (H10.3期)	18% 卸・小売、 飲食店	49,726	45,923 58.3%	
41	静岡商銀信用組合 (静岡県静岡市)	H10.1.16 事業譲渡発表	H9.3期	36,237	47	23,722		NA NA	40% (H10.3期)	18% サービス業	35,340	27,723 85.6%	
42	湘南信用組合 (神奈川県平塚市)	H10.5.8 神奈川県3信 組再編発表	H10.3期	36,221	1,464	19,588		NA NA	36% (H10.3期)	20% サービス業	38,316	28,173 69.5%	
43	日本貯蓄信用組合 (大阪市中央区)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	62,724	1,236	48,172		NA NA	58% (H10.3期)	10% 卸・小売、 飲食店	77,622	57,517 83.8%	
44	西武信用組合 (埼玉県川越市)	H10.5.18 事業譲渡発表	H9.3期 (*)	23,930	4,193	17,095		NA NA	52% (H10.3期)	8% 製造業	22,992	22,384 76.4%	
45	神奈川商工信用組合 (川崎市川崎区)	H10.5.8 神奈川県3信 組再編発表	H9.3期 (*)	50,520	1,457	35,601		NA NA	40% (H10.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	48,659	38,853 91.6%	
46	信用組合山口商銀 (山口県宇部市)	H10.5.8 事業譲渡発表	H9.3期 (*)	83,189	227	57,583		NA NA	25% (H10.3期)	52% サービス業	80,468	64,488 89.3%	
47	島根商銀信用組合 (島根県松江市)	H10.5.8 事業譲渡発表	H10.3期	2,998	0	1,773	旧	373 21%	11% (H10.3期)	34% 運輸・通 信業	3,265	2,814 63.0%	
48	河内信用組合 (大阪府松原市)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H9.3期 (*)	237,498	7,426	186,500		NA NA	26% (H10.3期)	13% 卸・小売、 飲食店	228,976	207,613 89.8%	
49	相模原信用組合 (神奈川県相模原市)	H10.5.8 神奈川県3信 組再編発表	H9.3期 (*)	118,914	1,132	82,620		NA NA	35% (H10.3期)	9% サービス業	115,753	100,995 81.8%	
50	みどり銀行 (神戸市中央区)	H10.5.15 合併発表	H10.3期	2,301,310	235,450	1,715,636	新	396,922 23%	30% (H10.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	2,522,465	1,772,959 95.8%	
51	埼玉商銀信用組合 (埼玉県浦和市)	H10.5.20 事業譲渡発表	H9.3期 (*)	86,006	292	60,369		NA NA	35% (H10.3期)	19% サービス業	83,003	65,337 92.4%	
52	北海商銀信用組合 (札幌市中央区)	H10.5.29 事業譲渡発表	H10.3期	32,969	1	24,740	旧	6,471 26%	12% (H10.3期)	68% サービス業	35,697	35,371 69.9%	
53	高島信用組合 (滋賀県高島郡新旭町)	H10.6.12 事業譲渡発表	H10.3期	38,982	8,279	25,224		NA NA	19% (H10.3期)	18% 卸・小売、 飲食店	39,770	37,468 67.3%	
54	大阪東和信用組合 (大阪市生野区)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	45,550	492	32,603	旧	11,143 34%	70% (H10.3期)	7% 卸・小売、 飲食店	54,052	39,318 82.9%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任 追及	破綻原因 区分	金銭贈与額等 対負債 比率(損失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等	刑事責任 追及			
成協信用組合 (大阪市平野区)	H10.12.14 事業譲渡	162 50%	27% 83%	123 265	178 171	100	-	-	A	26%	
永代信用組合 (東京都江東区)	H10.12.21 事業譲渡	50 18%	38% 85%	113 254	104 102	109	-	-	A	21%	
北越銀行 (新潟県長岡市)	H11.1.11 事業譲渡	12 9%	53% 89%	21 104	18 17	29	-	-	C、	8%	
成協信用組合 (大阪市平野区)	H11.1.11 事業譲渡	478 58%	23% 88%	435 705	518 510	174	-	1件 -	A (X)	37%	
南都銀行 (奈良県奈良市)	H11.1.18 事業譲渡	50 24%	62% 96%	98 321	113 108	40	-	-	C、 (X)	22%	
横浜商銀信用組合 (横浜市中区)	H11.1.25 事業譲渡	160 69%	20% 46%	52 75	162 160	22	-	1件 有り	A (X)	45%	
厚木信用組合 (神奈川県厚木市)	H11.2.8 事業譲渡	105 54%	12% 92%	110 202	133 129	86	-	1件 有り	A (X)	34%	
成協信用組合 (大阪市平野区)	H11.2.8 事業譲渡	193 50%	35% 90%	193 366	230 226	90	-	-	A	29%	
あさひ銀行 (東京都千代田区)	H11.2.15 事業譲渡	55 53%	19% 82%	54 168	50 49	49	-	-	A	21%	
川崎信用金庫 (川崎市川崎区)	H11.2.22 事業譲渡	121 60%	2% 79%	118 242	128 124	99	-	-	A	25%	
信用組合広島商銀 (広島市中区)	H11.2.22 事業譲渡	184 43%	41% 92%	131 266	203 203	112	-	1件 -	B (X)	25%	
信用組合広島商銀 (広島市中区)	H11.2.22 事業譲渡	4 55%	25% 68%	5 9	9 9	2	-	-	B (X)	27%	
成協信用組合 (大阪府東大阪市)	H11.3.8 事業譲渡	965 66%	26% 94%	630 1,029	915 895	289	-	1件 -	C (X)	39%	
八千代銀行 (東京都新宿区)	H11.3.8 事業譲渡	242 43%	24% 86%	257 697	276 261	249	-	-	、 A	23%	
阪神銀行 (神戸市中央区)	H11.4.1 合併	5,387 36%	54% 28%	3,327 8,741	7,901 7,714	2,659	-	-	A	31%	
東京商銀信用組合 (東京都新宿区)	H11.3.23 事業譲渡	368 76%	16% 70%	132 184	367 353	83	-	1件 有り	A (X)	42%	
信用組合宮城商銀 (仙台市青葉区)	H11.3.29 事業譲渡	65 38%	47% 48%	54 104	99 97	33	-	-	B	27%	
滋賀県信用組合、 滋賀銀行 (滋賀県甲賀郡、 滋賀県大津市)	H11.4.5 事業譲渡	41 41%	43% 87%	53 266	62 57	27	-	-	+、 C	14%	
大同信用組合 (大阪市西区)	H11.4.19 事業譲渡	134 47%	41% 93%	97 232	123 118	37	-	-	A	22%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)									
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権 同 貸出金比率	業種別貸出比率		総負債	預金	
								建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預貸率	預貸率
55	和歌山県商工信用組合 (和歌山県田辺市)	H10.3.27 事業譲渡発表	H9.3期	366,508	16,814	260,868	NA NA	40% (H10.3期)	22% 卸・小売、 飲食店	363,988	304,463 85.7%	
56	興和信用組合 (大阪市都島区)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H9.3期 (*)	116,714	4,792	86,317	NA NA	75% (H10.3期)	7% サービス 業	113,098	99,706 86.6%	
57	福寿信用組合 (大阪市西区)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H9.3期 (*)	185,323	2,697	135,579	NA NA	65% (H10.3期)	13% サービス 業	179,452	153,875 88.1%	
58	豊和信用組合 (大阪府豊中市)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H9.3期 (*)	58,463	4,670	36,677	NA NA	52% (H10.3期)	6% サービス 業	57,195	54,132 67.8%	
59 70	日本長期信用銀行 (東京都千代田区)	H10.10.23 特別公的管理 開始決定	H10.9期	24,118,862	3,619,498	14,641,766	新 2,021,470 14%	47% (H10.3期)	18% サービス 業	23,961,542	12,180,105 117.4%	
60	信用組合大阪弘容 (大阪府東大阪市)	H10.5.13 府内10信組 再編策発表	H10.3期	362,317	5,576	250,506	NA NA	54% (H10.3期)	12% サービス 業	431,905	323,510 77.4%	
61	東京東和信用組合 (東京都台東区)	H11.4.16 都内3信組破 綻発表	H11.3期	60,083	5,954	41,725	NA NA	25% (H11.3期)	30% 卸・小売、 飲食店	64,287	50,937 81.9%	
62 80	日本債券信用銀行 (東京都千代田区)	H10.12.13 特別公的管理 開始決定	H10.9期	12,344,139	1,928,458	7,596,028	新 1,778,539 23%	62% (H10.3期)	20% サービス 業	11,866,905	6,421,938 111.6%	
63	総武信用組合 (東京都墨田区)	H11.4.16 都内3信組破 綻発表	H10.3期 (*)	21,789	650	16,211	NA NA	22% (H11.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	21,774	19,316 83.9%	
64	台東信用組合 (東京都台東区)	H11.4.16 都内3信組破 綻発表	H10.3期 (*)	19,075	14	12,791	旧 2,594 20%	26% (H11.3期)	13% 卸・小売、 飲食店	19,207	14,343 89.2%	
65	不動信用金庫 (大阪府中央区)	H11.4.21 事業譲渡発表	H10.3期 (*)	73,970	2,696	58,856	旧 7,014 12%	34% (H11.3期)	25% 製造業	71,852	66,812 88.1%	
66	共同信用組合 (札幌市中央区)	H11.4.16 2信組事業譲 渡発表	H10.3期 (*)	104,689	4,829	81,070	NA NA	43% (H11.3期)	16% サービス 業	102,184	94,499 85.8%	
67	千歳信用組合 (北海道千歳市)	H11.4.16 2信組事業譲 渡発表	H11.3期	71,134	4,860	52,803	新 17,260 33%	27% (H11.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	73,773	66,902 78.9%	
68	平和信用組合 (東京都新宿区)	H11.5.21 都内4信組破 綻発表	H10.3期 (*)	29,459	1,434	18,136	旧 6,286 35%	30% (H11.3期)	10% サービス 業	30,683	22,966 79.0%	
69	紀北信用組合 (和歌山県和歌山市)	H11.3.18 事業譲渡発表	H10.3期	24,879	1,235	19,906	旧 7,071 36%	58% (H11.3期)	9% サービス 業	25,280	22,758 87.5%	
71	玉野信用金庫 (岡山県玉野市)	H11.4.23 4金庫合併発表	H11.3期	141,352	11,443	86,965	NA NA	37% (H11.3期)	18% サービス 業	164,827	109,579 79.4%	
72	三重県信用組合 (三重県津市)	H11.5.14 被管理	H11.3期	53,222	4,994	32,140	NA NA	19% (H11.3期)	15% 卸・小売、 飲食店	51,917	46,155 69.6%	
73	龍ヶ崎信用金庫 (茨城県龍ヶ崎市)	H11.6.4 合併発表	H11.3期	145,779	23,742	96,213	新 22,153 23%	27% (H11.3期)	13% 卸・小売、 飲食店	149,084	134,635 71.5%	
74	足立総合信用組合 (東京都足立区)	H11.5.21 被管理、都内4 信組破綻発表	H11.3期	17,061	2,839	9,839	新 3,297 34%	12% (H11.3期)	26% 卸・小売、 飲食店	19,768	16,497 59.6%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任 追及 刑事責任 追及	破綻原因 区分 同付加 情報	金銭贈与 額等 対負債 比率(損 失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等				
紀陽銀行 (和歌山県和歌山市)	H11.5.6 事業譲渡	1,651 82%	3% 70%	1,381 2,136	1,768 1,737	425	-	3件 有り	A (X)	48%	
大同信用組合 (大阪市西区)	H11.5.17 事業譲渡	357 56%	30% 96%	288 626	353 347	122	-	- -	A	31%	
大同信用組合 (大阪市西区)	H11.6.14 事業譲渡	587 56%	30% 94%	453 945	546 537	194	-	- -	A	30%	
大阪庶民信用組合 (大阪市中央区)	H11.6.28 事業譲渡	138 53%	20% 83%	148 331	162 155	111	-	- -	A (X)	27%	
-	H12.3.1 株式譲渡	30,606 80%	70% 88%	146 1,699	32,391 32,350	7,987	-	5件 有り	A (X)	14%	
大阪庶民信用組合 (大阪市中央区)	H11.8.23 事業譲渡	1,583 73%	10% 78%	1,038 1,595	1,825 1,789	534	-	1件 -	A (X)	41%	
江東信用組合 (東京都江東区)	H11.10.25 事業譲渡	140 42%	57% 92%	92 279	118 110	47	-	- -	B	17%	
-	H12.9.1 株式譲渡	30,173 89%	51% 77%	1,245 3,876	31,497 31,414	3,812	-	2件 有り	A (X)	26%	
都民信用組合 (東京都荒川区)	H11.11.22 事業譲渡	52 53%	19% 71%	56 119	66 63	41	-	1件 有り	C (X)	29%	
都民信用組合 (東京都荒川区)	H11.11.22 事業譲渡	61 60%	11% 53%	48 82	72 69	39	-	- -	C (X)	36%	
八光、大阪、大阪厚生、 大阪市、永和、泉陽、 阪奈、枚方、摂津の9信金	H11.11.29 事業譲渡	126 32%	53% 91%	103 439	100 95	113	-	- -	AB	13%	
専和信用組合 (札幌市中央区)	H11.12.13 事業譲渡	404 57%	42% 95%	287 505	441 431	62	-	1件 -	A (X)	42%	
専和信用組合 (札幌市中央区)	H11.12.13 事業譲渡	199 41%	63% 95%	160 428	185 177	38	-	1件 -	B (X)	24%	
三栄信用組合 (東京都杉並区)	H12.1.24 事業譲渡	72 52%	24% 66%	60 143	69 65	50	-	- -	A	21%	
きのくに信用金庫 (和歌山県和歌山市)	H12.2.14 事業譲渡	132 82%	0% 60%	109 157	141 138	34	-	1件 -	A (X)	55%	
岡山相互信用金庫、 岡山信用金庫 (岡山県岡山市、 岡山県岡山市)	H12.3.21 3金庫合併 (おかやま信用金 庫に改称)	447 52%	45% 97%	281 837	315 312	99	-	1件 -	A (X)	19%	
百五銀行 (三重県津市)	H12.3.21 事業譲渡	85 39%	30% 78%	125 342	114 107	96	-	3件 有り	+ (X)	21%	
水戸信用金庫 (茨城県水戸市)	H12.5.8 合併	248 31%	59% 94%	191 1,032	187 183	124	-	- -	C	12%	
都民信用組合 (東京都荒川区)	H12.5.22 事業譲渡	35 57%	34% 86%	37 106	43 38	11	-	1件 -	C (X)	19%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同 貸出金比率		建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預貸率	
75	神田信用金庫 (東京都千代田区)	H11.4.23 合併発表	H11.3期	179,125	12,586	113,066		NA NA	24% (H11.3期)	34% 卸・小売、 飲食店	187,916	134,773 83.9%	
76	東京都教育信用組合 (東京都千代田区)	H11.6.18 被管理	H10.3期 (*)	60,702	33,133	19,076	旧	113 1%	0% (H11.3期)	7% サービス 業	59,038	57,837 32.6%	
77	富山商銀信用組合 (富山県富山市)	H11.10.8 事業譲渡基本 合意	H11.3期	7,567	0	5,639	新	1,513 27%	39% (H11.3期)	22% サービス 業	7,271	6,194 91.0%	
78	日本信販信用組合 (東京都文京区)	H11.5.21 被管理、都内4 信組破綻発表	H10.3期 (*)	173,719	677	131,057		NA NA	53% (H11.3期)	10% サービス 業	172,889	148,504 88.2%	
79	国民銀行 (東京都千代田区)	H11.4.11 被管理	H11.3期	615,505	57,499	457,480	新	108,463 24%	28% (H11.3期)	24% サービス 業	725,070	523,129 87.5%	
81	西相信用金庫 (神奈川県湯河原町)	H12.1.28 破綻申請	H11.3期	98,756	13,860	65,808	新	14,373 22%	22% (H12.3期)	29% サービス 業	95,327	85,265 77.2%	
82	松沢信用金庫 (東京都世田谷区)	H11.12.10 破綻申請	H11.3期	99,904	10,413	68,292	新	14,526 21%	36% (H12.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	97,352	83,173 82.1%	
83	北兵庫信用組合 (兵庫県城崎郡香住町)	H11.10.29 被管理	H11.3期	50,482	6,484	34,742	新	2,325 7%	23% (H12.3期)	20% サービス 業	48,508	44,567 78.0%	
84	京都みやこ信用金庫 (京都市伏見区)	H12.1.14 破綻申請	H11.3期	1,243,192	101,237	878,088	新	77,977 9%	28% (H12.3期)	16% サービス 業	1,214,015	1,065,188 82.4%	
85	南京都信用金庫 (京都府宇治市)	H12.1.14 破綻申請	H11.3期	443,080	30,283	320,675	新	73,976 23%	34% (H12.3期)	19% サービス 業	432,994	368,110 87.1%	
86	小川信用金庫 (埼玉県比企郡小川町)	H11.11.12 破綻申請	H11.3期	848,093	72,205	585,287	新	109,451 19%	32% (H12.3期)	18% サービス 業	831,202	744,783 78.6%	
87	岡山市民信用金庫 (岡山県岡山市)	H12.4.14 破綻申請	H12.3期	243,568	21,304	162,736	新	16,348 10%	25% (H12.3期)	15% 卸・小売、 飲食店	245,034	215,131 75.6%	
88	なみはや銀行 (大阪市中央区)	H11.8.7 被管理	H11.3期	2,003,853	296,484	1,332,949	新	51,162 4%	41% (H11.3期)	17% サービス 業	1,958,151	1,661,662 79.2%	
89	幸福銀行 (大阪市西区)	H11.5.22 被管理	H11.3期	2,032,112	261,447	1,605,244	新	399,503 25%	42% (H11.3期)	15% サービス 業	2,242,266	1,802,770 88.8%	
90	わかば信用金庫 (東京都中央区)	H12.4.21 破綻申請	H12.3期	95,281	10,114	72,065	新	17,193 24%	26% (H12.3期)	23% 卸・小売、 飲食店	105,852	100,278 71.9%	
91	四国貯蓄信用組合 (香川県高松市)	H12.5.12 被管理	H11.3期 (*)	58,695	7,592	39,248	新	4,410 11%	19% (H12.3期)	15% サービス 業	57,247	53,430 73.5%	
92	日南信用金庫 (宮崎県日南市)	H11.11.19 被管理	H11.3期	40,246	4,109	22,343	新	4,766 21%	21% (H12.3期)	18% 卸・小売、 飲食店	38,405	35,504 62.9%	
93	石川商銀信用組合 (石川県金沢市)	H12.3.30 被管理	H11.3期	5,905	3	3,454	新	766 22%	39% (H12.3期)	18% 卸・小売、 飲食店	5,623	5,256 65.7%	
94	新潟中央銀行 (新潟県新潟市)	H11.10.2 被管理	H11.9期	1,119,329	71,101	934,574	新	236,851 25%	25% (H11.3期)	29% サービス 業	1,202,865	949,723 98.4%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任 追及	破綻原因 区分	金銭贈与額等 対負債 比率(損失 率)	
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等	刑事責任 追及				同付加 情報
興産信用金庫 (東京都千代田区)	H12.6.5 合併	487 52%	42% 88%	301 675	469 456	166	-	-	B (X)	24%		
東京都職員信用組合 (東京都新宿区)	H12.6.12 事業譲渡	17 12%	53% 68%	43 177	116 113	82	-	1件 -	(X)	19%		
福井商銀信用組合 (福井県福井市) (譲受時に北陸商銀 信用組合に改称)	H12.6.26 事業譲渡	25 57%	32% 68%	11 19	26 23	7	-	1件 -	A (X)	32%		
王子信用金庫 (東京都北区)	H12.8.7 事業譲渡	605 77%	6% 95%	168 379	539 525	186	-	-	A	30%		
八千代銀行 (東京都新宿区)	H12.8.14 営業譲渡	2,084 61%	40% 96%	906 2,543	1,837 1,749	343	-	2件 有り	B (X)	24%		
さがみ信用金庫 (神奈川県小田原市)	H12.11.13 事業譲渡	201 37%	53% 87%	164 603	154 146	91	-	-	B	15%		
昭和信用金庫 (東京都世田谷区)	H12.12.4 事業譲渡	210 39%	63% 90%	192 598	193 176	63	-	-	A (X)	18%		
みなと銀行 (神戸市中央区)	H12.12.11 事業譲渡	77 29%	69% 92%	97 337	100 94	33	-	1件 有り	+ (X)	19%		
京都中央信用金庫 (京都市下京区)	H13.1.4 事業譲渡	2,535 39%	55% 96%	2,133 6,407	2,486 2,180	1,083	-	1件 -	C (X)	18%		
京都中央信用金庫 (京都市下京区)	H13.1.4 事業譲渡	1,493 56%	32% 95%	1,127 2,614	1,447 1,390	501	-	1件 -	A (X)	32%		
埼玉縣信用金庫 (埼玉県熊谷市)	H13.1.9 事業譲渡	1,821 41%	45% 91%	1,493 5,489	1,560 1,389	1,006	-	3件 -	A (X)	17%		
おかやま信用金庫 (岡山県岡山市)	H13.2.5 事業譲渡	225 17%	82% 99%	253 1,521	239 223	108	-	1件 -	+ (X)	9%		
大和銀行、 近畿大阪銀行 (大阪市中央区、同)	H13.2.13 営業譲渡	5,542 45%	36% 96%	2,782 8,568	6,526 6,295	1,905	-	-	A	32%		
関西さわやか銀行 (大阪市西区)	H13.2.26 営業譲渡	5,518 49%	50% 94%	2,758 11,249	4,941 4,857	1,706	-	1件 有り	A (X)	22%		
太陽、朝日、同栄、芝、 昭和、目黒、東調布、 王子、多摩中央の9信 用金庫	H13.2.26 事業譲渡	177 38%	45% 85%	209 621	236 209	188	-	-	C	20%		
百十四銀行 (香川県高松市)	H13.3.19 事業譲渡	76 37%	45% 84%	79 390	66 57	62	-	-	C	10%		
南郷信用金庫 (宮崎県南那珂郡南郷町)	H13.3.26 事業譲渡	36 45%	64% 97%	56 265	51 47	10	-	1件 有り	(X)	12%		
北陸商銀信用組合 (福井県福井市)	H13.4.23 事業譲渡	13 49%	45% 67%	7 20	11 10	5	-	-	A	18%		
大光、第四、八十二、 東日本、群馬、東和の 6銀行	H13.5.14 営業譲渡 (第四はH13.5.9)	3,938 64%	33% 90%	1,885 5,700	3,817 3,560	1,021	-	2件 有り	B (X)	30%		

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同 貸出金比率		建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預金 預貸率	
95	振興信用組合 (東京都八王子市)	H12.1.26 被管理	H11.3期	64,482	8,742	42,637		NA NA	33% (H12.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	63,305	58,943 72.3%	
96	信用組合大阪商銀 (大阪市北区)	H10.6.10 破綻公表	H9.3期 (*)	342,185	4,642	230,036		NA NA	38% (H12.3期)	32% サービス 業	331,203	267,157 86.1%	
97	東京相和銀行 (東京都港区)	H11.6.12 被管理	H11.3期	2,529,399	326,071	1,971,725	新	281,842 14%	46% (H11.3期)	12% サービス 業	2,631,633	2,289,460 85.7%	
98	道央信用組合 (北海道滝川市)	H12.12.1 被管理	H12.3期	47,649	2,120	34,812	新	2,862 8%	23% (H12.3期)	20% 卸・小売、 飲食店	46,596	45,844 75.9%	
99	信用組合高知商銀 (高知県高知市)	H11.4.28 破綻申請	H11.3期	13,633	223	7,876	新	1,862 24%	36% (H13.3期)	34% サービス 業	13,888	10,908 72.2%	
100	瑞浪商工信用組合 (岐阜県瑞浪市)	H12.12.8 被管理	H12.3期	10,632	2,796	5,338	新	2,515 47%	16% (H12.3期)	14% 卸・小売、 飲食店	10,423	10,243 52.1%	
101	朝銀青森信用組合 (青森県青森市)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	11,642	23	4,558	旧	201 4%	13% (H13.3期)	62% サービス 業	10,889	10,171 44.8%	
102	朝銀宮城信用組合 (仙台市青葉区)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	17,014	129	11,969	旧	1,809 15%	10% (H13.3期)	71% サービス 業	16,459	12,260 97.6%	
103	朝銀福井信用組合 (福井県福井市)	H11.5.14 破綻申請	H11.3期	17,503	40	12,314	新	1,464 12%	34% (H13.3期)	30% サービス 業	18,415	14,652 84.0%	
104	朝銀愛知信用組合 (名古屋市市中村区)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	296,250	144	190,959	旧	13,555 7%	27% (H13.3期)	53% サービス 業	286,025	198,168 96.4%	
105	朝銀島根信用組合 (島根県出雲市)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	5,554	1	3,066	旧	858 28%	2% (H13.3期)	53% サービス 業	5,359	4,982 61.5%	
106	朝銀広島信用組合 (広島市南区)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	63,134	319	42,050	旧	1,093 3%	34% (H13.3期)	39% サービス 業	60,916	49,084 85.7%	
107	朝銀山口信用組合 (山口県下関市)	H11.5.14 破綻申請	H10.3期 (*)	114,215	924	76,955		NA NA	28% (H13.3期)	52% サービス 業	111,627	77,876 98.8%	
108	朝銀福岡信用組合 (福岡市博多区)	H11.5.14 破綻申請	H11.3期	178,531	202	105,775	新	33,251 31%	36% (H13.3期)	43% サービス 業	183,860	117,681 89.9%	
109	朝銀長崎信用組合 (長崎県長崎市)	H11.5.14 破綻申請	H11.3期	3,423	1	1,521	新	760 50%	27% (H13.3期)	26% 卸・小売、 飲食店	3,899	3,228 47.1%	
110	茨城商銀信用組合 (茨城県水戸市)	H13.2.16 被管理	H12.3期	13,387	103	8,713	新	3,450 40%	21% (H13.3期)	46% サービス 業	13,073	11,681 74.6%	
111	長崎第一信用組合 (長崎県長崎市)	H12.2.10 被管理	H11.3期	15,406	847	9,336	新	3,157 34%	9% (H13.3期)	12% サービス 業	15,030	12,861 72.6%	
112	不動信用組合 (石川県金沢市)	H12.10.6 被管理	H12.3期	10,209	1,369	6,085	新	2,301 38%	28% (H13.3期)	10% 卸・小売、 飲食店	10,006	9,380 64.9%	
113	輪島信用組合 (石川県輪島市)	H12.12.15 被管理	H12.3期	NA	0	1,285	新	655 51%	4% (H13.3期)	28% 製造業	NA	2,098 61.2%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任 追及	破綻原因 区分	金銭贈与 額等 対負債 比率(損 失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等	刑事責 任追及			
大東京信用組合 (東京都港区)	H13.5.14 事業譲渡	89 34%	52% 85%	123 383	140 131	56	-	1件 -	+ (X)	21%	
京都シティ信用組合 (近畿産業に改称) (京都市下京区)	H13.5.28 事業譲渡	1,433 78%	16% 54%	662 1,077	1,605 1,594	226	-	1件 -	AB (X)	48%	
東京スター銀行 (東京都港区)	H13.6.11 営業譲渡	6,977 55%	67% 92%	3,370 10,031	7,626 6,848	1,242	-	1件 有り	A (X)	26%	
空知商工信用組合 (北海道美幌市)	H13.7.9 事業譲渡	41 15%	85% 96%	55 317	58 57	14	-	- -	+ -	12%	
信用組合広島商銀 (広島市中区)	H13.11.12 事業譲渡	32 64%	24% 44%	17 55	29 28	7	-	- 有り	AB (X)	21%	
東濃信用金庫 (岐阜県多治見市)	H13.11.19 事業譲渡	14 50%	53% 80%	21 84	20 18	3	-	- -	+ -	17%	
朝銀北東信用組合 (札幌市中央区)	H13.11.26 事業譲渡	19 52%	32% 46%	12 46	19 18	7	-	- -	B -	17%	
朝銀北東信用組合 (札幌市中央区)	H13.11.26 事業譲渡	56 67%	31% 42%	19 38	49 48	7	-	1件 -	B (X)	29%	
朝銀中部信用組合 (岐阜県岐阜市)	H13.11.26 事業譲渡	42 54%	35% 42%	17 48	39 38	12	-	1件 -	AB (X)	21%	
朝銀中部信用組合 (岐阜県岐阜市)	H13.11.26 事業譲渡	983 70%	19% 62%	461 903	903 885	205	-	1件 有り	B (X)	31%	
朝銀西信用組合 (岡山県岡山市)	H13.11.26 事業譲渡	16 74%	28% 66%	12 26	15 14	2	-	2件 -	B (X)	26%	
朝銀西信用組合 (岡山県岡山市)	H13.11.26 事業譲渡	162 67%	27% 78%	103 228	167 156	40	-	1件 -	AB (X)	26%	
朝銀西信用組合 (岡山県岡山市)	H13.11.26 事業譲渡	541 76%	14% 52%	176 232	593 577	100	-	1件 -	B (X)	52%	
朝銀西信用組合 (岡山県岡山市)	H13.11.26 事業譲渡	847 81%	12% 62%	327 408	866 848	95	-	1件 -	AB (X)	46%	
朝銀西信用組合 (岡山県岡山市)	H13.11.26 事業譲渡	8 81%	13% 38%	3 8	10 9	1	-	- -	B -	24%	
横浜商銀信用組合 (横浜市中区)	H13.12.25 事業譲渡	42 60%	25% 59%	24 48	37 36	16	-	1件 -	B (X)	27%	
長崎三菱信用組合、 十八銀行 (長崎県長崎市、 長崎県長崎市)	H14.1.15 事業譲渡	32 57%	30% 78%	39 109	39 38	15	-	1件 -	C (X)	25%	
金沢中央信用組合 (石川県金沢市)	H14.1.28 事業譲渡	27 68%	17% 56%	25 73	25 23	10	-	1件 -	C、 (X)	23%	
能登信用金庫 (石川県七尾市)	H14.2.18 事業譲渡	5 44%	65% 72%	8 20	5 5	1	-	- -	C (X)	21%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同貸出金比率	建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種	預金 預貸率			
114	宇都宮信用金庫 (栃木県宇都宮市)	H13.10.19 被管理	H13.3期	201,990	34,737	106,710	新	16,286 15%	21% (H13.3期)	24% サービス業	197,571	185,379 57.6%	
115	信用組合三重商銀 (三重県桑名市)	H12.5.19 被管理	H11.3期 (*)	11,965	20	8,879	新	2,840 32%	23% (H13.3期)	19% 製造業	11,471	10,350 85.8%	
116	臼杵信用金庫 (大分県臼杵市)	H13.11.16 被管理(大分県3 信金破綻公表)	H13.3期	37,732	7,271	20,241	新	1,447 7%	16% (H13.3期)	18% 卸・小売、 飲食店	35,682	32,661 62.0%	
117	小樽商工信用組合 (北海道小樽市)	H13.7.6 被管理	H12.3期 (*)	46,602	3,379	37,259	新	8,585 23%	28% (H13.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	45,996	45,085 82.6%	
118	新潟商銀信用組合 (新潟県新潟市)	H12.8.25 被管理	H12.3期	13,090	47	10,624	新	4,516 43%	15% (H13.3期)	46% サービス業	12,883	11,538 92.1%	
119	常滑信用組合 (愛知県常滑市)	H13.10.19 被管理	H13.3期	139,996	21,920	89,788	新	12,773 14%	15% (H13.3期)	24% 製造業	138,212	132,432 67.8%	
120	春江信用組合 (福井県坂井郡春江町)	H13.5.25 被管理	H12.3期 (*)	7,813	2,277	4,271	新	1,171 27%	9% (H13.3期)	13% 製造業	7,535	7,328 58.3%	
121	中津川信用組合 (岐阜県中津川市)	H13.11.2 被管理	H13.3期	26,828	10,854	13,402	新	3,753 28%	19% (H13.3期)	15% 卸・小売、 飲食店	26,557	25,887 51.8%	
122	沖縄信用金庫 (沖縄県那覇市)	H13.10.26 被管理	H13.3期	45,604	1,891	27,467	新	9,439 34%	34% (H13.3期)	20% サービス業	45,081	39,845 68.9%	
123	神奈川県青果信用組合 (横浜市金沢区)	H13.3.16 被管理	H12.3期	14,178	1,811	10,112	新	1,584 16%	2% (H13.3期)	80% 卸・小売、 飲食店	13,937	13,627 74.2%	
124	大日光信用組合 (栃木県日光市)	H13.11.16 被管理	H13.3期	11,395	501	7,821	新	3,574 46%	31% (H13.3期)	16% サービス業	11,297	10,134 77.2%	
125	せいか信用組合 (東京都千代田区)	H13.6.8 被管理	H13.3期	48,353	2,157	36,774	新	7,298 20%	1% (H13.3期)	72% 卸・小売、 飲食店	50,281	47,108 78.1%	
126	大阪第一信用金庫 (大阪市中央区)	H13.10.19 被管理	H13.3期	56,708	8,291	37,996	新	8,478 22%	19% (H13.3期)	23% 卸・小売、 飲食店	54,619	48,570 78.2%	
127	関西西宮信用金庫 (神戸市中央区)	H13.11.22 被管理	H13.3期	331,367	40,090	217,987	新	40,248 18%	36% (H13.3期)	14% 卸・小売、 飲食店	324,308	305,974 71.2%	
128	中津信用金庫 (大分県中津市)	H13.11.16 被管理(大分県3 信金破綻公表)	H13.3期	83,588	19,676	49,298	新	7,674 16%	24% (H13.3期)	14% 卸・小売、 飲食店	81,480	76,956 64.1%	
129	佐賀関信用金庫 (大分県北部郡 佐賀関町)	H13.11.16 被管理(大分県3 信金破綻公表)	H13.3期	14,453	1,455	7,414	新	1,722 23%	27% (H13.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	14,035	12,578 58.9%	
130	東京商銀信用組合 (東京都新宿区)	H12.12.16 被管理	H12.3期	293,837	4,668	226,021	新	61,462 27%	39% (H13.3期)	39% サービス業	279,939	253,985 89.0%	
131	だいしん信用組合 (石川県加賀市)	H13.4.6 被管理	H12.3期 (*)	18,994	2,689	13,062	新	2,852 22%	16% (H13.3期)	21% 卸・小売、 飲食店	18,333	17,765 73.5%	
132	松島炭鉱信用組合 (長崎県西彼杵郡 外海町)	H13.11.30 被管理	H13.3期	2,746	1,101	388	新	0 0%	14% (H13.3期)	NA 建設業と 個人のみ	2,672	2,635 14.7%	

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任追及 刑事責任追及	破綻原因区分 同付加情報	金銭贈与額等 対負債比率(損失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等				
栃木、烏山、鹿沼相互、小山、大田原の5信用金庫	H14.2.25 事業譲渡	223 27%	64% 95%	270 1,273	265 232	154	-	-	C (X)	12%	
信用組合愛知商銀 (愛知県名古屋市中)	H14.2.25 事業譲渡	51 79%	6% 27%	53 61	87 83	15	-	1件 -	C、 (X)	72%	
大分信用金庫 (大分県大分市)	H14.2.25 事業譲渡	36 21%	85% 97%	49 259	48 44	9	-	-	-	12%	
小樽信用金庫 (北海道小樽市)	H14.3.4 事業譲渡	139 45%	47% 87%	110 267	127 124	53	-	1件 -	C、 (X)	27%	
あすなる信用組合 (長野県松本市)	H14.3.18 事業譲渡	46 71%	17% 49%	23 42	43 42	14	-	1件 -	B (X)	33%	
知多信用金庫 (愛知県半田市)	H14.3.18 事業譲渡	123 17%	78% 98%	181 967	148 132	85	-	-	、C	10%	
福邦銀行 (福井県福井市)	H14.3.18 事業譲渡	6 23%	44% 59%	13 60	11 8	11	-	-	C、	11%	
岐阜信用金庫 (岐阜県岐阜市)	H14.3.18 事業譲渡	33 34%	67% 94%	30 190	30 27	8	-	-	C、	10%	
コザ信用金庫 (沖縄県沖縄市)	H14.3.18 合併	49 21%	60% 91%	59 268	43 40	62	-	-	A	9%	
湘南信用金庫 (神奈川県横須賀市)	H14.3.25 事業譲渡	12 24%	62% 81%	22 89	18 17	13	-	-	C、	12%	
鹿沼相互信用金庫 (栃木県鹿沼市)	H14.3.25 事業譲渡	39 54%	35% 75%	37 74	39 38	19	-	-	A (X)	34%	
王子信用金庫、 興産信用金庫 (東京都北区、東京都千代田区)	H14.3.25 事業譲渡	128 48%	57% 78%	105 249	131 118	44	-	-	C、	23%	
大阪信用金庫 (大阪市天王寺区)	H14.3.25 事業譲渡	109 40%	42% 88%	103 309	114 102	93	-	1件 有り	C、 (X)	19%	
尼崎、神戸、姫路、兵庫の4信用金庫 (尼崎市、神戸市中央区、姫路市、姫路市)	H14.3.25 事業譲渡	468 25%	65% 94%	414 2,327	398 354	359	-	-	A、	11%	
大分みらい信用金庫 (大分県別府市)	H14.3.25 事業譲渡	93 21%	79% 97%	123 631	105 93	30	-	-	C、	11%	
大分みらい信用金庫 (大分県別府市)	H14.3.25 事業譲渡	34 51%	65% 94%	29 100	27 26	6	-	-	C、 (X)	19%	
信用組合北東商銀 (仙台市青葉区) (譲受時にあすか信用組合に改称)	H14.4.15 事業譲渡	1,326 68%	20% 59%	574 944	1,362 1,250	362	-	1件 -	AB (X)	45%	
金沢信用金庫、 北陸信用金庫 (石川県金沢市、同)	H14.4.22 事業譲渡	29 42%	25% 69%	36 133	32 29	36	-	1件 -	C、 (X)	16%	
長崎三菱信用組合 (長崎県長崎市)	H14.5.27 事業譲渡	0 13%	99% 94%	6 17	4 3	0	-	-	-	12%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)									
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権 同 貸出金比率	業種別貸出比率		総負債	預金	
								建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預貸率	預貸率
133	網走信用組合 (北海道網走市)	H13.11.9 被管理	H13.3期	35,969	4,147	25,429	新	8,403 33%	19% (H13.3期)	27% サービス業	35,465	33,637 75.6%
134	大栄信用組合 (東京都大田区)	H13.11.2 被管理	H13.3期	74,364	1,407	52,164	新	15,421 30%	22% (H13.3期)	17% 製造業	73,833	67,605 77.2%
135	旭川商工信用組合 (北海道旭川市)	H13.6.22 被管理	H13.3期	68,965	3,968	58,119	新	15,648 27%	26% (H13.3期)	24% サービス業	73,022	71,167 81.7%
136	加賀信用組合 (石川県加賀市)	H13.4.6 被管理	H13.3期	11,476	2,568	6,366	新	1,550 24%	17% (H13.3期)	24% 卸・小売、 飲食店	11,609	11,439 55.7%
137	信用組合福岡商銀 (福岡市博多区)	H10.5.15 H12.6.9	H9.3期 (*)	138,961	189	91,561		NA NA	51% (H13.3期)	41% サービス業	132,522	94,956 96.4%
138	東京富士信用組合 (東京都大田区)	H13.11.2 被管理	H13.3期	67,414	16,759	42,699	新	9,132 21%	31% (H13.3期)	18% 製造業	67,015	64,255 66.5%
139	宮城県中央信用組合 (仙台市宮城野区)	H13.11.9 被管理	H13.3期	35,938	2,196	24,696	新	5,827 24%	30% (H13.3期)	14% サービス業	35,275	33,749 73.2%
140	黒磯信用組合 (栃木県黒磯市)	H13.12.7 被管理	H13.3期	42,656	4,254	27,243	新	11,592 43%	28% (H13.3期)	15% サービス業	41,196	36,828 74.0%
141	馬頭信用組合 (栃木県那須郡馬頭町)	H13.11.16 被管理	H13.3期	11,423	3,262	4,543	新	904 20%	12% (H13.3期)	17% 製造業	11,133	10,963 41.4%
142	小川信用組合 (栃木県那須郡小川町)	H13.12.7 被管理	H13.3期	13,191	2,473	5,261	新	2,686 51%	37% (H13.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	13,025	12,795 41.1%
143	岩手信用組合 (岩手県大船渡市)	H13.11.9 被管理	H13.3期	23,673	482	13,530	新	1,810 13%	23% (H13.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	23,462	16,769 80.7%
144	岡山県信用組合 (岡山県岡山市)	H13.12.7 被管理	H13.3期	184,575	41,236	112,752	新	28,687 25%	24% (H13.3期)	16% サービス業	179,783	177,054 63.7%
145	島原信用組合 (長崎県島原市)	H13.12.21 被管理	H13.3期	10,643	1,671	5,802	新	1,141 20%	15% (H13.3期)	22% 卸・小売、 飲食店	10,501	9,879 58.7%
146	両筑信用組合 (福岡県浮羽郡吉井町)	H13.12.28 被管理	H13.3期	28,542	5,672	15,133	新	2,396 16%	13% (H13.3期)	11% サービス業	27,585	26,725 56.6%
147	神栄信用金庫 (神戸市中央区)	H14.1.18 被管理	H13.3期	38,235	2,318	22,285	新	4,380 20%	33% (H13.3期)	36% 卸・小売、 飲食店	36,938	32,843 67.9%
148	三栄信用組合 (東京都杉並区)	H13.11.22 被管理	H13.3期	106,341	18,926	69,086	新	23,245 34%	36% (H13.3期)	19% サービス業	105,737	102,297 67.5%
149	信用組合京都商銀 (京都市下京区)	H13.4.20 被管理	H12.3期 (*)	113,481	68	86,609	新	24,376 28%	51% (H13.3期)	21% サービス業	110,137	94,017 92.1%
150	長島信用金庫 (三重県北牟婁郡 紀伊長島町)	H13.12.28 被管理	H13.3期	14,619	3,264	7,825	新	1,460 19%	18% (H13.3期)	25% 卸・小売、 飲食店	13,672	11,770 66.5%
151	佐伯信用金庫 (大分県佐伯市)	H13.12.28 被管理	H12.3期 (*)	76,406	4,731	44,457	新	4,364 10%	12% (H13.3期)	16% 卸・小売、 飲食店	73,197	65,062 68.3%

救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)							民事責任追及 刑事責任追及	破綻原因区分 同付加情報	金銭贈与額等 対負債比率(損失率)
		貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	ペイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 ----- (備考)	その他の資 金援助等				
釧路信用組合 (北海道釧路市)	H14.7.8 事業譲渡	101 49%	57% 94%	73 208	97 89	16	-	1件 -	B (X)	25%	
共立信用組合 (東京都大田区)	H14.4.30 事業譲渡	204 50%	50% 86%	200 469	208 194	60	-	- -	C (X)	26%	
北央信用組合 (北海道札幌市)	H14.5.7 事業譲渡	176 40%	51% 94%	189 462	213 205	71	-	1件 -	C、 (X)	28%	
北國銀行 (石川県金沢市)	H14.5.13 事業譲渡	10 35%	35% 60%	18 95	12 9	21	-	- -	C、 (X)	8%	
熊本商銀信用組合 (熊本県熊本市) (譲受時に九州幸銀信組 に改称)	H14.5.20 事業譲渡	483 79%	19% 61%	217 349	480 471	50	-	2件 -	AB (X)	36%	
共立信用組合 (東京都大田区)	H14.6.10 事業譲渡	132 41%	62% 93%	134 447	143 132	38	-	- -	A、	20%	
仙台信用金庫、 宮城第一信用金庫 (仙台市青葉区、 仙台市青葉区)	H14.6.17 事業譲渡	58 31%	42% 88%	79 253	71 62	70	-	- -	A	18%	
那須信用組合 (栃木県那須郡那須町)	H14.6.24 事業譲渡	128 55%	35% 86%	123 277	135 124	43	-	- -	C、	30%	
那須信用組合 (栃木県那須郡那須町)	H14.6.24 事業譲渡	9 30%	67% 88%	21 85	16 14	4	-	- -	、 C	12%	
那須信用組合 (栃木県那須郡那須町)	H14.6.24 事業譲渡	20 49%	34% 84%	24 98	22 21	11	-	- -	A、	16%	
気仙沼信用金庫 (宮城県気仙沼市)	H14.7.8 事業譲渡	31 31%	64% 90%	34 108	38 33	21	-	- -	C、	14%	
トマト銀行 (岡山県岡山市)	H14.7.8 事業譲渡	267 31%	64% 96%	301 1,239	349 332	123	-	1件 -	(X)	18%	
たちばな信用金庫 (長崎県諫早市)	H14.7.15 事業譲渡	13 28%	75% 93%	23 85	23 21	5	-	- -	C、	20%	
筑後信用金庫 (福岡県久留米市)	H14.7.15 事業譲渡	38 36%	50% 90%	39 205	29 22	29	-	- -	C、	8%	
日新信用金庫 (兵庫県明石市)	H14.5.20 事業譲渡	38 22%	70% 93%	33 176	43 38	44	-	- -	AB (X)	10%	
大東京信用組合 (東京都港区)	H14.5.27 事業譲渡	240 43%	53% 93%	248 724	251 238	91	-	1件 -	A (X)	23%	
近畿産業信用組合、 整理回収機構 (京都市下京区、 東京都中野区)	H14.5.27 事業譲渡	508 70%	24% 75%	198 338	503 494	103	-	1件 -	A (X)	45%	
紀北信用金庫 (三重県尾鷲市)	H14.6.3 事業譲渡	29 41%	67% 88%	24 74	29 27	4	-	1件 -	B、 (X)	20%	
大分信用金庫 (大分県大分市)	H14.6.10 事業譲渡	96 27%	77% 96%	108 477	93 82	28	-	- -	C、 (X)	11%	

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同貸出金比率		建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預貸率	
152	都民信用組合 (東京都荒川区)	H13.12.21 被管理	H13.3期	118,651	23,635	82,782	新	15,945 19%	16% (H13.3期)	16% サービス業	116,219	109,645 75.5%	
153	池袋信用組合 (東京都豊島区)	H13.12.21 被管理	H13.3期	42,058	3,333	30,792	新	11,630 38%	30% (H13.3期)	13% サービス業	41,334	38,426 80.1%	
154	信用組合関西興銀 (大阪市天王寺区)	H12.12.16 被管理	H12.3期	1,205,721	16,178	967,423	新	109,693 11%	40% (H13.3期)	42% サービス業	1,159,247	1,091,422 88.1%	
155	栃木県中央信用組合 (栃木県宇都宮市)	H13.12.7 被管理	H13.3期	40,256	2,678	25,595	新	9,549 37%	33% (H13.3期)	11% サービス業	39,614	38,739 66.1%	
156	千葉商銀信用組合 (千葉市中央区)	H14.1.18 被管理	H13.3期	14,597	87	10,471	新	4,864 46%	22% (H13.3期)	31% サービス業	14,121	12,170 86.0%	
157	東京食品信用組合 (東京都新宿区)	H13.11.30 被管理	H13.3期	46,135	226	30,905	新	8,722 28%	0% (H13.3期)	79% 卸・小売、 飲食店	46,043	42,621 72.5%	
158	第三信用組合 (東京都中央区)	H13.11.30 被管理	H13.3期	40,233	3,470	26,387	新	9,042 34%	30% (H13.3期)	17% 卸・小売、 飲食店	39,878	38,187 69.1%	
159	東京信用組合 (東京都千代田区)	H13.6.15 被管理	H12.3期 (*)	16,184	1,910	11,161	新	2,454 22%	23% (H13.3期)	24% 卸・小売、 飲食店	15,896	14,177 78.7%	
160	秋田県中央信用組合 (秋田県男鹿市)	H13.11.30 被管理	H13.3期	22,363	3,056	13,329	新	1,330 10%	20% (H13.3期)	13% 卸・小売、 飲食店	21,539	21,020 63.4%	
161	東京中央信用組合 (東京都千代田区)	H13.6.8 被管理	H13.3期	25,946	4,834	17,788	新	6,418 36%	16% (H13.3期)	32% サービス業	29,390	27,948 63.6%	
162	石川たばこ信用組合 (石川県金沢市)	H14.1.25 被管理	H13.3期	4,984	2,797	1,275	新	187 15%	11% (H13.3期)	54% 卸・小売、 飲食店	4,502	4,437 28.7%	
163	上田商工信用組合 (長野県上田市)	H13.12.28 被管理	H13.3期	56,698	2,520	41,778	新	11,588 28%	25% (H13.3期)	21% サービス業	55,450	52,112 80.2%	
164	厚木信用組合 (神奈川県厚木市)	H13.12.21 被管理	H13.3期	60,655	6,780	29,942	新	9,254 31%	30% (H13.3期)	12% 卸・小売、 飲食店	58,847	57,572 52.0%	
165	千葉県商工信用組合 (千葉市中央区)	H13.5.11 被管理	H13.3期	108,814	3,469	86,903	新	47,677 55%	34% (H13.3期)	8% サービス業	115,007	113,158 76.8%	
166	相互信用金庫 (大阪市阿倍野区)	H14.1.25 被管理	H13.3期	605,001	44,833	388,910	新	72,286 19%	31% (H13.3期)	22% 製造業	586,000	539,098 72.1%	
167	船橋信用金庫 (千葉県船橋市)	H14.1.25 被管理	H13.3期	219,904	41,333	129,758	新	25,910 20%	30% (H13.3期)	15% 卸・小売、 飲食店	214,567	210,390 61.7%	
168	紀南信用組合 (三重県熊野市)	H14.2.15 被管理	H13.3期	13,977	2,196	6,157	新	206 3%	13% (H13.3期)	8% 卸・小売、 飲食店	13,471	13,309 46.3%	
169	大分商銀信用組合 (大分県大分市)	H14.3.1 被管理	H12.3期 (**)	8,215	29	6,891	新	1,818 26%	14% (H13.3期)	23% その他の 産業	7,842	7,726 89.2%	
170	暁信用組合 (東京都中央区)	H14.3.15 被管理	H13.3期	9,922	5	7,874	新	2,868 36%	1% (H13.3期)	72% 卸・小売、 飲食店	9,893	8,886 88.6%	

	救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)						民事責任 追及	破綻原因 区分	金銭贈 与額等 対負債 比率(損 失率)
			貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ヘース /件数ヘース	パイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 (備考)	その他の資 金援助等			
	荒川、日興、西京の3 金庫、第一勧業信組 (東京都荒川区、荒川 区、新宿区、新宿区)	H14.6.17 事業譲渡	249 40%	47% 81%	315 724	343 307	223	-	1件 -	(X)	26%
	東京三協信用金庫 (東京都新宿区)	H14.6.17 事業譲渡	139 55%	36% 72%	128 262	140 130	63	-	- -	A (X)	31%
	近畿産業信用組合、 整理回収機構 (京都市下京区、 東京都中野区)	H14.6.17 事業譲渡	6,486 77%	17% 55%	3,201 4,753	6,834 6,581	1,483	-	3件 有り	AB (X)	57%
	栃木銀行 (栃木県宇都宮市)	H14.6.24 事業譲渡	88 48%	30% 80%	82 266	85 76	67	-	- -	A	19%
	横浜商銀信用組合 (横浜市中区)	H14.6.24 事業譲渡	54 64%	22% 47%	35 65	54 51	18	-	- -	B (X)	36%
	西京、朝日、興産、東 京産業の4金庫 (東京都新宿区、台東 区、千代田区、目黒 区)	H14.7.8 事業譲渡	97 43%	36% 75%	89 185	127 117	78	-	- -	C (X)	25%
	興産信用金庫、 大東京信用組合 (東京都千代田区、 港区)	H14.7.15 事業譲渡	80 43%	48% 89%	73 243	78 77	39	-	- -	A、	19%
	東京スター銀行 (東京都港区)	H14.7.15 事業譲渡	54 62%	25% 81%	50 86	69 67	20	-	1件 -	C、 (X)	42%
	秋田信用金庫 (秋田県秋田市)	H14.7.22 事業譲渡	21 32%	30% 60%	47 163	40 27	56	-	- -	、	12%
	東京スター銀行 (東京都港区)	H14.7.22 事業譲渡	77 62%	68% 94%	48 128	88 84	10	-	1件 -	B、 (X)	29%
	北國銀行 (石川県金沢市)	H14.7.22 事業譲渡	3 41%	17% 74%	10 42	7 5	5	-	- -	、 C	12%
	長野県信組、美駒信 組、長野信金、上田信 金、八十二銀行	H14.8.5 事業譲渡	126 45%	24% 63%	161 340	163 141	155	-	- -	C、	25%
	平塚信用金庫 (神奈川県平塚市)	H14.8.12 事業譲渡	77 38%	39% 83%	105 416	84 73	93	-	- -	A、 (X)	12%
	東京スター銀行、 銚子商工信用組合 (東京都港区、 千葉県銚子市)	H14.8.19 事業譲渡	380 57%	38% 88%	301 812	331 326	168	-	- -	A	28%
	大阪信用金庫 (大阪市天王寺区)	H14.6.10 事業譲渡	868 31%	60% 94%	723 3,497	781 719	632	-	1件 -	A、 (X)	12%
	東京東信用金庫 (東京都墨田区)	H14.6.17 事業譲渡	360 30%	51% 92%	533 1,553	460 400	351	-	- -	A	19%
	新宮信用金庫 (和歌山県新宮市)	H14.6.17 事業譲渡	2 3%	88% 93%	9 106	7 6	14	-	- -	、 C	4%
	九州幸銀信用組合 (熊本県熊本市、H14. 5.20熊本商銀より改称)	H14.7.15 事業譲渡	31 60%	61% 64%	15 24	26 26	4	-	- -	C (X)	33%
	江東信用組合 (東京都江東区)	H14.8.12 事業譲渡	32 49%	58% 76%	28 49	36 32	11	-	- -	C (X)	33%

整理 番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻日	破綻直前期における財務データ(百万円、%)										
			決算期	総資産	有価証券	貸出金	リスク管理 債権		業種別貸出比率		総負債	預金	
							同 貸出金比率		建設・不動 産・金融 (決算期)	その他の 業種		預金 預貸率	
171	永代信用組合 (東京都江東区)	H14.1.12 被管理	H13.3期	295,519	10,013	246,476	新	114,101 46%	28% (H13.3期)	25% サービス業	293,938	279,428 88.2%	
172	石岡信用金庫 (茨城県石岡市)	H14.3.1 被管理	H13.3期	356,374	97,232	148,564	新	29,292 20%	18% (H13.3期)	17% サービス業	342,892	337,150 44.1%	
173	朝銀近畿信用組合 (神戸市長田区)	H12.12.29 被管理	H12.3期	840,393	1,791	558,385	新	72,272 13%	44% (H13.3期)	36% サービス業	811,514	639,251 87.3%	
174	朝銀東京信用組合 (東京都渋谷区)	H11.5.21 H12.12.29	H10.3期 (*)	432,056	229	302,474		NA NA	26% (H13.3期)	39% サービス業	422,855	285,690 105.9%	
175	朝銀千葉信用組合 (千葉市中央区)	H11.5.21 H12.12.29	H10.3期 (*)	75,357	15	51,530		NA NA	53% (H13.3期)	32% サービス業	74,230	53,219 96.8%	
176	朝銀新潟信用組合 (新潟県新潟市)	H11.5.21 H12.12.29	H10.3期 (*)	17,562	2	11,658	旧	536 5%	26% (H13.3期)	62% サービス業	16,665	15,237 76.5%	
177	朝銀長野信用組合 (長野県長野市)	H11.5.21 H12.12.29	H11.3期	28,583	17	20,223	新	7,343 36%	24% (H13.3期)	42% サービス業	29,056	22,945 88.1%	
178	朝銀関東信用組合 (横浜市神奈川区)	H13.8.24 被管理	H12.3期 (*)	314,480	1,116	233,430	新	41,768 18%	24% (H13.3期)	52% サービス業	299,530	234,283 99.6%	
179	中部銀行 (静岡県静岡市)	H14.3.8 被管理	H13.9期	530,862	36,523	416,473	新	52,753 13%	27% (H13.3期)	17% サービス業	525,351	509,014 81.8%	
180	石川銀行 (石川県金沢市)	H13.12.28 被管理	H13.9期	551,374	51,491	416,155	新	137,634 33%	19% (H13.9期)	41% サービス業	573,846	510,751 78.2%	
-	特例資産買取り(大阪府民、東京協和、安全、コスモ、友愛の5信組の不良債権の二次買取り)												

	救済金融機関 (所在地)	事業譲渡日 /処理方式	資金援助関係のデータ(億円、%)						民事責任 追及 刑事責任 追及	破綻原因 区分 同付加 情報	金銭贈 与額等 対負債 比率(損 失率)
			貸出金譲渡 損失額 /損失率	受皿承継率 金額ベース /件数ベース	パイオフ コスト 付保預金額	金銭贈与額 当初/ 現在	資産買取額 ----- (備考)	その他の資 金援助等			
	東京東信用金庫、 昭和信用金庫 (東京都墨田区、 東京都世田谷区)	H14.9.17 事業譲渡	1,276 63%	28% 73%	1,042 1,874	1,502 1,142	450	-	2件 有り	B (X)	39%
	水戸信用金庫 (茨城県水戸市)	H14.9.24 事業譲渡	324 25%	67% 98%	342 2,551	356 311	173	-	1件 -	C、 (X)	9%
	兵庫ひまわり信用組 合、京滋信用組合、ミ レ信用組合、整理回 収機構	H14.8.12 事業譲渡	2,800 68%	20% 65%	1,214 2,455	2,634 2,572	622	-	2件 有り	AB (X)	32%
	八ナ信用組合、 整理回収機構 (東京都渋谷区、 東京都中野区)	H14.12.29 事業譲渡	1,891 82%	11% 35%	574 780	2,086 2,067	210	-	1件 有り	B (X)	49%
	八ナ信用組合、 整理回収機構 (東京都渋谷区、 東京都中野区)	H14.12.29 事業譲渡	326 85%	9% 25%	98 149	330 325	31	-	1件 -	AB (X)	44%
	八ナ信用組合、 整理回収機構 (東京都渋谷区、 東京都中野区)	H14.12.29 事業譲渡	57 71%	23% 52%	33 72	52 51	6	-	1件 -	B (X)	31%
	八ナ信用組合、 整理回収機構 (東京都渋谷区、 東京都中野区)	H14.12.29 事業譲渡	102 71%	25% 38%	46 89	104 103	15	-	2件 -	B (X)	35%
	八ナ信用組合、 整理回収機構 (東京都渋谷区、 東京都中野区)	H14.12.29 事業譲渡	1,097 62%	31% 52%	503 892	1,094 1,067	180	-	1件 -	B (X)	36%
	日本承継銀行 (清水銀行、静岡中央 銀行、東京スター銀 行)	H15.3.3 営業譲渡	522 22%	75% 93%	668 2,996	944 670	646	-	1件 -	C (X)	13%
	日本承継銀行(北陸 銀行、北國銀行、富山 第一銀行、金沢信用 金庫、能登信用金庫)	H15.3.24 営業譲渡	1,656 57%	20% 87%	985 3,314	1,809 1,738	894	-	1件 有り	B (X)	30%
	申請金融機関：全国 信用協同組合連合会 (東京都中央区)	H12.12.25 (特例資産買取及 び損失補てん)					159 特例資産買 取額	損失補填額 820			

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
1	東邦相互銀行 (愛媛県松山市)	S46来島どっくグループの傘下に入り、以来海運・造船部門への集中的な貸出により業容、収益を拡大してきたが、プラザ合意移行の円高進行による海運・造船関連の主要貸出先の業況悪化に伴いS61以降同行の貸出資産内容も急速に悪化。債権償却の負担、資金繰りの困難化に加え、海運・造船への極端な取引傾斜による顧客基盤の脆弱性等から自主再建を断念。
2	東洋信用金庫 (大阪府大阪市淀川区)	H3.8元支店長が取引先(尾上縫)の依頼により、巨額の架空預金証書及び質権設定承諾書を偽造し、取引先はノンバンク等からの借り入れのために、偽造預金証書を担保として差し入れ、多額の融資を引出すという不祥事件が発覚。その結果、ノンバンク10社、日本興業銀行及び富士銀行に多額(2,512億円)の債務を負うこととなり、単独での営業が困難化。
3	釜石信用金庫 (岩手県釜石市)	基幹産業であった新日鉄釜石製鉄所の合理化、高炉の完全休止に加え、200海里問題以降の水産関連産業の不振、さらにはこれらに伴う人口の減少などから、主要貸出先が経営危機に陥ったため、不稼働資産が増加し、経営内容が著しく悪化。
4	大阪府民信用組合 (大阪府大阪市中央区)	S61新理事長就任後、規模拡大を目指し、大口預金を中心に預金増強を図る一方で、不動産関連貸出や特定先(イトマン関連等)等への貸出を増加。しかし、H2頃より、イトマン問題の表面化や不動産市場の落ち込みから、経営上の諸問題が報道され、預金の流出が相次ぎ極めて厳しい資金繰り状態に転落。H3.11大阪府、全信組連、富士銀、大和銀、大信協の協力のもと再建計画をスタートさせたが、その後の不動産市況の一段の低迷から、4年度決算では内部留保を使い果たし、自主再建を断念。
5	信用組合岐阜商銀 (岐阜県岐阜市)	S61新理事長就任以来、規模拡大を目指し、大口預金を中心に預金増強を図る一方、特定先(暴力団系不動産会社)等への大口貸出へ傾斜。しかし、平成2年頃より、特定先への大口貸付が固定化し、暴力団との癒着関係が露見すると、預金の不安定化および経営状態の悪化を招き、自主再建を断念。
6-1	東京協和信用組合 (東京都港区)	S60にT理事長就任後、理事長の関係するグループ(イ・アイ・イ・インターナショナル)をはじめとするゴルフ場・レジャー産業関連企業への大口融資を急速に拡大。バブル経済の崩壊により経営環境が激変し、景気の長期低迷も加わり、不良債権が増加して経営危機に陥った。この間、資金調達を高利大口定期に頼った結果、実質的な収益構造は逆転化。
6-2	安全信用組合 (東京都港区)	S58にS理事長就任後、理事長が関係するゴルフ場・不動産関連会社や親しい間柄にあった東京協和信用組合のT理事長の関連するグループ向けへの大口融資を急速に拡大。バブル経済の崩壊により経営環境が激変し、景気の長期低迷も加わり、不良債権が増加して経営危機に陥った。この間、資金調達を高利大口定期に頼った結果、実質的な収益構造は逆転化。
7	友愛信用組合 (神奈川県横浜市神奈川区)	S61、62頃を中心に、不動産・建築業等の中小企業者向けの貸出を積極的に増加。貸出先の多くは資金力・経営力に乏しかったため、バブル経済の崩壊により債権は不良化。換価性の低い物件を担保としていたことも不良債権増加に影響。
8	兵庫銀行 (兵庫県神戸市中央区)	バブル経済期において本体及び関連ノンバンクを通じて積極的な不動産関連融資を行ってきたことから、バブル経済の崩壊に伴い資産内容が急激に悪化。不動産価格の持続的な下落、阪神・淡路大震災の影響等により資産内容が更に悪化し、H7.8に行われた大蔵省検査では実質債務超過状態が判明。自主再建を断念。
9	コスモ信用組合 (東京都中央区)	S46に就任したT理事長の下で、不動産業、金融・保険業への融資を拡大。しかしバブル経済の崩壊に伴う不動産価格の下落からH3頃を境に急激な資産内容の悪化に直面し、7年5月の東京都による検査で実質大幅債務超過状態が発覚、同年7月に東京都は業務停止命令を発動した。
10	福井県第一信用組合 (福井県福井市)	S60頃から主要取引先の眼鏡業者等の経営破綻や貸出中小企業差の経営不振により不良債権が増加。さらに、M理事長の下で実施した、自らが代表である福井駅前事業関連の融資が、同事業の失敗により多額の不良債権となったことや、大口貸出制限等の法令違反、不適切な融資審査・債権管理もあり不良債権が増大する一方で、機械化の遅れによる不便さから預金量が減少したことで経営困難化。H6.8にS理事長に交代し、自主再建を図ったが、景気の停滞による取引先不振や経営環境の悪化による預金流出が重なり、自主再建を断念。
11	太平洋銀行 (東京都千代田区)	S63までの旧経営陣の下で量的拡大を狙った不動産融資偏重の経営を実施した結果、S63の大蔵省検査で大口融資規制抵触を指摘。この解消のため、さくら、富士、東海、三和による4行支援が行われたが、バブル崩壊の影響でこれらの過剰融資の多くが不良債権化。H4.6に経営効率化計画の策定実施とともに、4行による第2次支援が行われたが、資産内容の悪化が一段と進み、実質債務超過状態に陥り再建を断念。

	刑事責任追及	民事責任追及
	(参考)H10.3.2判決 東洋信用金庫や木津信用組合などを舞台に、巨額の預金証書を偽造、金融機関から株券をだましとるなど、約2,700億円にのぼる詐欺、背任罪に問われた尾上縫被告に懲役12年。	
	理事長(代表理事)が背任罪により起訴される。大阪高裁H8.3.8判決(確定) 懲役3年・執行猶予5年。認定された犯罪事実は、同理事長が、株の仕手戦や地上げに絡む資金の融資が発端となり、H1.2~7融資先関係者らと共謀の上、その任務に違背して、簿外手形債務処理という冒険的取引のために貸出規定等を無視して手形割引名下に合計約267億円を不正に貸し出して同額の損害を与えたというもの(雅叙園観光事件)。なお、1審判決は、本件不正融資後、さらにイトマン事件にも関与したものとマスコミから指弾され、本件を含む一連の不良融資及びそれが報道されたことによる信用失墜などが経営危機の原因の大きな部分を占めていると認定。	
	東京協和の代表理事T、安全の代表理事S及び専務理事Iらが背任罪により起訴される。T:東京高裁H15.6.27判決 懲役3年6月(T上告)。認定された犯罪事実は、Tが、東京協和の代表理事の任務に違背して、返済能力のないゴルフ場経営会社やパチンコ店経営会社等に対し、十分な担保を徴求することなく合計94億5,900万円を不正に貸し付け、さらに、S及びIと共謀の上、安全の代表理事等の任務に違背して、同様に返済能力のないゴルフ場開発会社や休眠会社等に対し、無担保あるいは十分な担保を徴求することなく、合計126億9,500万円を不正に貸し付け、両信用組合に対し、総額221億5,400万円の損害を与えたというもの。S:東京地裁H9.3.27判決 懲役3年4月(確定)、I:東京地裁H8.8.1判決 懲役3年・執行猶予4年(確定)。なお、融資先関係者4名も背任罪の共犯として起訴され有罪判決を受けている。	T:東京地裁H10.12.15判決 約35億円の連帯保証債務の履行請求認容(確定)。また、左記刑事背任事案等について、30億円の損害賠償請求訴訟が提起されたがH9.9.3に和解成立(なおH16.6に合意書 合計12億円支払済)。S:東京地裁H9.4.10判決 左記刑事背任事案等について50億円の損害賠償請求認容(確定 1億1,700万円回収)。I:左記刑事背任事案等について50億円の損害賠償請求について、H9.3.24に和解成立(800万円支払済)。
		旧兵庫銀行取締役らに対し、衣料品通信販売等を業とする会社に対するH3.4~H4.12の計10口の融資がずさんであったとして、損害額約33億円の内金850百万円を請求。
	コスモ信組代表理事理事長T、副理事長Sj、同Sa、専務理事F及び理事Yが背任罪により起訴される。東京地裁H13.2.20判決(いずれも被告人控訴) T懲役4年、Sj懲役3年・執行猶予4年、Sa懲役2年6月・執行猶予4年、F懲役2年6月・執行猶予3年、Y懲役2年・執行猶予3年。認定された犯罪事実は、十分な担保を徴さずに行った不正融資による背任。	コスモ信組代表理事理事長Tほか10名・3社に対する総額50億8,100万円の損害賠償請求訴訟提起。T:H14.6.20和解(9億8,726万1,000円支払済)、Sj:H14.5.8和解(20百万円支払済)、Sa:H14.6.17和解(29百万円支払済)、F:H15.1.16和解(554万7,000円支払済)、Y:H14.12.25和解(730万円支払済)。理事Tn:H14.3.7和解(20百万円支払済)、理事Tt:H14.3.5和解(2,273万7,000円支払済)、理事Tm:H14.3.7和解(20百万円支払済)、理事Tj:訴え取下、融資先Tw:訴え取下、融資先M:H11.5.18和解(563万7,000円支払済)、融資先3社:取下・和解(1億5,505万8,000円支払済)。

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
12	山陽信用組合 (兵庫県宍粟郡山崎町)	S60.8、元理事長らによる放漫経営から不良貸出金の増大により信用不安が発生。県・関係金融機関を含めた検討の末、S61.4に兵庫銀行主導による15年間の再建計画をスタート。しかし、H7.8の兵庫銀行破綻により、支援体制の維持が困難となり、さらに兵庫銀行関連ノンバンクの不良債権化、兵庫抵当証券の不良債権化ならびに特定金銭信託勘定の多額の含み損等が加わり、自主再建を断念。
13	けんみん大和信用組合 (神戸市中央区)	同組合は、兵庫銀行の親密信組であった神戸大和信用組合(余裕資金の運用失敗による多額の含み損および貸出金の欠損金が存在)および兵庫県民信用組合が、兵庫銀行との業務提携に基づいた支援枠組みにつき、H4.10に合併した組合。しかし、H7.8の兵庫銀行の破綻、兵庫銀行関連ノンバンクの特別清算等により、収益支援の枠組みが崩壊したことに加え、長引く景気低迷に大震災の影響もあり、経営再建を断念。
14	大阪信用組合 (大阪市淀川区)	H7.10の大阪府検査において、バブル経済の崩壊により不動産向けを中心とした不良債権が急増したことに加え、他の信用組合の経営破たんが相次いで表面化した影響等から預金が流出し資金繰りが悪化している事態が判明。大阪府を中心とした関係者が対応策を検討しH7.12に事業譲渡による処理策が合意された。
15	木津信用組合 (大阪市浪速区)	バブル期における不動産業向け融資の偏重、関連ノンバンクの実業ファイナンス(株)等を利用した杜撰な審査による大口信用集中等のつけが影響し、H5には不良資産比率が8割を超えた。H6.10の大阪府検査で、長期的にも資産内容が改善される可能性が少なくと判断され、H7.7のコスモ信用組合経営破綻報道以降の多額の預金流出の中、H7.8に業務の一部停止命令が出された。
16	三福信用組合 (大阪市中央区)	取引先が中小零細企業であったため、収益状況は厳しく、とりわけ、バブル崩壊後の経済全体の落ち込みにより主な取引先の経営が悪化し、貸出金の不良化が進行。H8.6.10を基準日とする大阪府の定例検査では、資金繰り及び資産の両面にわたり悪化の度合いが進行していることが判明、かつ約25億円にのぼる架空資産が発覚。府に対する虚偽報告等を理由にH8.2に業務改善命令を受けた以降も、粉飾等の計数操作を繰り返していた。このため、H8.11.8大阪府は預金の払戻し等を除く業務の一部停止を命じた。
17	阪神労働信用組合 (兵庫県尼崎市)	第2次オイルショックの影響を受けた開発業者、建設業者をはじめとする貸出先の倒産等により多額の不良貸出金が発生し、経営不振に陥った。そのため、S63.11から兵庫県当局及び県下の関係金融機関の支援を得て再建に取り組んだものの、その後のバブル崩壊、景気低迷の長期化等によって経営環境が大きく変わるとともに、特定金外信の含み損が拡大したこともあって、再建を断念。
18	北九州信用組合 (北九州市小倉北区)	S52の添田信用組合との合併後、元理事長ら経営陣の放漫経営から不良貸出金が増大し、S56年度決算期から無配となった。S58.3.31時点で不良資産の欠損見込額は683百万円となり、S58に当時の経営陣を刷新するとともに、福岡県、全信組連及び地元金融機関の支援のもとに10か年の再建計画をたて、経営改善に取り組んだ。しかし、貸出審査体制の著しい不備や度重なる不祥事件の発生、有価証券の運用の失敗等により、不良債権は再建計画策定当初に比べて大幅に増大し、H5.3.31現在の不良資産の欠損見込額は25億9,400万円となり、当初の支援期間を1か年延長するとともに、抜本的な対策を講じる必要に迫られ、H9.6.10事業譲渡契約が締結された。
19	神奈川県信用組合 (横浜市南区)	H4.4.1逗子・横浜・金港の三組合が合併後、バブル崩壊に伴い、担保不動産の下落や貸出先の業績不振も重なり、巨額な不良債権が発生。特定グループ企業への法令・通達違反の貸出金のほとんどが不良化。有価証券の評価損も発生。合併前の一部不良債権について刑事告訴を行ったが、営業面で多大な影響を受けた。H5年度に神奈川県から決算承認組合に指定され、経営再建に当たったが、環境は一段と厳しくなり、自主再建を断念。
20	阪和銀行 (和歌山県和歌山市)	S50代後半から不動産関連向け融資を積極化させてきたが、バブル経済の崩壊とそれ後の不動産価格の低下等により資産内容の悪化が急速に進んだ。また、関連ノンバンク2社の不良債権問題に端を発した信用低下は、資金繰り悪化等、銀行経営に容易でない状況をもたらした。H7.3に関連ノンバンク2社に対する支援を打ち切り(H7.4特別清算申請)、H7.7には経営体制を一新し、合理化を進めるなど自主再建を目指したが、資産内容の改善は実現せず、H8の大蔵省検査を通じ、自主再建が困難な状況であることが判明した。
21	土岐信用組合 (岐阜県土岐市)	H4頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、大口貸出制限等の法令・通達違反による特定企業への貸出金の不良化や融資審査・債権管理体制の不備などから、不良債権が増大し、経営状態の悪化を招いた。自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、H8年度の決算は多額の損失計上を余儀なくされ、自主再建は困難と判断。

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
22	東海信用組合 (岐阜県岐阜市)	S40代後半からS50代前半にかけての二協同組合等特定先に対する不動産事業等への多額な融資が不良債権化し、大口貸出規制等の法令違反や不適切な融資審査・債権管理もあり、不良債権が増大し、経営困難に陥った。岐阜県の指導のもと、経営再建に着手したが、不良債権の回収は進まず、経営改善が図れなかったことから、自主再建を断念。
23	田辺信用組合 (大阪市東住吉区)	S63からH5において急速に業容を拡大させたが、その後の地価下落とともに不良債権が増え、経営状態が急速に悪化した。H8.8の大阪府の検査では不良債権額が7割を超え、実質大幅な債務超過となったほか、大口預金を中心とした預金流出が続いたことから資金繰りの先行きが極めて厳しい状況となり、自主再建を断念した。
24	朝銀大阪信用組合 (大阪市北区)	バブル経済期、他の金融機関との競争のなかで多額の大口、高金利預金を受け入れ、それを不動産関連融資に向けたところ、その後のバブル経済崩壊により大口取引先への不動産関連融資の不良化と景気の停滞による中小企業者の経営不振に加え債権管理体制の不備等から不良債権が増大し資産内容の悪化が顕著となった。このため、経営改善3ヵ年計画を策定し経営体質の改善に努めたが、実質債務超過に陥ると共に資金繰りも逼迫し正常な事業を維持することができなくなり、近畿地方の朝銀5信組の合併によって設立された朝銀近畿信用組合に事業譲渡することとなった。
25	通信用組合 (東京都港区)	H9.6に発覚した職員が関与した架空名義使用の不正融資による影響で業績は低速。また有価証券運用においても投資信託や株式等元本保証のない運用が多く、多額の損失を計上した。この結果、収支悪化から経営不振に陥ったため、経営再建に取り組んだが、自主再建は困難と判断した。
26	豊信用組合 (東京都北区)	バブル経済の崩壊により、大口化した不動産・建設の両業種向け貸出や法令・通達で定める貸出限度額を超過した貸出が不良債権化し、経営を圧迫。再建に努めたが、不良債権の整理が進まず、H9年度の決算では早期は正措置制度の導入に伴い自己査定に基く多額の不良債権処理を行った結果、多額の損失を計上。自主再建を断念。
27-1	福徳銀行 (大阪市中央区)	福徳銀行となにわ銀行の両行は、バブル期に不動産、建設、金融業向け貸出を中心に体力を無視した拡大を図ったが、その後のバブル崩壊と長引く不況の中でそれらの大宗が不良化する事となった。しかも前者においては、関連ノンバンク支援に経営資源を費消したため、銀行本体の不良債権処理は後手に回ることとなった。後者においても関連ノンバンクの営業貸付金の劣化により支援負担が増大していた。このような折、H9.12に預金保険法が改正され、経営不振行同士の合併、いわゆる「特定合併」のスキームが整備され、両行は同スキームを利用して不良債権を切離し、資産内容を改善して生き残りを図ることとした。
27-2	なにわ銀行 (大阪市西区)	
28	西南信用組合 (東京都新宿区)	S63.2総栄信用組合を合併後、業容拡大の中で貸出が不動産業、建設業に傾斜し、それがバブル経済の崩壊とそれに続く景気の低迷から不良債権化し資産内容が大きく悪化した。これに伴い、東京都検査における資産分類額も相当な額にのぼるようになり、H6.3には東京都より決算承認組合と指定され、再建を図るべく経営のリストラに着手したが、不良債権の増加とその質の悪化が更に進み、H8.11の東京都検査では実質的には債務超過との指摘を受けるまでになり、早期は正措置の導入を控えて自力再建を断念した。
29	京都共栄銀行 (京都市下京区)	バブル経済崩壊後、不動産業の経営破綻や主要取引先である中小企業の経営不振に加え、不動産業に偏った貸出先の業種是正が遅々として進まず、不良債権の増加とともに収益が悪化し、さらには銀行経営の存続に係わる信用の低下という事態を招いた。このような状況の中で、H8.3にリストラ計画を策定し、経営全般に亘る合理化を進めるとともに、不良債権の回収に取り組んだが、長引く景気の低迷と不動産市況の悪化等から遅々として進まず、H9.4の大蔵省検査では貸出金の分類率が41.7%に達し、実質的に大幅な債務超過となり、H9.9中間決算で多額の損失計上がやむを得ない状況となり、営業を継続することは困難かつ不適切との判断に至った。
30	品川信用組合 (東京都品川区)	H2頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、大口貸出制限等の法令・通達違反による特定企業への貸出金の不良化や融資審査・債権管理体制の不備などから不良債権が増大し、経営状態の悪化を招いた。このような状況の中で、自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから、不良債権の回収は進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上がやむを得ない状況となり自主再建は困難と判断するに至った。
31	北海道拓殖銀行 (札幌市中央区)	S60年代以降のいわゆるバブル期における業務運営の失敗とその後のバブル経済の崩壊、景気低迷もあり、結果として多額の不良債権を抱える事となった。このため経営再建を図るべく、不良債権の整理・回収に注力するとともに、店舗の統廃合、所有不動産の売却、人員の大幅削減等、厳しいリストラに取り組んできたほか、H9.4に北海道銀行との合併準備に入ることで基本合意に至った。しかし、財務基盤をはじめとする経営の骨格について、北海道銀行との認識の差を解消できず、H9.9に合併期日を延期したことから、預金の減少、格付の低下、株価の下落という厳しい評価に直面し、金融市場からの資金調達に困難となり、資金繰りに重大な支障をきたす事態に陥った。

	刑事責任追及	民事責任追及
	(背任) かねてより貸付金の延滞が多額にあり東海信組の経営不健全化の原因と目されていた岐阜県総合協同組合及び岐阜商工業協同組合(東海信組設立母体)に対し、H4.10.26、保証能力に欠ける人的担保のみで約50百万円を迂回融資、同額の損害。	個人を含む5先に対する杜撰融資。既に多額の延滞ある暴力団組長の妻(露天商)に対し、大幅な担保割れ(かつ組長名義の土地建物)ながら合計40百万円を融資等。5先合計融資額約427百万円。回収額を考慮して約294百万円に請求減縮。善管注意義務違反。
		3先に対する杜撰融資。いずれも既に多額の延滞ある大幅赤字ないし債務超過会社に対し、大幅な担保割れかつ大口融資規制違反の融資。3先合計融資額約10億円、ほぼ同額が回収不能。善管注意義務違反。
		情実融資。既に合計約350億円の不良貸付があった不動産・パチンコ業経営者(H6.3まで朝銀大阪信組の非常勤理事)に23億6,800万円、同人が実質経営する不動産開発会社に20億3,700万円を融資(一部迂回融資)、全額回収不能。 情実融資(過振り)。上記経営者に対し、同人振出の約束手形が支払期日に提示される都度、同人の当座預金口座(当座貸越契約なし)には決済する残高が不足していたが、いずれも不渡りにせず支払を行い、実質融資。手形17通、額面合計約816百万円、全額回収不能。善管注意義務違反。
		杜撰融資。既に合計約400百万円の不良貸付があった2社及び両社の実質的経営に対し、大幅な担保割れのまま合計450百万円を融資(一部迂回融資)、ほぼ同額回収不能。善管注意義務違反。
	大蔵省による特定合併あっせん後のH10.9、かねて不良貸付けの累積していた債務者に対する不良債権隠蔽による自己保身を企て、債務者をして新会社を設立させるとともに、新会社を債務者の連帯保証人とする根保証契約を締結した上、新会社に対して大幅な担保割れのまま新規融資(形式上賃貸マンションの購入資金とし、購入したマンションを担保に供させるも大幅な担保割れ。賃貸による収益計画も明らかに達成困難。)。3件合計約86億円。	頭取が実質所有する土地に福徳銀行の関連会社が車庫を建築した上、銀行が賃料支払。上記車庫は、福徳銀行の迎賓館「松寿庵」計画の一部として建築されたものであり、H4.4に同計画が頓挫した以後は本来無用。福徳銀行は同車庫の鍵すら保管せず、専ら被告松本が私的に使用。期間中の支払額約16百万円の損害賠償請求。 ㈱京都厚生会に対する杜撰融資(H4.2~H4.5実行)。スーパーマーケット業を営む㈱京都厚生会は、関連金融会社コーショウクレジットを設立。同クレジットはノンバンクから資金調達(京都厚生会が保証)して貸出を行っていたが、貸出の大部分が不良債権化。ためにコーショウクレジット・京都厚生会とも破綻懸念大であったのに大幅な担保割れのまま、同クレジットに対する利払支援用資金等の名目で3本合計約870百万円を京都厚生会に融資。約790百万円が回収不能。
		H5.3.31関連ノンバンクである「なにわファイナンス」の不良貸付3先に対し、回収不能を来すことを知りつつ合計12億2,200百万円を肩代わり融資、約474百万円が回収不能。
		かねて多額の不良貸付(最終的には本件各融資も含めて約30億円)あるグループ企業の一社に対して、事業実態がなく回収極めて困難であることを知りつつ(「所有マンション改修工事代金支払資金」名目ながら同社はマンション所有しておらず、迂回融資であること明白)、大幅な担保割れのまま総額750百万円を融資、約630百万円が回収不能。内金請求。善管注意義務違反。
	(特別背任) 基本的に民事と同じ事実。	(栄木不動産案件) 内規に反して行われた過振り決済資金の融資、及び仕手戦資金の融資(ミヤシタ案件) 小豆、乾麩の相場操縦資金を担保不十分なまま融資(エスコリース案件) 不良貸付を行なっているノンバンクに保全不十分なまま融資(カプトデコム案件) 財務基盤脆弱なカプトグループに保全不十分なまま融資(ソフィアグループ案件) 改善困難な不採算事業に保全不十分なまま融資

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
32	徳陽シティ銀行 (仙台市青葉区)	S54.9の簿外保証報道で明らかになった不良債権問題で低下していた顧客からの信頼の回復を図り、H2.8には普通銀行転換を果たしたが、H6.6には平成銀行構想の白紙撤回の過程で、不良債権額が大々的に報道されたことから信用不安が一気に高まり、業績は低迷を続けることになった。H8.3に経営改善計画を策定し、不良債権処理に道筋を付けるべくH8.3期に住専処理を含む145億円の貸出金償却を実施し、H9.3期も81億円の不良債権処理を行った結果2期連続赤字となった。リストラ策を推進してきたが、相次ぐ金融機関の破綻等の影響や、早期は正措置をにらんだ金融機関の再編・淘汰の憶測もあって、個人預金を中心に預金流出は大きく、特にH9.11は大手金融機関の経営破綻が続いたことから、株価が額面割れし、預金等の流出も著しく、資金繰りが行き詰まるに至った。
33	中国信用組合 (大阪市北区)	バブル経済期において業容の拡大を推し進め、バブル経済崩壊後の地価の下落に伴う担保不動産の価格の下落や貸出先の業績不振も重なり不良債権が急増、これにより経営状態が急速に悪化し、H10.3決算において大幅な債務超過となったほか、大口預金者を中心とした預金の流出が続いたことなどから資金繰りも極めて厳しい状態となり、正常な事業の継続ができなくなった。現経済情勢下での不良債権の早期回収は困難であり、自主再建を断念した。
34	六甲信用組合 (神戸市灘区)	S57頃には経営基盤の拡大を図るため、店舗の増設を行い、業容の拡大に努めたが、結果的にはその後の円高不況やバブル崩壊により、当時の貸出金を中心に不良債権の増加を招くこととなった。不良債権の回収を図るも、不動産市況の低迷や長引く不況、さらには震災の影響等により経営環境が大きく変わる中で、思うように進まず、さらに早期は正措置制度の導入により同不良債権の抜本的な処理を余儀なくされる中、自主再建を断念。
35	豊栄信用組合 (東京都千代田区)	バブル経済の崩壊により、大口化した不動産・建設の両業種向け貸出や、法令・通達違反による特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化し、経営を圧迫することとなった。このような状況の中で、自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから、不良債権の回収は進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上はやむを得ない状況となり自主再建は困難と判断するに至った。
36	太平信用組合 (大阪府枚方市)	バブル経済崩壊後、地価の下落とともに建売住宅業者等の不良債権が増加し、加えて早期は正措置制度の導入に伴い、H10.3決算において大幅な債務超過となり、正常な事業の継続ができなくなった。現経済情勢下での不良債権の早期回収は困難であり、自主再建を断念した。
37	東興信用組合 (東京都江戸川区)	融資審査に厳正さを欠き、S50年代後半から不良債権が急増、有価証券の運用失敗も加わり、経営が悪化。さらに、いわゆるバブル経済の崩壊による経営環境の激変と、その後の長引く景気の低迷により経営は一段と圧迫されることとなった。このような状況の中で、経営体制の立直しを行う一方で、不良債権の回収や経費の節約、人員整理等を行うことで再建に努めてきたが、厳しい経営環境下において、不良債権の整理が遅々として進まず、H9年度の決算状況は自己査定基準に照らして不良債権償却を行ったため、多額の損失計上はやむを得ない状況となった。
38	長岡信用組合 (新潟県長岡市)	S40年代から法令違反の大口融資が増大し、役員の特権専行による不正融資の発生、さらには貸出審査体制の著しい不備や債権管理の不徹底などにより、S50年代には多額の融資が不良債権化し経営悪化を来した。その後、資産内容の改善や経費節減により経営の建て直しに取り組んできたものの、長年にわたる業績沈滞により収益力が低下する一方、取引先の業績不振などが重なり、資産内容の改善は思うように進まず、加えて余裕資金運用を証券投資に向けた結果、バブル経済の崩壊に伴い、多額の含み損を抱えた。収益体質は徐々に改善されてきたが、H9年度の決算は、自己査定基準に照らして不良債権償却を行ったため、多額の損失を計上するに至った。
39	大和信用組合 (大阪府東大阪市)	H4頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、不動産等特定業種への融資偏重などから、不良債権が増大し、経営状態の悪化を招くこととなった。このような状況の中で、不良債権の回収、経営の効率化及び収益強化による経営体質の改善を最重点に挙げ、自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから、不良債権の回収は遅々として進まず、また、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上はやむを得ない状況となり、自主再建は困難と判断した。
40	奈良県信用組合 (奈良県五條市)	第一次オイルショック(S48.10)及び第二次オイルショック(S53.12)以降の景気後退により、木材・木材加工業・チップ製造業等の倒産等、地場産業が急激に衰退し、徐々に貸出金の減少及び不況業種の割引手形の激減により当組合の預貸率は下降の一途を辿った。このため余資の運用による収入を目論み、S60に債券運用を行ったが、失敗し巨額の損失を抱えることとなった。S62年を初年度とする5か年の経営再建計画を策定し、奈良県当局の指導下で経営再建にあたったが、環境は一段と厳しさを増し、早期は正措置の導入等もあり、自主再建は困難との判断に達した。
41	静岡商銀信用組合 (静岡県静岡市)	H2頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、大口貸出制限等の法令・通達違反による特定企業への貸出金の不良化や融資審査・債権管理体制の不備などから、不良債権が増大し、経営状態の悪化を招いた。自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから不良債権の回収は遅々として進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、H9年度の決算状況は多額の損失計上は止むを得ない状況となり、自主再建は困難と判断するに至った。
42	湘南信用組合 (神奈川県平塚市)	バブル経済の崩壊により、大口化した不動産・建設の両業種向け貸出や、法令・通達違反による特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化し、経営を圧迫することとなった。H6.9には中長期計画(再建計画)を作成し(H8.8に見直し)、積極的なリストラ策を講じてきたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから不良債権の回収は遅々として進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、H9年度の決算は、自己査定の結果に基づく償却・引当を実施することによる多額の損失計上は止むを得ない状況となり、自主再建は困難と判断するに至った。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>融資の受け皿として設立されたペーパーカンパニーに対し、大幅な担保割れかつ実現困難な宅地開発プロジェクト資金として総額822百万円を融資、約606百万円が回収不能。</p>
	<p>自動車解体・販売業及びパチンコ業を営んでいた被告人A(静岡商銀非常勤理事、民団静岡地方本部役員)に対する不良貸付は残高約700百万円に及んでいた。被告人B(静岡商銀専務理事)は、自ら静岡商銀から借り入れた金員を被告人Aに又貸ししていたため、同人の資産悪化を見て早期回収を図ろうと企て、H8.9.30、その原資等として85百万円を被告人Aに新規融資。</p>	<p>不動産業等を営む訴外会社に対し、大口融資規制に違反し、大幅な担保割れのまま、漠然とした「運転資金」名目で7本合計525百万円を融資、全額回収不能。内規上必要な審査理事会の承認も得ず、理事長を中心として融資決定、実行。</p>
	<p>湘南信組は、被告人A(同信組非常勤理事)が実質経営する2社に対して計約677百万円の不良債権を有していた。被告人らは、県の平成6年度検査で多額の不良債権の存在を指摘されたのを機に、不良債権を隠蔽して保身を図ろうと企て、営業実態のない別会社(被告人ら出資で平成元年に設立)に600百万円を出資名目で実質融資、同社をして上記2社保有の不動産(実勢価格約185百万円)を700百万円で購入させ、両社から上記677百万円を返済させた。</p>	<p>湯河原町内で温泉リゾート開発を行っていた訴外会社(H4当時、大口融資規制による湘南信組の融資限度額は約333百万円であるのに対し、既に貸付残高で約225百万円超過)に対する迂回融資。同会社の家族、友人が設立したダミー会社2社に対し、運転資金あるいは造成資金名目で5本合計910百万円を融資、うち約880百万円が回収不能。主な担保は造成対象の山林であり、リゾート開発成功を前提に約24億円と担保評価しているが、実態は約85百万円程度の山林に過ぎない。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
43	日本貯蓄信用組合 (大阪市中央区)	バブル経済崩壊後の地価の下落に伴う担保不動産価格の下落や貸出先の業績不振も重なって不良債権が急増し、経営状態が急速に悪化。加えて早期是正措置制度の導入に伴い、H10.3決算において大幅な債務超過となり、正常な事業の継続ができなくなった。積極的な収益管理を行い経営体制の強化を図ったが、現経済情勢下での不良債権の早期回収は極めて困難となり、自主再建を断念した。
44	西武信用組合 (埼玉県川越市)	バブル経済の崩壊により、大口化した不動産・建設の両業種向け貸出や、法令・通達違反による特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化し、経営を圧迫することとなった。自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから不良債権の回収は遅々として進まず、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、H9年度の決算状況は、多額の損失計上が止むを得ない状況となり、自主再建は困難と判断するに至った。
45	神奈川商工信用組合 (川崎市川崎区)	自己資本の減少に伴う法令限度額を超えた大口貸出の発生とその不良化、バブル崩壊後の地価の下落、景気低迷の長期化、主要取引先である不動産・建設業などの業績不振に加え、融資審査・債権管理体制の不備もあり、不良債権が増大し、経営を著しく圧迫することとなった。自主再建の努力を重ねたが、長引く景気の低迷や資産デフレなどから不良債権の回収は遅々として進まず、信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、H9年度の決算状況は、多額の損失計上が止むを得ない状況となり、自主再建は困難と判断するに至った。
46	信用組合山口商銀 (山口県宇部市)	バブル経済期に韓国系金融機関をはじめとする大口取引先等から預金を集め、それを特定取引先の融資関連に運用した。その後バブル経済崩壊により不動産市場の低迷の影響と景気の停滞により、主力取引先の経営破綻やその他の債務者の経営不振に加え、大口貸出制限等の法令・通達違反による特定企業への貸出金の不良化や融資審査・債権管理体制の不備などから破綻懸念先以下の融資残高が全体の2割近くを占めるに至り、経営状態の悪化を招くこととなった。また、韓国系金融機関をはじめとする預金大口先よりの預金流出により資金繰りも逼迫するなど厳しい経営を余儀なくされ経営不振に陥った。
47	島根商銀信用組合 (島根県松江市)	S50年代後半から業容拡大を目指して行った貸出金の不良化が進み、資産内容の悪化が顕著となり経営不振に陥った。このため経営の改善を目指し、経営体制の一新、系統組合の支援を受けながら不良資産の回収と良質資産の増強、経費の削減等に努めるなど積極的に収益管理を行い経営体制の強化を図ったが、H10.3決算において大幅な債務超過となり、正常な事業を維持することができなくなった。現経済情勢下での不良債権の早期回収は極めて困難であることから、自主再建を断念した。
48	河内信用組合 (大阪府松原市)	バブル経済期において業容の拡大を推し進めたが、バブル経済の崩壊による不動産市場の低迷の影響と景気の停滞により、大口取引先をはじめとする債権者の業績悪化を受けて貸出金の不良化が進み、経営不振に陥った。不良債権の回収と良質資産の増強、経費の節減等、経営体制の強化を図ったが、不良債権の回収は思うように進まず、H10.3決算において大幅な債務超過となるとともに、正常な事業を維持することが困難な状況となり、自主再建を断念した。
49	相模原信用組合 (神奈川県相模原市)	S63.6.24に発覚した大和支店の不祥事件にかかる総額約71億円にのぼる損害金のうち、約3.7億円は関係当事者から弁済されたものの、計画では、残りの補填については、関係当事者からの回収、組合所有不動産の売却、業務利益によることとしていたものの、バブル経済の崩壊による深刻な不況や不動産価格の下落から計画通りには進まず、損害金の大半が補填不能となった。また、建設・不動産業を中心として貸出先の不良債権も急増し、自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は遅々として進まず、取引先の経営状況の悪化もあって、H10.3期決算では大幅な償却を行うことが必要となり、債務超過に陥り、事業の譲渡を決断するに至った。
50	みどり銀行 (神戸市中央区)	H7.8兵庫銀行の経営破綻に際してH7.10に設立されたが、H8.1の営業譲渡時の預金保険機構からの金銭贈与はペイオフコストの範囲内にとどまらざるを得なかったため、1,785億円計上した営業権の償却の他、震災(H7.1)後の地域経済の落込み、不良債権の更なる劣化等による貸出金利回りの低下、金融不安の発生に伴う預金金利回りの高止まり等を主因に預貸金利鞘が縮小し、また、当時は回収可能とされていた不良債権を中心に回収を上回るピッチで劣化が進んだこと等から、H10.3期までに債務超過となり、抜本的対応策が必要と判断するに至った。
51	埼玉商銀信用組合 (埼玉県浦和市)	小規模の小売業、飲食業、サービス業に対する融資のほか、不動産業、建設業に多額の融資を行っていたが、大口貸出制限等の法令・通達違反による特定業種に集中した大口融資先の延滞発生、また、いわゆるバブル経済の崩壊により経営環境が激変し、その後の長引く不況と地価の下落による土地関連融資の停滞から貸出金に対する保全不足が拡大するなど厳しい経営環境が続く、更には審査管理体制の不備もあり不良債権が増加した結果、収益状況が悪化し経営不振に陥った。経営再建の努力を重ねたが、H9年度の決算は不良債権等の償却もあり、多額の損失を計上し、自主再建を断念するに至った。
52	北海商銀信用組合 (札幌市中央区)	大口貸出金の不良化、融資審査・債権管理体制の不備及び景気停滞による主要取引先企業の業績不振などから、不良債権が増加し、経営を著しく圧迫することとなった。北海道、全信組連、北海道内信用組合業界による利鞘支援や韓国人信用組合業界による低利の資金支援を長期にわたって受けることにより収益を補っていたが、その利鞘支援もH7年度末に終了し、H8年度以降は収支が厳しい状況となった。H9年度は、多額の不良債権のうち回収不能と判断される貸出金について償却を行うとともに、H8年度以前に資産計上していた未収利息の未回収分を償却したことにより、多額の債務超過状態となり、自主再建は困難と判断するに至った。
53	高島信用組合 (滋賀県高島郡新旭町)	地元経済(滋賀県湖西地区・綿織物や扇骨などの産地)の低迷により貸出金が伸び悩んだこともあり有価証券による資金運用に大きく依存した経営体制が続いた結果、有価証券相場下落により多額の含み損が発生し、収益を大きく圧迫することとなった。加えて、バブル経済の崩壊、長引く不況による債務者の経営悪化により、貸出金の不良化が進んだ。経営改善に向け努力をしたが、不良資産の解消が思うようにはかどらず、また、H9.6に簿価21億円の株式を外国私募債と交換していたが、これを時価で計上するよう指導を受け、H10.3期において大幅な債務超過となり、自主再建は困難との結論に達した。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>杜撰融資。既に他金融機関からの借入金負担約265億円あるグループ企業(直近決算期の当期利益4百万円程度)の一であり飲食店経営を業とする会社に対し、具体的な事業計画不明確であり、かつ大幅な担保割れのまま2本合計400百万円を融資。うち約233百万円が回収不能。</p>
		<p>杜撰融資。ノンバンクを中心とするグループ企業のうち2社に対し、賃貸マンション建築資金あるいはトヨタ自動車の株式購入資金として、2本合計22億5,000万円を融資、うち約19億4,000万円が回収不能。マンション建築については、稟議書に見積書・内訳明細書各1枚が添付されたのみであり、賃貸マンションでありながら戸数・賃料すら明記されておらず返済計画不明の状態。株式購入資金については、トヨタ自動車指定工場の許可を取得するためにトヨタ株式70万株取得が条件である旨虚偽の内容が記載されている。いずれも資金用途自体に疑念を感じるべきもの。</p>
	<p>民事事案と同じ。 前記迂回融資に際してマンション建築用地に根抵当権を設定していたところ、前記協同組合が資金繰りに窮しておりマンション販売代金も埼玉商銀への返済に充てられないことを知りながら、マンション購入者に購入資金を融資する住宅金融公庫等が購入物件に第1順位の抵当権設定を求めてくるとして、根抵当権を抹消して担保解放。 前記協同組合に対し、営業実態も資力もないダミー2社を通じて合計11億6,000万円を迂回融資した際、前記 同様に根抵当権を抹消して担保解放。</p>	<p>マンション建築販売等を行う協同組合(初代代表理事は被告A(埼玉商銀理事長)の義弟。S56からH3まで被告Aが代表理事を務めたが、埼玉商銀理事長就任と同時に退任。但し以後も実質的経営)に対し、名義会社を通じて迂回融資。迂回融資総額は100億円以上に上り、うち54億円が未回収。本件は、当該迂回融資のうち一件の実質無担保融資であり、融資額240百万円、全額回収不能。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
54	大阪東和信用組合 (大阪生野区)	H4頃から取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振とともに、不動産、建設業などの特定業種への融資偏重などから不良債権が増大し、経営状態の悪化を招いた。このような状況の中で自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は遅々として進まず、また、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上がやむを得ない状況となり、自主再建は困難と判断した。
55	和歌山県商工 信用組合 (和歌山県田辺市)	バブル時に総貸出の約4割に至るまで、建設、不動産業向け融資(和歌山市内等の建設・不動産業向け融資や県外ゴルフ場関連融資)を拡大し、その後の地価下落・景気低迷を背景に資産内容が大幅に劣化した。経営不振が明らかとなったH5.6には県出身者が理事長に就任。H6.3には、県・全信組連・紀陽銀行による再建支援を開始。さらに常勤理事として理事長を含めて県から2名、紀陽銀行から2名、全信組連から1名を派遣し、12か店の閉鎖、160名余の人員削減などのリストラを図ったが、経営内容の改善には至らず、債務超過の状況となり、H10.3に事業譲渡を発表。
56	興和信用組合 (大阪市都島区)	H4頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、特定業種への偏重などから不良債権が増大し、経営状態の悪化を招くこととなった(大口出資者である建売、分譲業者を中心とする建設、不動産向け融資は総貸出額の約7割)。このような状況の中で、自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は遅々として進まず、また、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上がやむを得ない状況となり、自主再建は困難と判断した。
57	福寿信用組合 (大阪市西区)	H4頃から主要取引先の経営破綻や貸出中小企業者の経営不振に加え、不動産業等特定業種への偏重などから不良債権が増大し、経営状態の悪化を招くこととなった(総貸出残高に占める構成比:不動産業46.3%、建設業11.5%)。このような状況の中で、自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は遅々として進まず、また、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H9年度の決算は多額の損失計上がやむを得ない状況となり、自主再建は困難と判断した。
58	豊和信用組合 (大阪府豊中市)	バブル期から建設業(特に住宅建売業)・不動産向け融資に傾注しており(総貸出残高に占める構成比(H10.3):不動産業34.4%、建設業17.5%)、バブル経済の崩壊後も依然として融資の審査管理等が改善されず、不良債権が増加した。特にH9年度においても、他信組で限度額超過等から追加借入ができない不動産業者(約20社)にも積極的に融資を行い(不動産業向け貸出残高対前期比+78%、30億円の増加)、そのほとんどが不良債権となり、最終的に自主再建を断念した。
59.70	日本長期信用銀行 (東京都千代田区)	S50代後半に入り、金融の自由化が進んでいくと予想された中で、長期信用銀行法に守られてきた長信銀の業務は大きな曲がり角を迎えていた。バブル期には、貸出の量的拡大が容易な不動産関連融資に着目し、さらに国内案件のみならず海外不動産投資等にも拡大、その後の不動産市況悪化に伴って、不良債権増加の大きな原因となった。この動きや経営方針は、関連ノンバンク各社にも伝播していき、グループトータルでの不良債権増加につながっていった。こうした不良債権に対して長銀では、H5年度から9年度までの5年間で関連会社への支援も含めて約2兆1千億円の不良債権処理を行った。これらの不良債権処理と株価の下落により自己資本ならびに保有株式の含み益は大きく減少せざるを得ず、財務面の脆弱さが表面化するに至った。H9以降、一部金融機関や大手証券の相次ぐ破綻により、市場では、次の対象を探る疑心暗鬼の状況が発生し、長銀の不良債権処理の遅れを指摘する声があった。H10.6、一部マスコミによる観測記事を契機として、長銀の風評が悪化。長銀株は売り圧力の標的となり、格付けも低下するという悪循環の事態に陥っていった。なお、H10.5には200円台であった長銀株価は、8月から9月にかけての金融再生関連法案の国会審議中には額面の50円を割り込み、さらに金融再生法案が参議院で可決されたH10.10.12には10円まで下落した。長銀は、今後、将来的に劇的な市場の信認改善は見込めないと判断し、H10.10.23金融再生法の施行当日に、同法68条2項に基づき「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を行い、同日、内閣総理大臣により、同法36条1項に基づき、特別公的管理の開始の決定が行われた。
60	信用組合大阪弘容 (大阪府東大阪市)	S26年の設立後、S38千代田信組、S48北摂信組を合併し、業容拡大を進め、さらにH5.11イトマン事件への関与等で経営不振に陥った大阪府民信組を、大阪府の指導のもと預金保険機構からの資金援助199億円を受けて吸収合併した。しかしながらその後、バブル経済の崩壊による地価の下落と、景気の低迷の長期化等により、貸出額の約5割(H10.3期)を占める不動産・建設業のほか取引先中小零細業者の経営悪化と相俟って不良債権が著しく増加し、H10.3期決算において大幅な債務超過に陥った。
61	東京東和信用組合 (東京都台東区)	地域の中小製造業者、卸売業者、建設業者を中心に事業を拡大したが、バブル経済の崩壊とともに経営環境が激変し、不動産・製造業等に対する多額の融資が不良化。融資審査の拙劣と信用集中リスク管理体制の不備に加え担保価格の大幅下落もあり、急速に悪化する貸金債権に対する保全不足の改善等も思うにまかせず、多額の不良債権の発生を余儀なくされた。H10.4に本部管理部へ人員集中を行い回収に努力するとともに諸経費の削減等に取組んだが、H11.3期も預貸金利鞘の改善を図ることができず多額の損失を計上することとなり、債務超過の状況に陥った。

	刑事責任追及	民事責任追及
民事	と同一事実。	<p>かねて元利返済が滞っていた貸付先の利払い資金として、いずれも当該貸付先関連のペーパーカンパニーとして設立された2社に対し、S63.6.30～H1.6、無担保で194百万円を新規融資、全額回収不能。</p> <p>予備的な主張として、S63年度及びH元年度において、ペーパーカンパニー等に対する架空の貸付金120億円(上記融資を含む)につき、これを資産に計上して配当原資を捻出、実質債務超過であったのに違法配当。配当額2期合計で約260百万円につき、内金として上記194百万円を請求。判決はこちらを認容</p> <p>かねて組合職員に対して合計164百万円を貸し付けていたところ、H3.6までに約28百万円の返済を受けたのみで残額免除、併せて連帯保証人の責任免除、担保も解放。回収不能部分のうち被告らが損害賠償として任意に支払わない部分約34百万円を請求。</p> <p>既に合計約300億円の不良貸付あるグループ企業のうちゴルフ場運営会社に対し、H7.4～H7.10、融資金がグループ企業の資金繰りに費消されることを認識しつつ、ゴルフ場開発資金として保全不十分なまま約10億円を新規融資、約750百万円が回収不能。</p>
平成9年度決算(期末)における違法配当及び有価証券報告書の虚偽記載罪。		<p>ゴルフ場及び海外不動産に投資する(株)アイ・アイ・インターナショナルに対し、融資の回収可能性を十分に検討することもなく十分な担保を徴求せずに融資を実行するなどした。</p> <p>日本海洋計画(株)が推進するリゾート計画に関し、会員権販売状況が芳しくなく、建築工事代金の中間支払が滞ったことから工事が途中ストップされ、回収の可能性はほとんどなかったにもかかわらず十分な担保を徴求することもなく追加融資を行った。</p> <p>平成9年度決算における違法利益処分(中間期)及び違法利益配当(期末)。</p> <p>関連ノンバンク支援のための回収可能性ない融資。</p> <p>前記(株)アイ・アイ・インターナショナルに対する回収可能性のない追加融資。</p>
		<p>ゴルフ用品販売業等を営むAに対し、歯科医師であるBが実質所有する土地(農地であり、転用を条件とする条件付所有権移転仮登記)を担保(極度額960百万円の根抵当権)に800百万円を融資。実態は、既に約14億円の借入につき元利金支払を怠っていたBに対する融資であり、約640百万円がAからBに送金され資金繰りに費消されている。上記農地は実際には転用見込みのない土地であったが、被告理事長がいわゆるトップダウンで融資決定。内金500百万円請求。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
62	日本債券信用銀行 (東京都千代田区)	長銀と同様、旧来型の長信銀業務の収益性低下に危機感を頂いた日債銀は、融資拡大競争へ走り、バブル崩壊とともに不良債権が拡大していくことになった。不良債権処理は、地価、株価下落により大きくは進展せず、H8.11頃より、経営不安説が流布されるようになった。H10.7、金融監督庁は、主要行に対する一斉検査の一環として検査を実施した。その結果を踏まえた日債銀のH10.3期時点の自己資本額は944億円の債務超過であること、さらに1,803億円の有価証券等の含み損を有していたことが示された。金融監督庁からは、日債銀に対し、銀行法24条に基づき、債務超過を解消するため採り得る資本充実策について逐次報告を求めたが、日債銀より実現性のある資本充実策は提示されなかった。こうした状況を踏まえ、H10.12.13、内閣総理大臣により、金融再生法36条に基づき特別公的管理の開始の決定が行われるに至った。
63	総武信用組合 (東京都墨田区)	地域の中小企業者及び勤労者を対象に事業を行ってきたが、不動産業・建設業に対する多額の融資と法令・通達違反による大口信用供与貸出が、バブル経済の崩壊や審査管理体制の不備等から不良債権化し、不動産担保に依存したうえ、旧経営陣による不祥事件も加わり、H10.6に新執行体制のもと自主再建を目指したものの、H11.3期の決算は多額の損失を計上することとなった。前会長がH10.2詐欺罪で、H10.5に背任罪の容疑で再逮捕され、H11.3懲戒6年の有罪判決が確定。H10.5に前理事長ほか3名が背任罪の容疑で逮捕され、H10.11執行猶予付有罪判決(懲役1年)が確定。
64	台東信用組合 (東京都台東区)	地域の中小規模の製造業、卸小売業、飲食業、サービス業のほか不動産業、建設業を中心に融資を行っていた。S63年度以降、不動産担保重視による貸出金の大口化で事業が拡大されたが、その後のバブル経済の崩壊や長引く不況で経済環境が激変し、業種を問わず取引先中小零細業者が経営不振となり、貸金債権に対する保全不足の改善も進まず、分類債権の額が拡大した。また、良質な貸出先の資金需要が不況と共に減退し、同時に預金、貸出金の事業規模が縮小した結果、不良資産の占める割合が拡大した。H10.3期自己資本比率 0.39%となり、H10.6.10早期是正命令に基づく経営改善書を東京都に提出して自主再建に努めたが、H11.3期決算において大幅な債務超過に陥った。
65	不動信用金庫 (大阪市中央区)	S27年、大阪市に不動信用組合として設立。S47に信用金庫に転換。いわゆるバブル経済の時期に不動産業や建設業向けの貸出比率を全体の4割程度にまで高めていたことなどから、その後の地下下落と景気低迷の長期化等により、不良債権が著しく増加し、リストラの遅れによる人件費を中心とした経費負担が重かったことも加わって、H11.3期決算で債務超過に陥った。
66	共同信用組合 (札幌市中央区)	地域の中小企業及び勤労者を対象に事業を行ってきたが、バブル崩壊期に建設・不動産業のカブテコム(旧北海道拓殖銀行経営破綻の要因)関連企業への多額の融資が、バブル崩壊により不良債権化し経営破綻に至った。
67	千歳信用組合 (北海道千歳市)	地域の建設業者、卸小売業者及びサービス業を中心に事業を行ってきたが、バブル経済の崩壊により、大口化した建設業関連の貸出や、軽種馬業界に対するシンジケート関連の貸出、さらに法令・通達違反による特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化し、経営を圧迫することとなった。このような状況の中で自主再建の努力を重ねたが、不良債権の回収は遅々として進まず、また、取引先の経営不振や信用組合を取り巻く経営環境の悪化もあって、経営体質の改善は叶わず、H10年度の決算は多額の損失計上がやむを得ない状況となり、自主再建は困難と判断するに至った。
68	平和信用組合 (東京都新宿区)	S28新宿区の中小企業並びに勤労者の振興発展と地域の繁栄のため設立され、東京西部地域を取引基盤とし業容を拡大してきた。しかし、従来からの担保重視の融資審査体制が貸出金の大口化傾向と不動産業、建設業等特定業種への偏重傾向を招き、重ねてバブル崩壊による地価下落や景気低迷の長期化が、担保保全不足の増加、取引先の経営悪化による延滞の発生等を引き起こし資産が不良化し、経営破綻に至った。
69	紀北信用組合 (和歌山県和歌山市)	S27に和歌山市に設立され、同市内及び和歌山県北部の中小企業や個人事業者を顧客として事業を行っていたが、バブル時に不動産関連融資に傾斜したことからバブル崩壊後の地価下落や景気低迷の長期化とともに、担保価値の下落、取引先の経営悪化により不良資産の顕在化を余儀なくされた。H10.6には監督官庁の和歌山県より早期是正措置の第2区分命令が出され、経営改善計画の策定がなされたものの、達成することができず、H11.3に破綻公表に至った。
71	玉野信用金庫 (岡山県玉野市)	S17.10保証責任日比町信用組合と保証責任宇野町信用組合が合併し、有限責任玉野市信用組合として設立。S26.10に信用金庫法に基づき信用金庫に転換した。もともと本拠地であった玉野市とその周辺において、三井造船の下請企業、地元商工業関係者等や漁業関係者向けを中心とした事業展開を行ってきたが、いわゆるバブル期に、さらなる事業拡大を企図して岡山市や、その周辺地域での融資拡大を図った。もともと融資審査能力が脆弱であるところへ、融資管理体制の不備による一部役員の特権等が重なり、暴力団関連等特定先への融資が増嵩。これらの問題先への融資が、いわゆるバブル経済の崩壊とともに不良化。H11.3期大幅な債務超過に陥ることが明らかとなり、H11.4.23金融再生法に基づく破綻の申出を行った。

	刑事責任追及	民事責任追及
	平成9年度決算(期末)における有価証券報告書の虚偽記載罪。	<p>関連ノンバンクである日本トータルファイナンス(NTF)の不良債権処理を目的とする受皿会社「プレビア」に対し、同社の収益対策として合計160億円を融資、同社からゴルフ場開発会社「ジェイトップ」に70億円を融資した結果、約66億円が回収不能となった。</p> <p>訴外8社に不良債権約292億円を有する上記NTFを支援するため、受皿会社「プロンプト」に対し、約292億円を融資した上、同社に上記不良債権を買い取らせた結果、約260億円が回収不能となった。</p>
	民事と同一事実。	<p>被告会長の平成7年度分の所得税納税資金に充てるため、トンネル会社を迂回して160百万円を融資。トンネル会社社長が保証するも、同人にも支払能力なし。約137百万円回収不能。</p>
		<p>共同信組がメイン行として支援していたカプトデコム(株)の店頭登録されている株式を購入希望する同社の関連会社及び同社の役員と親しい個人に対し、株式購入資金として計14億5,000万円を融資。融資の返済方法はいずれも購入株式売却による一括払いであったところ、カプトデコム株購入資金としての貸出総額は156億円を超えており、同社の株が下落すれば一気に回収不能となることが明らかであり、かつ、担保として購入した株を徴求するのみで十分な担保を徴求しないまま融資決裁をした。カプトデコム破綻に伴い約14億1,500万円が回収不能。</p>
		<p>牧場経営・種牝馬の輸入販売等を行うAに対し、H4.8～H5.4、信用の乏しい手形5通合計875百万円の割引に応じた事案。Aは、S59.10に銀行取引停止処分を受けていた。本件割引に用いられた手形の振出人は(株)最上ホースクラブであり、同社はH3.2に銀行取引停止処分を受けた早坂太吉(最上興産グループ)が実質経営していたところ、同社の信用調査は不十分であり、担保に供されたA所有の牧場もバブル期における近隣ゴルフ場の時価を参考とするなど杜撰なもの。H6.3、(株)最上ホースクラブが銀行取引停止処分となり、535百万円が回収不能。</p> <p>既に大口融資規制を超える融資を行っており、資金繰りに窮してもいたS工業に対し、H6.3～H6.5、関連のS商事を介し、物的担保なく、実質的には保証能力のない者の保証のみで350百万円を融資。融資金は全額が即日S建設の口座に移され、同社の他社向け手形決済資金となった。295百万円が回収不能。</p> <p>被告専務理事に対し、総代会の決議なく退職慰労金19,747,567円を支払。不当利得返還請求。</p>
		<p>和歌山市内のグループ会社3社に対する杜撰融資。財務状況劣悪の3社に対し、資金使途、返済計画等を十分調査せず、担保不十分のまま4本合計622百万円を融資、うち519百万円が回収不能。</p> <p>被告理事長は、前記グループ会社が紀北信組との融資取引において負担する債務を根担保する趣旨で、証券会社発行に係る新日鐵株式20万株の預かり証を紀北信組に差し入れていたが、これを担保解除。</p>
		<p>既に大口の不良債務を抱える建設会社社長が新たに設立した有限会社に対し、同社に事業遂行能力がないことを知りつつ、実現可能性の乏しい墓地造成工事資金として130百万円を融資。</p> <p>上記有限会社に対し、既存の霊園の経営権取得資金等として、かつ従来の6倍ペースで墓地が売れると仮定した杜撰な事業計画を元に500百万円を融資。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
72	三重県信用組合 (三重県津市)	S28に中小企業並びに勤労者の振興発展と地域の繁栄のため菰野(こもの)信用組合として設立された。その後、金融の自由化に対応するため、S63に、亀山(かめやま)・鳥羽(とば)・名張(なばり)・海山(みやま)の各信用組合と合併し業容を拡大してきた。しかし、バブル期の有価証券運用の失敗をカバーするために、外債や特定金外信託にのりかえたことがさらに評価損を拡大させることとなり(H11.3含み損約30億円)、また、合併当時の業容拡大策に起因する融資の審査・管理の甘さもあって多額の不良債権を発生させ、バブル経済の崩壊等にもない債権の不良化が一掃済み大幅な実質債務超過に至った。このため、三重県よりH11.5.14に金融整理管財人による業務および財産の管理を命ずる処分を受けることとなった。
73	龍ヶ崎信用金庫 (茨城県龍ヶ崎市)	T1.9に「龍ヶ崎信用組合」として設立され、S26.12に信用金庫に改組し、地域金融機関として地元中小企業の金融の円滑化、地域経済の発展と地域住民の豊かな生活の実現のため尽力し、茨城県南部及び千葉県北部地域を取引基盤とし業容の拡大、特に、住宅地等の開発資金に対する融資拡大を図ってきた。しかし、融資審査管理体制の不備や不動産業、建設業等特定業種への偏重等の問題点を抱える中、バブル経済の崩壊による不動産価格の大幅な下落やその後の景気低迷の長期化により、担保保全不足や延滞の増加等で資産が不良化。H11.3期大幅な債務超過に陥ることが明らかとなり、H11.6.4金融再生委員会に対して破綻の申出を行い、同日、金融監督庁より業務改善命令を受けた。
74	足立総合信用組合 (東京都足立区)	東京都中央卸売市場足立分場内の、青果卸売小売業、魚類卸売小売業を対象とする業域信用組合として発足。その後地域信用組合として事業を行ってきたが、審査管理体制の不備と不況による取引先企業の経営悪化等から資産の不良化を余儀なくされ、経営破綻に至った。
75	神田信用金庫 (東京都千代田区)	T13.5に「保証責任神田市場信用購買利用組合」として設立され、S26.10に信用金庫に改組し、設立当時から青果市場を中心に事業展開を図ってきた。その経営姿勢は量的拡大指向が強く、特に、融資面では審査管理体制が不備のまま、H元の青果市場の移転を受け、青果関連事業者に対する用地取得・事務所建築資金の応需等から大口化する一方、主要営業基盤であった地元千代田区や新宿区における卸小売・印刷製本業の転出に伴う空洞化をカバーするため、バブル経済にも便乗して、建設・不動産関連融資に傾注してきた。しかし、バブル経済の崩壊による地価の大幅な下落や、長引く景気低迷の影響により、資産内容は大幅に悪化し、経営破綻に至った。
76	東京都教育信用組合 (東京都千代田区)	S29.3に東京都教職員により設立された学校関係唯一の職域信用組合。当初は、公立学校教職員が主な取引先で、預金業務は順調だったが、貸付業務は金利の優位性から共済貸付とは競争できず、低い預貸率(20-30%程度)を余儀なくされていた。このため、株式や高利外国証券等を中心とした有価証券投資による収益確保に傾注したもののリスク管理体制が甘く、バブル経済崩壊後の株価の急落や円高進行局面において、多額の株式含み損や為替差損を抱え、経営破綻に至った。
77	富山商銀信用組合 (富山県富山市)	小売業、飲食業、建設業などの韓国系の中小零細業者を中心に融資を行う地域信用組合としてS46.1に設立されたが、いわゆるバブル期に、建設業、不動産業、遊戯業などに積極的に大口で貸し込んだことから、H7.3末では、預金64億円、貸出金54億円とH元年度の約3倍の規模に急激に膨れ上がった。しかしながら、貸出の審査管理体制の弱体に加え、景気の後退を受けた債務者の財務内容の悪化や担保不動産評価額の下落から不良債権が増加した。このため、H7.5に理事長以下の執行部を一新するとともに、貸出における審査体制や債権回収の強化し、出資金の増強等による建直しを図った。しかし、改善が進まず、H11.7の富山県による定例検査においては大幅な償却・引当不足を指摘され実質債務超過(754百万円)に陥ったことから、H11.10.8破綻公表に至った。
78	日本信販信用組合 (東京都文京区)	S31.7に業務停止命令を受けた文化信用組合の受皿として、日本信販(株)の創業者らが設立した文京区を中心とする地域信用組合。歴代理事長には日本信販(株)関係者が就任。S63.4に日和信用組合を合併し、バブル期に急速に業容を拡大。10億円超の大口定期を大量に獲得し、不動産業、建設業、貸金業への大口貸出を推進。経営実態を把握せず不動産担保等があれば貸し込む戦略がとられた結果、H3.3期の特定3業種向け貸出は、貸出全体の64%を占めるに至った。このため、バブル崩壊とともに膨大な不良債権が発生。H4年度からは、日本信販グループ企業の営業支援を受けつつ、保有資産売却や不採算店舗の閉鎖などのリストラに着手。しかし、改善はみられず、H10.3期決算では日本信販(株)から300億円の資金贈与を受けてようやく債務超過を回避したものの、H11.3期決算で323億円の債務超過であることが判明し、H11.5金融再生法68条1項の申請を行い経営破綻した。
79	国民銀行 (東京都千代田区)	S28.7に相互銀行として創業され、地域金融機関として、地域中小企業の振興や地域経済の発展に尽力してきた。もともと不動産・建設業、サービス業、ノンバンクに対する貸出比率が高く、バブル崩壊後の長引く不況の中で不良債権が拡大し続け、重い償却負担のため常に自己資本を圧迫されていた。この間、国際興業グループによる第三者割当増資を実施するなど経営の立直しを図ったが、新たな不良債権の発生もあり不良債権処理は進展しなかった。H11.4.12に通知された金融監督庁の検査結果(H10.9.30基準日、H11.1.19立入検査開始)についての当行側の認識では、要追加償却・引当額は762億円(自己資本額712億円)に達した。このため大株主の協力を受けることができず、資本増強を断念せざるを得ない状況となった。H11.4.8財務内容等に係る報道がなされ、4月8・9日両日で679億円の預金が減少し、自力での資金調達は難しく、予想される預金流出に対応不可能と判断し、4月11日金融再生委員会に対して金融再生法68条1項の申出を行い、同日、金融再生委員会は当該申出及び当行の資金繰り状況等を踏まえ管理を命ずる処分を行った。

	刑事責任追及	民事責任追及
	民事 と同じ事案(背任罪)。	<p>被告の1人(非常勤理事)と共同で宅地開発を行っていた業者に対し、自然公園法による保護地域内の山林(開発行為に各種規制があり、かつ急勾配の土地で開発困難)開発資金として、同土地を担保に70百万円を融資。</p> <p>上記被告と親しい個人に対し、住専やサラ金・高利貸等に対する負債の肩代わり資金として、2本合計165百万円を融資。</p> <p>既に三重県から実質債務超過状態を指摘された後、支店統廃合及び新築移転の用地として、理事会に諮ることなく、上記被告の親族が保有する農地を購入。</p>
		<p>電子音響機器の製造販売等を行う会社に対し、当時の貸付次長(後に業務上横領や本件を含む不良貸付実行等が発覚して懲戒解雇)が同社に90百万円を融資したい旨上申したのを漫然と決裁。</p> <p>不動産仲介業者に対し、大幅な担保割れかつ杜撰な事業計画を見逃して87百万円を融資。</p>
		<p>株価指数オプション取引(取引回数合計834回)により13億4,500万円の損失発生。理事長である被告が、理事会の審議等を経ずに独断専行。</p>
		<p>既に4億以上の延滞ある不良貸付先に対し、富山県検査において大口融資規制違反を指摘されたのを機に、新たに富山商銀に開設した金明組管理委員会名義口座に入金する形で実態は従前どおりの融資を継続、担保も大幅不足。</p>
	(特別背任) 民事 同一。	<p>旧国民銀行取締役らが、倒産先への債権の不良債権化を回避する(とばし)目的のために、不動産投資等を行う会社に対し、回収見込みがないにもかかわらず融資を実行したことに対する損害賠償請求等。</p> <p>旧国民銀行取締役らが、カラオケ委託経営会社に関し、同社が粉飾決算をしていることを知りながら融資を継続することは特別背任に該当すると当局審査部が指摘していたにもかかわらず、同社の関連会社に対して迂回融資したことに対する損害賠償請求。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
81	西相信用金庫 (神奈川県湯河原町)	T9.10に湯河原信用組合として設立され、S26.10に真鶴信用組合と合併した(S27.8に信用金庫に改組)、神奈川県内で最小規模の信用金庫。神奈川県西部の湯河原町、真鶴町を主要基盤とし、他金融機関との競合が比較的少ない狭いエリアで、小口の中小零細企業、個人取引を中心に業容を展開し、不動産業等への貸出は比較的慎重な姿勢を維持していた。しかしながら、神奈川県内の信金業界で金融自由化を展望した合併再編の動きが進む中、H2頃から地場の主力産業である湯河原町の旅館業、真鶴町の水産加工業等に対する大口の設備資金貸出等を積極化した。その結果、不動産担保に依存し、財務内容や返済計画等の内容把握が不十分なままでの取扱いが多くなり、貸出残高はH2年度、H3年度の2年間で5割増加、特にサービス業に対する貸出比率は急伸した(H2.3末14.0% H11.3末29.1%)。この間、H9.5のH理事長の就任以降、遅まきながらリスク管理体制の整備や効率化に取組んだものの、長引く景気低迷により地場主力産業である旅館業の業績が逐年悪化したほか、不動産価格の下落幅の拡大による担保評価額の低下から、資産内容はむしろ一段と悪化。H11.8に実施された関東財務局の検査で少額ながら債務超過の状況にあるとの検査結果が通知され、H12.1.28銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
82	松沢信用金庫 (東京都世田谷区)	T7.10に松沢村信用購買組合として設立された(S28.6信用金庫に改組)、業歴82年の小規模信用金庫。都内西部の世田谷、調布市、三鷹市等を主要基盤とし、京王線・中央線沿線に店舗網を展開。S50年代中から、他金融機関との競合等もあって業容が停滞し、長期にわたり監督官庁から経営改善を要求されてきたが、目立った改善が実現されないままバブル期に突入した。バブル期の貸出増加はさほど目立ったものではなかったが、地場の中小建設業および不動産業向けの貸出比率が元来高かったため(H2年度37.8%)、バブル崩壊の影響によりH6頃から不良債権が急拡大した。H8.3の6ヶ月以上延滞貸出残高は81億円と貸出全体の11.7%を占めるに至り、多額の不良債権の償却・引当実施(8年度27億円、9年度22億円、10年度3億円)を余儀なくされた。H11.9実質債務超過が判明し、H11.12.10銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
83	北兵庫信用組合 (兵庫県城崎郡香住町)	兵庫県但馬地区北部を主営業地域として、S30.10に北但信用組合として設立された。限られた営業エリア内に地元地銀や信金が強力な営業展開を行ってきたこととあって、永年低預貸率に悩まされてきた当信組は、H1からH6頃にかけて証券投資信託、特定金銭信託に投資した結果、円高進行に伴う為替損失やバブル経済崩壊による株価急落の影響を受け、多額の含み損失を抱えることとなった。このほか、H4頃より建設業、不動産業、サービス業への融資に傾斜した結果、不良債権をさらに増加させる結果となった。上述の含み損の解消をねらい、H10.4~5に額面27億円のプリンス債をクレスパール証券東京支店を通じて購入したが、同証券に対する金融監督庁の調査の結果、プリンス債の運用元本の大半が毀損し、償還不能となったことが判明、同債全額の損失を計上し、債務超過に転落することとなった。この結果、H11.10.28に兵庫県知事に対し破綻の申出を行い、翌日管理を命ずる処分を受け、破綻公表に至った。
84	京都みやこ信用金庫 (京都市伏見区)	M38.5に伏見大手筋商店街の店主らが中心となって伏見信用組合として設立。S26.10に信用金庫に転換。S44.4に京都第一信用組合と合併。H5.11に西陣信用金庫を救済合併し、京都みやこ信用金庫と改称。旧西陣信金と合併時1,700名を超えていた職員数を1,100名にまで削減する等、3次に亘るリストラを実施すると共に、不良債権の整理・回収を促進し償却の実施による資産内容の早期健全化を企図したが、景気低迷の長期化により旧西陣信金を救済合併したことによる負担(H5年度からの5年間の償却・引当額600億円のうち、旧西陣分が325億円)が予想以上に金庫の経営を圧迫したことに加え、その後も進んだ地価下落に伴う保全不足の増加や、主要取引先である和装関連の繊維品製造・卸売業、建設・不動産業等の中小零細企業の業況景気悪化により多額の不良債権を抱えることとなった。H12.1.14金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
85	南京都信用金庫 (京都府宇治市)	T11.9宇治茶製造業者等を中心に宇治町信用組合として設立。S27.2信用金庫に転換。S45.7南京都信用金庫と改称。バブル期の不動産価格の上昇を背景として、山林や農地等をも担保とした貸出を行い、主に不動産・建設業向けの貸出(H12.3期貸出金シェア32.8%)を中心に業容を拡大。しかし、バブル崩壊により同業種の貸出を中心に不良債権が発生。その後も地価下落と景気低迷の長期化のため、不良債権の回収・処理が進まず、経営破綻に至り、京都みやこ信金と同様に、H12.1.14金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
86	小川信用金庫 (埼玉県比企郡小川町)	S23.5小川信用組合として設立、S26.10小川信用金庫に改組。埼玉県西部を主要基盤とする県内第2位の中規模信金。東京のベッドタウン化に伴う地域人口の増大等から、バブル期まで業容は順調に拡大。潤沢な個人預金流入が続く中、バブル崩壊後もいわゆる3業種(不動産、建設、金融)及びゴルフ場に偏重した大口融資を維持(貸出構成比H8.3末37.3%)。H8年度に至り、延滞先が増加傾向を辿る中、ようやく融資拡大方針を改め、経営リストラ、不良債権の処理推進に着手。H9.3期に内部留保を原資に187億円、H10.3期に252億円の償却・引当を行ったが、H11.3期では内部留保が底をつき75億円の償却・引当を行ったところ375百万円の赤字を計上。H11.9期時点以自己査定を行った結果、債務超過が判明。H11.11.12銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
87	岡山市民信用金庫 (岡山県岡山市)	T5.6岡山市内の醤油問屋組合が中心となって岡北(こうほく)信用組合として設立。S26.12信用金庫に転換。H6.8西大寺信用金庫を合併し、H11.3期まで岡山市内の信用金庫ではトップのシェアを占めていた。H4頃より余資運用の一環として金利スワップ取引を中心としたデリバティブ取引に積極的に取り組んできたが、予想外の金利低下に伴い、H7年度より受取金利差が毎期大幅な支払超の状態となり、かつ評価損を抱えることとなった。その損失をカバーすべく、H8年度から高利回りのアジア外債の購入を増加させたが、H9半ばからのアジア通貨危機の発生によって、H10年度には約67億円の償却処理を余儀なくされた。この間、組織変更、収益体質強化、効率化による経費削減等の経営努力を行ったが、その後もアジア外債の整理回収が進まないなかで、大口と信先の倒産・経営内容悪化等が追撃をかけた。H11年度末では多額の償却(アジア外債中心に63億円の有価証券償却、101億円の貸出金引当・償却実施)により166億円の損失を計上し、約15億円の債務超過に陥った。このほかにも、デリバティブの評価損が約33億円にのぼるため、経営陣は再建を断念し、H12.4.14金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。

	刑事責任追及	民事責任追及
(背任) 民事と同一事案。		<p>旧北兵庫信組理事長らが、不良債権隠しの意図のもと、別債務者に対する融資の付け替えに応じることの見返りとして、すでに資金繰りに窮していた不動産開発業者らに対し、回収の見込みがないことを熟知しながら、十分な担保を徴求することなく、融資したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>旧京都みやこ信金理事長らが、債務超過となり、既存の貸付金の元利金の支払いを延滞させていた会社に、大口融資規制に違反した上、返済計画もなく、無担保で融資実行したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>旧南京都信金の理事長らが、企業内容が劣悪なゴルフ場開発会社への迂回融資を目的として、収入がない債務超過会社に対し、実質的な審理を行うことなく、また、著しい担保不足の状態での融資したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>旧小川信金理事長らが、金融業やゴルフ場開発事業を行っている会社に対し、すでに貸出限度額を超える融資をしていたゴルフ場開発会社への転貸資金として、返済原資の調査や担保の徴求を十分になさないうまま融資したこと、前記 融資の返済が遅滞していたにもかかわらず、確実な返済計画がないままさらに融資したこと、前記 融資の回収が著しく困難であることを認識しながら、当該ゴルフ場の運営会社の株式買収資金として、返済計画の検討を懈怠したまま融資したこと、に対する各損害賠償請求等。</p>
		<p>旧岡山市民信金理事長らが、返済能力のない造船会社に対し、赤字補てんを資金使途とする、返済原資や計画のない実質無担保の融資をしたこと、リスク管理体制が未整備なまま、特定銘柄のリスク商品に集中的に過大な量の投資をしたこと、に対する各損害賠償請求。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
88	なみはや銀行 (大阪市中央区)	なみはや銀行の前身である福徳銀行となにわ銀行の両行は、バブル期に不動産、建設、金融業向け貸出を中心に拡大を図り、バブル崩壊後の長引く不況の中でそれらの大宗が不良化することとなった。前者においては、経営状態が悪化した関連ノンバンク支援に経営資源を費消したため、銀行本体の不良債権処理は進展しなかった。後者においても関連ノンバンクの営業貸付金の劣化により支障負担が増大していた。H9.12改正預金保険法で整備された特定合併方式により、H10.10に設立されたなみはや銀行は、合併元の福徳・なにわ銀行の自己資本が不良債権の処理や株式、不動産等の含み損の償却により大きく毀損していたため、合併当初から過少資本でのスタートを余儀なくされた。H11.3期決算で連結自己資本比率が1.46%となる旨を発表したことから、H11.6.17銀行法24条に基づく連結自己資本比率の向上策等に関する報告を受けた。これを受けて、6.24に第三者割当増資等の対策を報告したが、6.28連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、金融監督庁から早期是正措置命令(第2区分)が発出されるとともに、8.4金融監督庁の検査結果(H11.3.31基準日、H11.5.25立入検査開始、単体自己資本額1,117億円)が通知された。こうした中、8.6金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、8.7金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。
89	幸福銀行 (大阪市西区)	バブル期に不動産・建設・金融業向けの融資拡大と東京地区での融資拡大を図るべく営業推進と貸出審査の一体化を行うなど体制面の整備を図ったが、バブル崩壊と長引く不況の中で不動産関連融資が不良債権化し、その処理も進展していなかった。H11.4.13に金融監督庁より検査結果通知(H10.9.30基準日、H11.1検査着手、自己資本額464億円)を受け、同時に銀行法24条1項に基づき指摘事項の回答を求められ、4.30に自己資本等の状況を報告した。5.10に至りH10年度の決算見込を記者発表するとともに公的資金による資本増強の以降表明を行った。5.13に近畿財務局長に対しH11.3期における自己資本比率は4%を大幅に下回る旨を報告、翌5.14銀行法26条1項及び早期健全化法3条3項の規定に基づき早期是正措置命令を受けた。資本増強の以降表明以降、預金の払出が急増し、5.20までに1,200億円が流出した。このため、5.21金融監督庁に対し早期是正措置命令によって示された選択肢の中から銀行業の廃止等の措置を選択する旨の報告を、また、同日、金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、5.22金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を受けた。
90	わかば信用金庫 (東京都中央区)	H10.3中央区を本拠地とする小規模な3金庫(永楽:合併時資金量612億円、第一:215億円、大恵:196億円)が新設合併して発足。3金庫中、第一信用金庫の業績悪化が著しかったため、設立時に、信用金庫相互資金援助制度により38億円の援助を受けたものの、不良債権処理に伴い内部留保に乏しい新金庫スタートとなった(自己資本比率5.63%、除く劣後ローン3.95%)。合併後に支店を20店舗から17店舗(中央区7店、その他都下10店)に統廃合するなどのリストラをすすめたが、地場の中小不動産・卸小売業等の業容悪化に全く歯止めがかからず、H11.11検査で指摘を受け債務超過が判明。H12.4.21銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、金融再生法68条1項に基づく申出を行うとともに、事業譲渡も発表した。
91	四国貯蓄信用組合 (香川県高松市)	S29.7香川県内の中小規模の事業者、勤労者らの協同組織として香川県坂出市に設立。S52元理事長の放漫経営により経営危機に陥ったが、香川県、四国財務局、全信組連、百十四銀行による人的・資金的支援を受け、再建に取組んできた。H8には出資金増強運動を行い、自己資本比率の引上げを計ったが、一方でバブル崩壊や景気低迷の長期化の影響から不良債権が増加。H11年度には多額の損失を計上せざるを得なくなり、自主再建困難と判断。H12.5.12金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、金融再生委員会は当該申出及び当金庫の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。
92	日南信用金庫 (宮崎県日南市)	S8.6保証責任鉄肥(おび)商工信用組合として設立。S25.4組織変更により日南信用組合となり、S27.5信用金庫に改組。営業地域は宮崎県南部の日南市及び北郷町で、破綻前の営業地域での預貸金のシェアは3割以上を占めていた。元・本店長が起こした不正事件(H11.9発覚)により多額の損失(約26億円)が発生し、H11年度決算において債務超過に陥ることが確実となった。このような状況下、予想される預金流出に対応することができず、当金庫はH11.11.19金融再生委員会に対して金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、金融再生委員会は当該申出及び当金庫の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。
93	石川商銀信用組合 (石川県金沢市)	石川県内の在日韓国人等の中小規模の事業経営者や勤労者のための金融機関として、S44.4金沢市に設立。しかしながら、もともと営業規模が小さな零細信用組合ということもあって、景気低迷や資産デフレによる不良債権の増大に耐えられるだけの体力に乏しく、H11.12末を基準とする自己査定の結果、債務超過に陥っていることが判明。H12.3.30銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、石川県知事に対し金融再生法68条1項の申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
94	新潟中央銀行 (新潟県新潟市)	S17.10新潟無尽会社として設立され、H12普銀転換したが、同じ時期にOが頭取に就任して以降、バブル期において首都圏を中心に不動産業、金融業、サービス業向けに積極的な業務拡大を図った。その後、バブル崩壊により首都圏における融資の不良債権化が顕著となったことから、本部の審査・管理部門の強化を図ると共に、貸出案件の最終決定の場として取締役も参加する「経営会議」を設置する等、表面的には体制整備に注力した。しかしながら、実際には頭取のワンマン経営体制の下、頭取の意向が強く反映され頭取一人に権限が集中することを容認し、本部の審査・管理機能を無視した業務運営が行われた。特に、H4~9にかけてゴルフ場やテーマパーク等の特定の案件が持ち込まれ、頭取が独断で決裁したものが多く、結果的にその大部分が不良債権となった。H11.5.25にH11.3期決算(自己資本比率5.23%)を発表した後、6.4に通知された関東財務局による検査結果(H10.9.30基準日、H11.3.1立入検査開始)に基づき自己査定を見直したところ引当額が増加することとなったため、6.10に11.3期の自己資本比率が2.01%に低下する旨の決算修正を行った。これに対して、6.11金融監督庁から早期是正措置命令(第1区分)が発出され、預金の流出が始まった。加えて、9.20には第三者割当増資も中止するに至り、預金の流出に拍車がかかった。そして遂に10.1金融再生委員会に対して金融再生法68条1項に基づく申出を行い、10.2金融再生委員会は当該申出及び当行の資金繰り状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。
95	振興信用組合 (東京都八王子市)	M40.6八王子の織物業者によって「八王子購買組合」として設立。S25.3信用組合に改組、S28.6振興信用組合に改称。八王子市を中心に事業展開。S48の第一次石油ショック以降、大口貸出を中心に不良債権化が進み、S52.2東京都から「決算承認組合」に指定された。その後、地場産業である織物業の一段の衰退等から貸出金が伸び悩む中で、有価証券に運用を傾斜。当初は安全性の高い国債や公社債中心の運用であったが、バブル崩壊後の大幅な金利低下の局面で、収益確保を企図し、ハイリスクの外国債・投信等への投資比率を高めた。その結果、H5.9には投信で6億円の評価損が発生。投信の評価損を取り戻すため日経225連動債を購入したが、H10.5には日経225連動債の損失が10億円まで拡大。こうした状況の下で、H10年度決算を乗り切るため、購入契約時に多額の特別利子が得られる仕組みとなっていたプリンストン債を購入したが、H11.9に同債がデフォルトとなり54億円の損失が発生。このため自主再建を断念し、H12.1.26金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
	(特別背任) 民事と同一事案。	旧幸福銀行頭取らが、頭取の関係する融資先建設会社に対し、同社は実質倒産状態にあり回収見込みがなかったにもかかわらず、十分な担保を徴求することなく、融資実行のための正式な手続を経ることなく他の借入先への弁済金を融資したことに対する損害賠償請求等。
	(背任) 融資先である不動産業者が営業不振となり返済が延滞となっているにもかかわらず、H9.12.26及びH10.12.14ころ、それぞれ30百万円の新たな融資を継続し損害を拡大させた。損害額合計60百万円。	(背任) 融資先である不動産業者が営業不振となり返済が延滞となっているにもかかわらず、H9.12.26及びH10.12.14ころ、それぞれ30百万円の新たな融資を継続し損害を拡大させた。損害額合計60百万円。
	(特別背任) 民事と同一事案。	旧新潟中央銀行の頭取らが、すでに破綻懸念先であり返済能力がないことを知りながら、ずさんな返済計画のまま、十分な担保を徴求することなく、ゴルフ場会社及び関連会社に対し、直接あるいは関連会社を迂回して合計71億6,700万円を融資。約20億円が損害。
		H8.10～H8.12、投資の対象がリスクの高い債券であり(国際投信投資顧問(株)と投資一任契約を締結)、その投資に失敗した場合には組合が破綻することを認識しながら、当該投資による損失を回避するような措置を講じなかったことに対する損害賠償請求。

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
96	信用組合大阪商銀 (大阪市北区)	S28.8我が国最初の在日韓国人のための金融機関として大阪市梅田地区の在日韓国人繊維卸売業者が中心となって設立され、大阪府を事業地区として事業展開してきた。審査体制が不十分なまま、バブル期にかけて業容拡大を図ったことから、バブル経済の崩壊とともに不良債権が急増、H3以降その回収に努めたものの、長引く不動産市況の低迷と景気の停滞もあって、不良資産の増加を抑えることができず、H9年度の大阪府検査で多額の不良債権の指摘を受け、同年度決算では大幅な債務超過となった。このため、H10.6に破綻を公表するとともに信用組合京都商銀への事業譲渡を発表したが、事業譲渡の合意を得るには至らず断念。H11.6.2大阪府知事に金融再生法68条1項に基づく申出を行い、6.4に管理を命ずる処分を受けた。
97	東京相和銀行 (東京都港区)	S25.2東京協和殖産無尽として創業し、H1普通銀行に転換したが、金融自由化とバブル崩壊が同時進行し、金融機関経営においてリスク管理の重要性が高まっていた時期に、経営トップの会長の過度なワンマン経営を背景に、目先の収益性に着目し、信用リスクを軽視した融資の取扱い等、適切なりスク認識を欠いた貸出金運用等を行った結果、資産内容の著しい劣化を招くこととなった。破綻前の数年間、経営不振が進むにつれて特定顧客からの高利預金の導入(H11.3期の大口定期預金取入金利1.016%、第2地銀上位10行平均0.469%)の一方、高い運用利回り求めて消費者金融向け貸出が急増した(H11.3期の貸出割合19.2%)。また不良債権処理のため自己資本に大幅な毀損をきたしたことから、H9.9以降、消費者金融業者向を經由した第三者割当増資を3回実施して経営の立て直しを図ったが、H11.5.28に発表したH11.3期決算では4期連続赤字となり、自己資本比率は2.42%に低下した。このため、銀行法26条1項の規定に基づき、5.31金融監督庁より早期是正措置命令が発出され、また、6.7金融監督庁の検査結果通知(H10.9.30基準日、自己資本額 1,189億円)を踏まえたH11.3期決算での対応等について銀行法24条の規定に基づく報告が求められた。これに対して、6.11にH11.3期決算は大幅な債務超過となる旨の報告を、また、同日、金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、6.12金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。
98	道央信用組合 (北海道滝川市)	S26.12に北海道芦別市の鉱山関係者によって東空知信用組合として設立。S39.7現組合名に改称。芦別市の人口減少等に伴い、S46本店所在地を滝川市に移転し、空知地区及び富良野、留萌地区を営業区域として地域経済の発展に寄与してきた。しかしS50年代以降の石炭産業をはじめとする地場産業の衰退から厳しい状況下にあり、資金需要が低迷し、有価証券運用に徐々に傾斜することとなった。その後の市況低迷で含み損を抱えていた投資信託や株式を、H9.2外資系金融機関の金融商品に振替え、含み損を長期契約により信託運用収益で穴埋めすることとした。これについて、H12.7北海道財務局の検査を踏まえ、9月末現在では44.96億円の取得価格に対し、含み損は25億円となった。このほか、貸倒引当金についても追加計上を求められたことから、H12.9末基準の自己査定で28億円の債務超過となり、H12.12.1金融再生法68条1項に基づく破綻を申請し、同日、管理を命ずる処分を受けた。
99	信用組合高知商銀 (高知県高知市)	S53.3高知県内に居住する在日韓国人の企業活動と生活の向上を目的に設立され、県下一円を営業地域として地域密着経営を行ってきた(店舗は本店のみ)。しかし、バブル崩壊後の景気の長期低迷により主要取引先である遊戯業、不動産業を中心に経営悪化する企業が続出したほか、審査管理体制ならびに相互牽制体制が不十分のまま、大口信用供与限度額を超過した融資が長期間継続して行われていたが、このうち高知県の元職員への5億円超の無担保融資などが不良債権化し、H11.3期決算には大幅な債務超過に陥った。このため、H11.4.28高知県知事に金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日業務改善命令を受けた。信用組合広島商銀への事業譲渡(H12.3予定)に向けて作業を進めていたが、経営体力を含めた受入体制が十分整わないとして、H12.2に至り事業譲渡時期を延期せざるを得ず、譲渡の具体的目途が立たなくなり、3.30高知県知事より管理を命ずる処分を受けることとなった。
100	瑞浪商工信用組合 (岐阜県瑞浪市)	S37.4瑞浪市の中小零細企業者が中心となって設立され、地場産業である陶磁器関連の商工業者を地盤に経営を行ってきた。しかしながら、地場産業の長引く不振による融資減少を補うため、不動産・土木建築業者、アパート・店舗建築資金等大口融資に傾注したが、延滞の増加、倒産などにより、不良債権の増大を招く結果となった。さらに低預貸率の中、プリンストン債などハイリスク商品に傾注した有価証券運用において多額の損失を計上したため、H12.9末基準で債務超過に陥っていることが明らかとなり、H12.12.8金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
101	朝銀青森信用組合 (青森県青森市)	S43.12青森県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的として青森市に設立(店舗は本店1カ店のみ)。地域密着経営を展望したが、バブル期に遊戯業、飲食業、特殊ホテル業における他店舗展開のための資金需要に十分な審査を行わずに対応。その結果、その後の景気停滞に伴い、これら業種での経営悪化先が続出。返済期日の延長や貸増しなどの方法により対応を先送りしたため、貸出資産の不良化は深刻な事態となった。H11.3期決算において、ようやく不良債権の正確な把握に注力したところ、当期損失は20億7,500万円に及び、自己資本比率は 21.72%の大幅な債務超過となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
102	朝銀宮城信用組合 (仙台市青葉区)	S41.6宮城県一円の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に仙台市に設立(店舗は本店1カ店のみ)。設立以来、遊戯業等のサービス業における設備資金向け貸出を積極的に推進した結果、これが総貸出の7割を占めるに至り、融資構造は硬直化。こうした状況の下で、H6年度頃から景気低迷の影響が次第に濃化し、H11.3期決算では当期損失774百万円を計上、自己資本比率も 1.92%の債務超過となった。このため、H11.5.14金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
103	朝銀福井信用組合 (福井県福井市)	S38.8福井県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的として福井市に設立。地域密着経営を展望したが、バブル崩壊以降の長期にわたる景気低迷に伴い、主要取引先である遊戯業、不動産業を中心に経営が悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進行することとなった。さらに、大口融資規制に違反していた貸出金が不良化したことなどから、H11.3期決算において当期損失は16億円にのぼり、その結果、自己資本比率は 8.84%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.29管理を命ずる処分を受けた。
104	朝銀愛知信用組合 (名古屋市中村区)	S28.10愛知県一円の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に名古屋市に設立。一時は店舗網を14店舗まで拡大して地域密着型経営に取組んだが、バブル期後半において毎年10%以上の高い成長率を目標に掲げ、高コストで大口預金を調達する一方、利鞘確保のため、特定業種(遊戯業等のサービス業・不動産業等)に偏重した融資を推進するに至った。こうした状況の下で、バブル経済が崩壊し景気が低迷したことから、融資の不良債権化が次第に濃化し、H11.3期決算では当期損失183億円となり自己資本比率も 4.41%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.29管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>旧信組大阪商銀理事長らが、借入金融機関に対する金利減免・元金支払猶予を受けるなど事実上破綻状況にあった関連ノンバンク(大商抵当証券)に対し、H5.8～H10.5の間、大口信用供与限度額規制に違反し、無担保で当座貸越を継続し、この間に当座貸越残高を約19億8,000万円増加させた。</p>
	<p>H9.9.25及びH10.3.24、前記第三者割当増資に関し、株金払込が仮装であることを秘し、東京法務局において、新株の払込が全て履行されたことによって発行済株式総数及び資本金額が変更された旨の内容虚偽の変更登記申請書を提出して変更登記申請をし、登記官をして商業登記簿原本である電磁的記録に不実の記載をさせ、これを備え付けさせて供用。</p>	<p>H9及びH10に実施した第三者割当増資に際し、新株発行の払込金の一部が同行の自己資金をもって行われた仮装払込であったことから、資本未充実分(H9.9増資時の90億円、H10.3増資時の99億2,740百万円、合計189億2,740百万円)につき、各増資時取締役であった者に対する引受担保責任履行請求(商法280条の13)</p>
	(背任)民事と同一事案。	<p>商品先物取引の失敗で多額の負債を抱えていた県職員都築弘一(高知商銀の監督を所管)に対し、実態としては虚偽の海洋深層水事業の資金名目で合計525百万円を融資等。</p>
		<p>平成4年7月～平成9年7月、同信組の訴外理事が経営していた会社(パチンコ店経営)に対し、実質無担保で合計約3億円を融資。回収不能額約1億6,000万円。 平成6年2月～平成7年5月、同組合の訴外理事が経営していた訴外会社(海産物の貿易業)に対し、実質無担保で合計1億700万円を融資。回収不能額約800万円。</p>
		<p>平成4年～平成5年、A社(貿易業)及び同社代表取締役らに対し、約190百万円を融資。回収不能額180百万円。(A社は設立以来ずっと赤字企業であったことを認識しながら実質上の無担保融資。)</p>
<p>当時の朝銀愛知理事長、在日本朝鮮信用組合協会会長及び朝銀大阪理事長が、当時破綻していた朝銀大阪において回収不能となっていた多額の不良債権を隠蔽するため、H9.9.16ころ、朝銀愛知本店において、金清吉に対して340百万円を貸し付ける処理をした上、同額を出金して朝銀大阪の職員に交付、上記不良債権の回収分に当てさせ、その回収を著しく困難にさせた。</p>		<p>平成5年2月～4月、A社(遊技場経営等)に対し、合計約670百万円を融資。回収不能額340百万円。平成5年9月～平成6年7月、A社、B社、C社(いずれもグループ企業)に対し、約10億4,000万円を融資。回収不能額約990百万円。平成10年6月、D社(上記会社のグループ企業)に対し、12億円を融資。回収不能額720百万円。(いずれも財務状況が悪化した企業に対する実質上の無担保ないし大幅な担保不足の融資、信用調査の懈怠)</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
105	朝銀島根信用組合 (島根県出雲市)	S46.2島根県一円の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に出雲市に設立。バブル期に遊戯業、焼肉店を中心に大口貸出を実施したが、バブル崩壊、景気低迷の影響から不良債権が増加、H11.3期決算では当期損失916百万円を計上、自己資本比率は 42.27%となった。このため、H11.5.13に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
106	朝銀広島信用組合 (広島市南区)	S36.10広島県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に広島市に設立。バブル期に融資審査・債権管理体制が脆弱なまま不動産業、遊戯業等の特定業種への融資を拡大。その後のバブル崩壊、景気低迷長期化の影響から不良債権が大幅増加、H11.3期決算では当期損失33億円を計上、自己資本比率は 6.86%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
107	朝銀山口信用組合 (山口県下関市)	S36.10山口県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に下関市に設立。バブル期に遊戯業、不動産業等へ信用供与限度額を大幅に上回る貸出を行った結果、バブル崩壊、景気低迷長期化の影響から不良債権が大幅増加、H11.3期決算では当期損失122億2,800万円を計上、自己資本比率は 12.71%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
108	朝銀福岡信用組合 (福岡市博多区)	S28.8福岡県の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に福岡市に設立。地域密着を標榜した金融機関として組合員の金融の円滑化、地域経済の発展に注力してきた。しかし、バブル期の大口不動産関連貸出や、遊戯業等への限度額を超過した貸出が、バブル崩壊に伴い不良化、H11.3期決算では当期損失92億4,600万円を計上、自己資本比率は 4.37%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づき破綻を申請した。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
109	朝銀長崎信用組合 (長崎県長崎市)	S52.4長崎県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上を目的に長崎市に設立。設立当初から不良債権の発生に苦しみ、S61年度からは他の朝銀信用組合の支援を受けて再建に取り組んできたが、バブル崩壊後、建設業、飲食業等で不良債権が一段と増大。H11.3期決算では当期損失598百万円を計上、自己資本比率は 42.82%となった。このため、H11.5.14に金融再生法68条1項に基づく申出を行った。その後、H12.12.16管理を命ずる処分を受けた。
110	茨城商銀信用組合 (茨城県水戸市)	S48.8茨城県内に居住する在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として水戸市に設立された。茨城県下一円を営業区域とし、3店舗(本店(水戸市)、土浦支店、日立支店)を保有。設立以来、遊戯業、不動産業、飲食業を中心に積極的に融資を推進、バブル期には当該業種向け貸出比率は全体の約7割を超えるに至った。こうした融資構造の下で、バブル崩壊や景気停滞に伴い経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良化が進んだ。H12.9実施の関東財務局検査を踏まえてH12.12末基準で自己査定を実施したところ、信用供与等の限度額を超える貸出が行われ、これらが不良化した結果、10億4,700百万円の債務超過であることが判明し、H13.2.16に金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
111	長崎第一信用組合 (長崎県長崎市)	S27.8長崎相互信用組合として設立。S57.4大長崎信用組合、諫早信用組合及び対馬信用組合と合併し、現組合名に改称。長崎市を中心とする本土地区に3店舗、対馬地区に3店舗、合計6店舗を配し、地域に根ざした金融機関として中小規模の事業者、勤労者等に対する資金需要に応えてきた。しかしながら、バブル期において審査管理が不十分なまま不動産業を中心とする特定グループに対して融資を集中させた結果、これら大口不動産関連融資先の延滞等により不良債権が増加、H10.3期の自己資本比率は2.1%となり、早期是正措置命令の対象組合となったが、経営改善計画書の提出により発動を1年猶予。本店を売却し、特別利益を計上してH11.3期の自己資本比率は4.2%となった。しかし、H11.10実施の長崎県検査において、約21億円の償却引当不足が判明し、17億円の債務超過に陥った。H12.2.9長崎県知事に対して金融再生法68条1項に基づく申出を行い、翌日、管理を命ずる処分を受けた。
112	不動信用組合 (石川県金沢市)	S27.3金沢市で設立。金沢市、松任市、石川郡及び河北郡の営業区域内に3店舗を配し、地域に根ざした金融機関として、中小規模の事業者、勤労者等に対して金融サービスを提供してきた。しかしながら、バブル経済の終焉期に積極的業務拡大方針を打出し、十分な貸出審査体制が整わないままに、建設及び不動産関連を中心とした大口貸出先を増加させ、景気の長期低迷によりこれら大口貸出先の不良債権化が進んだ。特にH2.10～H12.5死去まで務めた元理事長は、積極的な業務拡大方針を掲げ、次第に理事長の意向に沿った経営色が強まった。H12.7実施の北陸財務局検査における指摘を受け、H12.8末現在で自己査定を見直し、朝日監査法人の監査を受けたところ、11億300万円の債務超過であることが判明、H12.10.6金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
113	輪島信用組合 (石川県輪島市)	S5.5地域住民の企業活動と生活向上を目的として石川県輪島市に設立。輪島市全域を営業エリアとして組合員の利便に資するため地域信用組合としては極めて小規模であるが地域密着経営を展望していた。しかしながら、バブル崩壊に伴う地域観光ブームの衰退、地場産業である漆器業の低迷等から取引先の中で経営が悪化する企業が多発するに至り、H12.9北陸財務局による金融検査で貸倒引当不足が判明し、134百万円の債務超過となった。H12.12.15金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
114	宇都宮信用金庫 (栃木県宇都宮市)	T12.2宇都宮市に設立された栃木県内では最大の信用金庫。前理事長が就任したS63年度から不動産業、サービス業の新規取引先を中心にH3年度にかけて貸出をほぼ倍増させたことから、バブル崩壊、景気低迷により不良債権が増大。保有不動産の売却や有価証券運用益の増強により不良債権の償却を進めてきたが、H13.3期に大幅赤字を計上し自己資本比率は3.95%となった。H13.9末では、H13.4実施の関東財務局検査を踏まえて、自己査定基準に基づく厳格な査定を行った結果11億5,000万円の債務超過であることが判明した。このため、H13.10.19預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。
115	信用組合三重商銀 (三重県桑名市)	S31.11三重県内に居住する在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として桑名市に設立された。バブル期に生コン・砂利採取業などの特定企業や元理事長の関連企業に与信を拡大し、そのほとんどが信用供与限度額を超過し、その多くがバブル崩壊、景気低迷により不良化した。H6.9に不正融資問題で旧経営陣が辞任、新聞にも取上げられ信用が低下、さらに内部管理のチェック体制の不十分性から役職員の不正事件や(着服・不正融資)が散見され、長期に渡り預金流出が続いた。これに対し、商銀系組合からの協力預金や高金利預金でつないできたものの、H12.5.19金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>平成4年4月、債務者から弁済がないのに、同人の不動産に設定していた根抵当権を抹消。その結果、貸付金の弁済に充当できたであろう953万2,400円が回収不能。</p> <p>平成4年9月～平成5年4月、A社(パチンコ店経営)の役員らに対し、合計2億1,864万円を融資。平成8年12月にA社は事実上倒産し、約150百万円が回収不能。</p>
		<p>H6.10～H7.12、宅地開発事業を行う会社に対し、同社が実質破綻状態にあり、実施する宅地開発事業も都市計画法所定の県知事による許可を得ていない無許可開発であったことから、融資金が回収困難となることが容易に判明したにもかかわらず、合計160百万円を融資。</p>
		<p>平成5年4月、同組合常務理事の妻外2名に対し、合計6億円を融資。全額回収不能。善管注意義務違反(債務者は借名である可能性が大。真実の債務者が不明で回収可能性なし。名義人が債務者だとすると実質上の無担保融資であり、名義人の資産状況からして回収不能)。</p>
		<p>平成5年3月、A社(漢方薬剤業)に対し、6億円を融資。全額回収不能。善管注意義務違反(実質的な借主はA社でない可能性が高い。そうだとすれば、借主不明の融資。A社が借主だとしてもA社の決算書等融資に必要な関係書類を徴求していないばかりか、実質上の無担保融資)。</p>
		<p>既に高利貸しから借り入れせざるを得ないほど資金繰りの悪化していた会社に対し、確実な返済能力がなかったにもかかわらず、十分な担保を徴求することなく、理事長のトップダウンにより融資実行されたことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>返済原資のない者に、実質無担保で融資したこと、すでに債務超過で返済能力のない者に、返済計画についての十分な検討もしいまま、担保不足状態で迂回融資したこと、に対する各損害賠償請求。</p>
		<p>具体的な返済計画がなく、大幅な担保不足であるのに、理事長のトップダウンにより融資したこと、大口融資規制に違反した上、実質的に債務超過で、返済計画の実現可能性が不透明で、大幅な担保不足であるのに、融資したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>事実上倒産状態にあった建設資材販売会社の破綻処理がなされると、信組三重商銀自体の債務超過が露呈する状況で、信組三重商銀の破綻処理の過程で明らかになるであろう元理事長がなした不法行為の隠ぺい、及び自己保身を目的として、同販売会社の決済資金を破綻回避のために立て替えたことに対する損害賠償請求。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯	
116	臼杵信用金庫 (大分県臼杵市)	S24.11地域住民の生活向上と企業活動への支援を目的に臼杵市に設立。取引先の業績不振による貸出金の不良債権化、金利低下による収益の減少、株価下落に伴う有価証券評価損の発生等、厳しい経営環境が続いた。従来より、低預貸率を補うために外国証券や株式投信等の有価証券による余資運用に依存していたが、昨今の株価下落に伴う有価証券評価損の拡大等から多額の損失が発生。このため、九州財務局長の命令により、H13.9末基準日で自己査定を実施したところ、11億4,300万円の債務超過、自己資本比率は5.98%であることが判明したため、H13.11.16預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。	
117	小樽商工信用組合 (北海道小樽市)	S28.5設立。小樽市及びその周辺を主な営業基盤としていたが、S50年代に札幌市に進出(2店舗新設)し、バブル期に建設業、不動産業の大口資金需要に応需したことから、バブル崩壊、景気低迷により不良債権が増大した。さらに、株式、転換社債、投信等の運用で多額のロスが発生。H9.3に金外債22億円、H9.4に外国証券(ステップダウン債)30億円を購入し、損失を回避した処理がなされた。H11.3期において自己資本比率が2.11%に低下したことで早期は正措置が発動され、H12.3期において5億円の出資金の増額等、経営改善計画書に基づき努力したが、H12.7実施の北海道財務局検査により指摘された自己査定のみならず、償却引当不足によるほか、景気低迷による貸出資産の不良債権化により、H13.3期に52億円の当期損失を計上し、自己資本比率は19.31%に低下した。H13.7.6預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、管理を命ずる処分を受けた。	
118	新潟商銀信用組合 (新潟県新潟市)	S42.11新潟県内に居住する在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として新潟市に設立された。規模が小さく小口優良な融資先の確保が難しく、融資先は零細で業況不安定な先が多く、不動産業やサービス業(遊技場)向けなど特定業種に偏っていた。また、前々理事長の任期が長期化し(17年間)、独断専行型となりこれを牽制する機能が働かず、S50年代後半からバブル期の間にサービス業、建設業などの特定企業に大口融資を推進したことから、バブル崩壊、景気低迷により不良債権が増大。また、後任の前理事長体制においても効果的な対策が打出せず、貸出金の回収・管理も十分でなかった。H12.3期は当期利益503百万円の赤字となり、自己資本比率は2.98%、H12.5.29付で金融監督庁から業務改善命令が発出された。H12.6.12付出資金増強等を中心とした経営改善計画を提出し、経営内容の改善を図ることとしていたが、H12.5～7に大口与信先が相次いで破綻し、同年7月実施の関東財務局検査で12億1,500万円の債務超過であることが判明し、H12.8.25金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	
119	常滑信用組合 (愛知県常滑市)	S29.5常滑市の商工業者が中心となって設立、知多半島を主な営業基盤としていた。従来から預貸率が極めて低い構造であるため、預貸差額金を国債・社債等を中心とした有価証券にて運用してきた。景気低迷の長期化などから窯業などの地場産業の不振の度合いが深まり、不良債権が増加する一方、経営の連立を企図してリスクテイク型の有価証券投資や金利スワップに傾注したが(当初は株式運用を中心とした投資信託、H5頃からアジア関連株式を投資対象とした投資信託、H8頃から金利上昇を見込んだ債券を中心とした投資信託)、想定した方向とは逆にマーケットが推移し大幅な含み損を抱えることとなった。H9.3理事長交代以降、有価証券投資から貸出金の増強に運用スタンスを変更したが、業績が悪化している先が多く、不良債権が増加することとなった。H13.3期に自己資本比率は2.61%に低下し、このため出資金の増強を図ったが劣後ローンが十分に集まらず、またH13.8末の自己査定を再度行った結果、22億1,300万円の債務超過となったことから、H13.10.19預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	
120	春江信用組合 (福井県坂井郡春江町)	S25.6福井県坂井郡及び福井市を営業区域に、地域住民の企業活動と生活の向上を主たる目的として、坂井郡春江町に設立。バブル崩壊後の景気の長期低迷等の影響から不良債権が増加、有価証券運用における外国証券のデフォルト発生もあって、H13.3期決算では287百万円の当期損失を計上、12百万円の債務超過(有価証券含み損を勘案すれば114百万円の債務超過)に陥った。このため、H13.5.25預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	
121	中津川信用組合 (岐阜県中津川市)	S34.12中津川市内の商工業者が設立。バブル崩壊後の長引く景気低迷を背景とする中小零細企業の業績悪化から不良債権が増加。低預貸率を補うための有価証券運用も失敗、H12.3期13億3,800万円の評価損を計上した。H13.3期当期利益は大口取引先の倒産等による引当金の増加等から653百万円の赤字、自己資本比率は2.54%と大きく低下した。これを受け、出資金増強を柱とした経営健全化計画を策定したが、資産状況はさらに悪化し、出資金の増強も目標額に達しなかった。H13.9末において財務状況を精査し、監事(公認会計士)と協議し、投資信託の下落による減損処理、正確な自己査定及び適切な償却・引当等を行ったところ、251百万円の債務超過に陥った。このため、H13.11.2預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	
122	沖縄信用金庫 (沖縄県那覇市)	S28.12地域住民の生活向上と企業活動への支援を目的に那覇市に設立。バブル時代に融資した大口取引先の経営悪化や担保価額の下落により多額の不良債権が発生。H12.3期の自己資本比率は2.96%となり、H12.5.16金融監督庁長官より早期は正措置命令を受けた。これを受け沖縄信金では、同19日にコザ信用金庫との合併を公表するとともに、経営改善計画を策定し、経費節減や人員削減等に努めたものの、長引く不況や担保価格の下落が続く中、H13.7末を基準日とした自己査定において13億3,700万円の債務超過(自己資本比率6.22%)であることが判明、H13.10.26預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	
123	神奈川県青果信用組合 (横浜市金沢区)	S46.10横浜青果商信用組合(S26.5設立)と神南青果信用組合(S28.11横須賀青果商信用組合として設立、S40.6神南青果信用組合と改称)が合併して神奈川県青果信用組合となった。主要取引先である青果商の業績悪化などから貸出金の劣化が進んだほか、保有有価証券(外債、投信)の含み損が増加した。H11.11神奈川県当局の検査を踏まえ、H12.3期決算で285百万円の貸倒引当金の積み増しが必要となり、自己資本比率が2.87%に低下し、早期は正措置命令が発動された。H12.8実施の関東財務局検査を踏まえ、H12.12末基準の自己査定の結果、債務超過であることが判明し、H13.3.16金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。	

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>その代表者が信組の顧問となっている、ホテルや飲食店を経営する会社に対し、その会社の経営状況や資金使途、返済原資の調査が不十分なまま、十分担保を徴求することなく融資したこと、すでに大口融資規制限度額を超え、返済能力がない融資先である建設会社への資金融通を目的として設立された会社に対し、資金使途が不透明なまま無審査、無担保で迂回融資したこと、に対する各損害賠償請求。</p>
		<p>理事長らが、別の理事が代表取締役であり、後には被告の元理事長が代表取締役となるパチンコ会社のパチンコ店用地買収資金のために、大口融資規制を無視して、いずれも理事会の事前承認をうることなく、被告の元理事長に対し、組合の借入資格を偽装したうえで同社に対し、それぞれ当初から返済見込みがないにもかかわらず、適切な保全措置を講じないまま、情実融資をしたことに対する各損害賠償請求。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
124	大日光信用組合 (栃木県日光市)	S27.9足尾信用協同組合として足尾町に設立され、S44.9本店を日光市に移し、名称を大日光信用組合に変更。T前理事長(91歳・運営委員会H14.3.6当時の)32年に亘るワンマン体制の下で、バブル期に建設業、不動産業、旅館業などへの大口融資を行ったが、景気低迷の長期化により、これらの貸出が不良債権化。H13.3期決算における自己資本比率は1.83%まで低下したため、経営改善計画を策定し経費節減に努め、出資金の増強等を図ったが未達となり、その後も大口貸出先の倒産等が相次いだほか、保有有価証券の評価損が拡大したこと等から、H13.9末の自己査定で577百万円の追加償却・引当を含む15億5,600万円の償却・引当額の計上を余儀なくされ、10億800万円の債務超過となった。H13.11.16預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
125	せいか信用組合 (東京都千代田区)	S6.11業域の中小零細企業及び個人事業者の経済活動を支援する目的に東京青果商信用組合として設立。S59.12豊島青果信用組合と合併、S60.9現名称に改称。中小零細の青果業、花き業の事業者等の金融の円滑化を図るとともに、代払決済制度を通して青果市場内の金融機能を担ってきた。しかしながら、主要取引先である零細な青果卸・小売業の業況がスーパーとの競合などあって悪化が進み、年々貸出金が劣化したほか、保有有価証券(株式、投信)の含み損が発生。H12.10実施の関東財務局検査(基準日H12.3末)を踏まえ、H13.3末を基準日として自己査定を実施した結果、約19億円の債務超過となったため、H13.6.8に銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
126	大阪第一信用金庫 (大阪市中央区)	S4.2.20地元中小企業、地域住民の支援を目的に大阪市に有限責任大阪第一信用組合として開業、S26.10.20信用金庫に改組し現名称に改称。長期にわたる景気低迷による融資先の業況悪化、地価下落による保全不足に加え、株価下落による多額の有価証券評価損を抱えることとなった。H13.3末を基準日として実施された金融当局の立入検査を踏まえ、H13.9末基準日で自己査定を実施したところ、30億9,200百万円の債務超過であることが判明したため、H13.10.19預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けることとなった。
127	関西西宮信用金庫 (神戸市中央区)	H6.7.11関西信用金庫(S24.11創業)と西宮信用金庫(T12.9創業)の合併により設立。バブル崩壊の影響に加え、H7.1に発生した阪神・淡路大震災により、建設・不動産業者を中心に融資先の業況が悪化。さらに景気の低迷、地価の下落による保全不足の増加等により、H12.3期決算で自己資本比率が2.1%に低下し、業務改善命令を受けた。その後、経営改善に努めてきたが、株価下落に伴う有価証券の含み損の拡大等から、H13.8実施の金融当局の立入検査を踏まえ、H13.9末を基準日として自己査定を実施した結果、10億5,400百万円の債務超過であることが判明、H13.11.22銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
128	中津信用金庫 (大分県中津市)	T12.2地域住民の生活向上と企業活動への支援を目的に有限責任中津信用組合として中津市に設立。S27.2中津信用金庫に改組。H6.10昭和信用金庫と合併。建設業、卸・小売業向け与信を中心に、景気低迷等により不良債権が増大。H12.3.9早期は正措置命令を受けて経営改善に努めてきたが、株価下落に伴い株式投信等で多額の評価損が発生。こうした中、H13.9に実施された九州財務局検査結果を踏まえ、H13.9末基準日で自己査定を実施したところ、30億1,600万円の債務超過、自己資本比率は3.43%であることが判明したため、H13.11.16預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けることとなった。
129	佐賀関信用金庫 (大分県北部佐賀関町)	S12.1地域住民の生活向上と企業活動への支援を目的に保証責任信用組合佐賀関信用組合として北部郡佐賀関町に設立。S28佐賀関信用金庫に改組。建設業向け与信を中心に、景気低迷等を背景に不良債権が増大。H12.3早期は正措置命令を受けて経営改善に努めてきたが、地域経済の低迷を背景に取引先の業況悪化が一段と進んだうえ、株式市場等の下落によって保有有価証券の含み損失が拡大する事態となった。H13.9に実施された九州財務局検査を踏まえH13.9末基準日による自己査定を実施したところ、貸出金の個別引当金の積み増しや時価会計に基づく保有有価証券の減損処理を主因に、195百万円の債務超過、自己資本比率は3.36%であることが判明したため、H13.11.16預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けることとなった。
130	東京商銀信用組合 (東京都新宿区)	S29.2.24在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として新宿区に設立され(S35.7.1漢城信用組合より名称変更)、H11.3には埼玉商銀信用組合の事業を譲受した。故元理事長、前理事長の二代に亘るワンマン体制の下で、バブル期に不動産業、金融業、遊戯業などの特定企業・グループに大口融資を行い、バブル崩壊後の景気低迷によりこれらの貸出が不良債権化。H12.1から3月にかけて約47億円の増資を実施したが、同時期に行われた関東財務局検査結果通知に基づき自己査定を見直した結果、約221億円の大幅な債務超過であることが判明し、H12.12.15銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、翌日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
131	だいしん信用組合 (石川県加賀市)	S8.4加賀市、小松市及びその周辺地域の金融円滑化を図る目的で、当時の産業組合法に基づき保証責任大聖寺町信用組合として設立。S59.10現名称へ変更。この間、4店舗(山代支店、加賀温泉駅支店、小松支店、若杉支店)を設置し、業容拡大に注力。しかしながら、大口貸出制限違反による特定企業への大口貸出金が不良化、理事会等でのチェック機能不全による内部牽制組織の形骸化、融資審査・債権管理体制の不備、さらには景気停滞による主要取引業態である卸小売業・サービス業を中心とした業績不振先の続出による不良債権の増加、加えて相場悪化による保有有価証券の多額の損失発生もあって、経営内容が悪化。不良債権の回収に努めたものの、資産内容の改善は遅々として進まず、H13.3期114百万円の債務超過に陥った。このため、H13.4.6預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
132	松島炭鉱信用組合 (長崎県西彼杵郡外海町)	S27年初松島炭鉱及び関連企業の従業員協同組合として組合員の貯蓄奨励及び生活の安定に資するため、大島炭業所信用組合として設立。S35.6現名称へ変更。その後、母体である大島炭業所がS45に閉山、2000人台を維持してきた組合員数が1200人へ大幅に減少。H11.10組合員が池島に集中したことから本店を池島に移転、組合員も2000人台を回復したが、職域という営業基盤が離島ということもあって資金需要が盛り上がり貸出金の伸びは低調に推移した。低預貸率(15%程度)を補うべく運用していた外国証券投資の失敗からH13.3期78百万円の債務超過に陥った。こうした中、H13.11.29池島炭鉱が閉山となり、翌日、自主再建を断念し金融庁に預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
	(背任)民事と同一事案、被告人死亡により公訴棄却。	旧大阪第一信用金庫の常務理事らが、理事長に対し、通常の融資審査であれば当然に行われる資金使途や返済能力の確認すら十分に行うことなく、極めて杜撰な審査・承認手続にて、大幅な担保不足の状態での融資実行したことに対する損害賠償請求。
		旧東京商銀信組理事長らが、いわゆる「不良債権の飛ばし」の協力先への見返り融資を目的として、その協力先の資金使途、返済能力を十分に検討することなく、また十分な担保を徴求しないまま、迂回融資のためにペーパーカンパニーを設立したうえで、実質大口融資規制違反となる迂回融資をしたことに対する損害賠償請求。
		元専務が、かねて取引先の代表者から金員を受け取るなど癒着していたところ、同人らからこれを明るみに出すなどと脅迫され、回収可能性に関する調査検討をせず、過大な担保評価をして融資実行。

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
133	網走信用組合 (北海道網走市)	S41.6北海道内の最後発の信用組合として網走市に設立。地域の基盤産業である水産加工業、木材加工業等の衰退に加え、観光の低迷によるホテル業などの業況悪化などから貸出金の劣化が進み、H13.3期の自己資本比率は2.91%に低下。全信組連に210百万円の劣後ローン、近隣自治体に総額190百万円の優先出資証券の引受要請など、出資金増強等を図ったが未達となり、H13.9末の自己査定で約23億円の債務超過となったことから、H13.11.9預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
134	大栄信用組合 (東京都大田区)	S28.2中央区に設立され、その後S33本店を品川区に、S55に大田区に移転。バブル期に大田区、品川区で、大口の不動産関連融資を推進したが、バブル崩壊によりこれらの貸出が不良債権化。また、景気低迷により地元中小零細の製造業、サービス業を中心とした貸出も不良債権化が進み、投信でもロスが拡大。関東財務局検査の結果を踏まえ、H13.6末を基準日として自己査定を実施した結果41億4,900百万円の債務超過となったことから、H13.11.2銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
135	旭川商工信用組合 (北海道旭川市)	S27.4旭川市に設立。地場産業である家具・木材加工業などが衰退するなかで、有価証券運用を拡大したが、H4.3期に投信で多額の含み損が発生。その失敗を補うために、利益先取型金融派生商品の取組み、収益効率から観光ホテル業、不動産業などの特定企業・グループに大口融資を推進したが、バブル崩壊、景気低迷によりこれらの貸出が不良債権化。H12.3早期是正措置が発動され自主再建を目指したものの、H12.12実施の北海道財務局検査を踏まえH13.3期40億5,600百万円の債務超過に陥り、H13.6.22預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
136	加賀信用組合 (石川県加賀市)	S28.1組合員の経済活動の促進及び経済的地位の向上を図るべく、加賀市において片山津信用組合として設立。S32.6現名称へ変更。加賀市、小松市を営業地域として地域密着を標榜、中小零細企業や個人取引が主体。しかしながら、バブル崩壊後の景気低迷長期化による地元主要産業である温泉旅館、建設業を中心に経営悪化する先が続出して不良債権が増加したほか、投資有価証券に多額の償却、含み損が発生(特にプリンストン債)したため、経営内容が悪化。H13.3期133百万円の債務超過に陥った。このため、H13.4.6預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
137	信用組合福岡商銀 (福岡市博多区)	S33.12福岡県内に在する在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として北九州市に平和信用組合として設立。S44.6に現名称に変更。S59.8本店を福岡市に移転。バブル崩壊以降、景気低迷等によって、主要取引先である遊戯場、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出。特に、信用供与限度額を超える大口貸出先が不良債権化。その後、H10.3期決算において、364億3,100百万円の債務超過に陥り、九州商銀(仮称、熊本・長崎・大分・佐賀の4商銀が合併)への事業譲渡の方針を決定し、H10.5.15破綻公表した。しかし、4商銀の合併交渉は利害対立から頓挫。H11.4から単独交渉を行っていた熊本商銀は規模が小さいことから断念。譲渡先を探すことが困難なこともあり、H12.6.9金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
138	東京富士信用組合 (東京都大田区)	S40.漁業権行使権を放棄した漁民の経済活動及び地域の中小企業の経済活動を支援することを目的にS40.8設立。大田区を主な営業基盤としていたが、景気低迷の長期化により地域の中小製造業の業況が悪化し、不良債権が増大。こうした状況の下で経営の建て直しを企図して、有価証券投資を拡大したが、株式、投信、外国証券で多額の含み損が発生。H13.6.26に通知された関東財務局検査の結果(H12.3末基準)を踏まえ、H13.6末基準で自己査定を実施したところ有価証券の多額の評価損等により20億7,500百万円の債務超過となったことから、H13.11.2預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
139	宮城県中央信用組合 (仙台市宮城野区)	S28.9仙台市における商工業者らが中心に仙台商工信用組合として設立。S60.4仙台市場信用組合、東北信用組合との合併により宮城県中央信用組合に改称、さらに、S63.4仙台食糧信用組合を合併。バブル崩壊や景気低迷の長期化により主要取引先である建設業、不動産業などの業況が悪化したため、不良債権が増大。H12.3期決算の自己資本比率が3.68%となったことから、早期是正措置命令を受けた。その後も貸出資産の悪化に歯止めがからず、H13.8大口債務者が倒産し、H13.8末基準の自己査定で債務超過(287百万円)になったことから、H13.11.9預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
140	黒磯信用組合 (栃木県黒磯市)	S30.12黒磯市に設立。地元の商工業を中心とした中小零細企業と勤労者の金融の円滑化と地域経済の発展に努めてきた。バブル期にリゾート開発企業への大口融資を推進したが、バブル崩壊により経営が悪化する先が続出。償却・引当増による自己資本の減少に対し、経費節減や出資金の増強に努め、H13.3期自己資本比率は5.11%を確保した。しかし、株式市況の悪化や外国債券に係る信用リスクの高まりから、仕組債及び外国債券(アルゼンチン債等)を中心にH13夏以降評価損が急に拡大したほか、取引先の業績悪化、地価の下落に伴い担保不動産の評価額の減少、出資の増強も目標額までには至らず、また関係団体等からの支援も困難な状況であった。こうしたなか、H13.4.8に通知された関東財務局検査結果を踏まえ、H13.9末基準の自己査定でさらに多額の償却・引当が必要となり13億6,300百万円の債務超過となったことから、H13.12.7預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
141	馬頭信用組合 (栃木県那須郡馬頭町)	S28.10那須郡馬頭町に設立され、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業に対して融資する等地域密着経営を行ってきた。当事業区域は、資金需要が少なく、預金率の改善を図るべく努力を行ったが、景気低迷の長期化により、主要取引先である酒造業、木材業などの業況が悪化し、貸出金の劣化が進んだ。また、貸出残高が減少傾向を辿る中で有価証券運用を拡大したが、H11年後期に購入した仕組債(他社株転換債)及び株式が、H12夏以降の株式市況の下落の影響を受けた。H12.12に実施された関東財務局検査結果を踏まえ、自己査定を行った結果、H13.3期の自己資本比率は5.61%と前年度比8.08%悪化した。出資金増強要請の応諾が得られない中、H13年度に入り、有価証券の評価損が拡大し、マイカル債のロスが発生。H13.9末基準の自己査定で35百万円の追加引当が必要となったほか、有価証券の評価損は898百万円となり、うち548百万円は減損処理を余儀なくされたことから733百万円の債務超過に転落。H13.11.16預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>旧網走信組理事長らが、既存の貸付金の元利金の支払を延滞させていた会社に、大口融資規制に違反した上、確実な弁済財源がなく、無担保で融資実行したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>旧旭川商工信組理事長らが、粉飾決算し、剰余金がないにもかかわらず、違法配当したこと、興行業会社のグループ企業に対し、迂回融資のため、資金用途を偽られたまま、返済能力がないのに無担保で融資したこと、に対する各損害賠償請求。</p>
		<p>旧信組福岡商銀の理事長らが、大口融資限度規制を超える大口債務者である、遊技場や不動産業の経営を主力事業としていた個人や会社のグループが延滞するようになった後もさらに代理貸付を含む貸出を実行する状況で、担保として徴求していた預金を順次解除して、払戻に応じたことに対する損害賠償請求ほか3件。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
142	小川信用組合 (栃木県那須郡小川町)	S26.10那須郡小川町に那須郡南部地域の経済発展に寄与すべく地区内の中小規模の事業者、勤労者等の組合員に必要な金融事業を行うことを目的として設立。景気低迷により主要取引先である建設業、不動産業の業況悪化、及び担保不動産の価格の下落により貸出金の不良債権化が進む中で、不祥事件による未回収金の発生や有価証券投資での評価損発生から、H13.3期決算で自己資本比率が2.74%まで低下。H13.5.30改善計画提出命令を受けて経営の合理化に努めたが、H13.9末基準で自己査定を実施したところ、新たに119百万円の償却・引当、有価証券の評価損も256百万円に拡大、414百万円の債務超過(自己資本比率 6.76%)となり、H13.12.7預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
143	岩手信用組合 (岩手県大船渡市)	S33.10大船渡信用組合として大船渡市に設立され、S46.5現行名称に変更。その後盛岡市進出に失敗したほか(S61盛岡支店を廃止)、水産加工業や建設業向けの貸出の劣化、投信などでの多額のロス発生から、財務内容が大幅に悪化。H6岩手県、全信組連等の支援による経営再建計画が策定された。しかしながら、再建は全く進展せず、H13.3期決算における自己資本比率が2.20%まで低下。その後の自己査定で約6億円の債務超過となったことから、H13.11.9預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
144	岡山県信用組合 (岡山県岡山市)	S27.9岡山県下一円を事業区域として中小零細企業の金融円滑化及び地域経済の発展のため岡山県商工信用組合として設立。S59.4現名称へ変更。H10.10真庭信用組合と合併。H11年度は不良債権処理の原資捻出のため、株式・株式投資信託の運用を積極化し株式市場の好調(IT関連株の急騰)にも支えられ有価証券利息配当金と株式売却益により60億9,400万円の不良債権処理を行うことができた。しかしながら、景気低迷長期化の影響からサービス業、不動産業に対する不良貸出が大幅増加した一方、株式市場の急落により有価証券の評価損がH12.9末59億1,800万円、H13.3末92億1,600万円となった。H13.9末は時価会計により株式等償却が92億8,400万円、減損処理以外のその他有価証券の評価損30億5,200万円、貸倒引当金繰入額15億500万円の損失処理が必要となり、91億7,800万円の債務超過(自己資本比率 9.42%)に陥った。このため、H13.12.7預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。破綻に至った原因として、リスク管理の認識不足、特に有価証券運用では牽制が機能しない等の経営陣の不適切な運営があげられている。
145	島原信用組合 (長崎県島原市)	S31.6島原市内の商工業者が中心となって設立。営業地域は島原市及び南高来郡一円。店舗は島原市に本店、支店1店舗を有している。しかしながら、雲仙普賢岳噴火(H3)の影響に加えて、景気低迷の長期化から不動産・建設向け大口貸出や特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化した。自主再建の努力を重ねたが不良債権の回収は進まず、融資の低迷を有価証券によりカバーしようとしたが、債券相場下落による有価証券の多額の評価損が発生した。H13.6.28決算発表後、協金法6条1項で準用する銀行法24条1項に基づく報告命令を受け、自己査定(H13.9末)を実施したところ、341百万円の債務超過である事実が判明。このため、H13.12.21業務改善命令を受けたが有効な経営改善策を立てることができず、H13.12.21預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
146	両筑信用組合 (福岡県浮羽郡吉井町)	S49.4地域住民の企業活動と生活向上を目的として、浮樺(うきは)信用組合と甘木(あまぎ)信用組合が合併し、両筑信用組合として設立。S55.4吉井信用組合と再合併し今日に至る。しかしながら、バブル崩壊後の景気の長期低迷により、温泉旅館業(原鶴温泉)、木材業、建設土木業向け与信を中心に不良債権が増大。不動産担保の評価替により引当金が増加したほか、保有有価証券(社債)でデフォルトが発生。H13.11実施の福岡財務支局検査を踏まえ自己査定(基準日H13.9末)を見直したところ、333百万円の債務超過であることが判明。このため、H13.12.28銀行法に基づき債務超過である旨の報告を行い、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
147	神栄信用金庫 (神戸市中央区)	S22.10任意組合「華僑福利合作社」として兵庫県神戸市に設立。S25.11信用組合に、S27.6信用金庫法に基づき「華僑信用金庫」に改組、S53.9現商号に改称。国内唯一の華僑系信用金庫として堅実経営に努めてきたものの、華僑社会の世代交代や他金融機関との競合激化で業績が伸び悩む中、邦人取引の開拓等を模索したが、バブル崩壊の影響に加え、H7.1の阪神・淡路大震災により不動産関連を中心に融資先の業況悪化が進展。H13.3期は不動産業を中心に多額の不良債権の償却・引当を余儀なくされ、創業以来初の赤字決算(当期損失 954百万円)となった。H13.3末を基準日とする近畿財務局検査を踏まえ、H13.9末基準の自己査定を実施したところ、貸倒引当金の増額、有価証券の評価損等もあって 117百万円の債務超過であることが判明。H14.1.18預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
148	三栄信用組合 (東京都杉並区)	S27.4.1杉並区・中野区・新宿区・豊島区・渋谷区を業務地区として三和信用金庫杉並支店の権利業務を承継し、居住する地域住民の企業活動と生活向上を目的として設立。S63.4多摩商工信用組合と合併。H12.1平和信用組合の事業を譲受。東京都西部地区を中心とした15区18市を営業地区とした。地場産業もない商地区であり、バブル期に不動産、建設業向け融資が拡大された。バブル崩壊後、不動産業、建設業、サービス業、卸・小売業を中心に大口先を含む経営悪化先が増加、担保不動産の下落もありこれらの貸出が不良債権化。H13.3期決算の自己資本比率は1.51%となり、H13.5.31早期是正措置命令を受け、6.14自己資本充実策を織り込んだ経営改善計画書を提出した。しかし、検査結果を踏まえたH13.6末基準の自己査定で新たに87億8,100万円の貸倒引当金の計上となり、有価証券評価差額金と繰延税金資産の計上ができず45億6,800万円の債務超過となったことから、H13.11.22預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
149	信用組合京都商銀 (京都市下京区)	S29.8京都府内に居住する在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的に「京都実業信用組合」として設立。以後、業容を拡大し京都府下に5店舗を構えるまでに拡大した。バブル崩壊以降景気低迷等によって、主要取引業態である建設、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出。内部牽制機能の形骸化から法令に定める信用供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われ、特に大口の貸出が不良債権化した。H10.6信用組合大阪商銀の受皿として名乗り出たものの、H12.3期の自己資本比率が3.87%となり、H12.5.29に金融監督庁により早期是正措置命令を受け断念。以後、自己資本増強とともに店舗閉鎖等の経営改善策を進めたが、H13.4.12の検査結果通知においてH12.3期は大幅な債務超過であるとの指摘を受け、H13.4.20預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるに至った。
150	長島信用金庫 (三重県北牟婁郡紀伊長島町)	S23.7長島農業会の信用業務を承継して長島信用組合として設立。地場産業である漁業、養殖業等の不振及び運輸、建設業等の大口先の倒産から不良貸出金が増加し、有価証券運用においてもハイリスク・ハイリターン外国証券(アルゼンチン国債、同リパッケージ債)、投資信託において多額の損失を抱えることとなった。こうした状況のもと、H13.11末基準で自己査定を実施したところ、366百万円の債務超過(自己資本比率 4.04%)であることが判明したため、H13.12.28預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>旧岡山県信組理事長らが、既存の貸付金の元利金の支払いを延滞させていた赤字会社に、返済計画もなく、無担保で融資実行したことに對する損害賠償請求。</p>
		<p>すでに債務超過であったゴルフ場やホテルを運営する会社に対し、同社が赤字で返済計画の実現性がなかったにもかかわらず、十分な担保を徴求することなく、理事長のトップダウンにより融資したことに對する損害賠償請求。</p>
		<p>経営状態を悪化させ和議を申し立てていた会社に、大口融資規制に違反した上、具体的な返済財源の確認、保証人からの保証書の徴求をすることなく、無担保で融資を実行したことに對する損害賠償請求。</p>
		<p>連続赤字で既貸付分の元利延滞していた会社に対し、資金用途を「買掛金決済資金」「給料支払資金」、回収原資は「売掛金回収」等とするのみで具体的検討を行わず、大幅な担保割れのまま融資を実行。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
151	佐伯信用金庫 (大分県佐伯市)	S3.7地域住民の生活向上と企業活動への支援を目的に佐伯市に保証責任佐伯信用組合として設立。S27.12信用金庫法に基づき現名称へ変更。海運業等の信用供与限度額を超える大口と信先が不良債権化したほか、株価下落に伴い有価証券で多額の評価損が発生。こうした中、九州財務局長の命令により、H13.9末基準で自己査定を実施したところ、581百万円の債務超過(自己資本比率 1.37%)であることが判明したため、H13.12.28預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
152	都民信用組合 (東京都荒川区)	S27.12荒川区に設立。H2.4向島信用組合と合併。H10.12豊栄信用組合、H11.11台東信用組合及び総武信用組合、H12.5足立総合信用組合の事業を譲受。地場中小零細企業の業績不振などから不良債権が徐々に増加したほか、S36より同一の理事長による経営が続き、特にH9から親族が担当理事となって有価証券運用を一手に担い、相互牽制機能が欠如した状態となった。譲受時の金銭贈与の運用手段として有価証券投資が増加したが(H10.3末72億円、H11.3末179億円、H12.3末178億円、H13.3末236億円)、日経平均リンク・スワップやEB(他社株転換可能債)などデリバティブを多用した商品や香港関連の私募投信などの運用が失敗。引当金計上を余儀なくされ、H13.3期決算の自己資本比率は3.49%となり、早期是正措置命令を受けた。その後も株式、投信などの評価損が拡大し、H13.11.21時価会計の導入に伴い関東財務局より検査結果の通知事項(H13.5.16)に対する改善状況等の報告を求められたことから、H13.9末基準で自己査定を行った結果、新たに10億8,600万円の償却引当金が必要となり68億6,700万円の償却引当金を計上、有価証券評価損を78億円計上するなどした結果、78億2,600万円の債務超過(自己資本比率 12.49%)になったことから、H13.12.21預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
153	池袋信用組合 (東京都豊島区)	S27.12豊島区に設立。H10.9豊信用組合の事業を譲受。バブル期に行った特定企業(ゴルフ場、不動産業)への法大口貸出が不良債権化した。H12.2東京都の検査結果(自己資本比率0.35%)に基づき早期是正措置が発動され、自己資本の充実に努めていたが、H13.3期においても13億2,500万円の償却引当が必要となったことから多額の損失(10億2,000万円)を計上し自己資本比率は1.51%に低下。H13.6に通知された関東財務局による検査結果を踏まえてH13.6末基準の自己査定を実施したところ新たに18億3,200万円の償却引当が必要となり、債務超過(14億3,200万円)に陥ったことから、H13.12.21預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
154	信用組合関西興銀 (大阪市天王寺区)	S30.11信用組合大阪興銀として大阪市に設立。H5.7信用組合滋賀商銀、信用組合神戸商銀、信用組合和歌山商銀、奈良商銀信用組合と合併し、組合名を信用組合関西興銀に変更。H7.3信用組合岐阜商銀と合併。従来より量的拡大を指向してきたが、旧大阪興銀が抱えていた多額の不良債権に加え、バブル崩壊による主要取引先の業績不振などから多額の不良債権を抱えることとなった。特定債務者に偏重した大口貸出先が不良化し不良債権が増したことに加え、H9金融不安により、大口預金流出したことから経営を圧迫することとなった。H12.9.11に通知された近畿財務局の検査結果(H11.3.31基準日、立入検査開始H11.11.5)においては、H11.3期には要追加償却引当額を踏まえれば実質780億円の債務超過であると見込まれた。当該検査の結果を踏まえたH12.6末時点の財務状況について、累次にわたり報告徴求が行われたが、同組合からは検査結果を大きく異なる自己査定に基づく財務状況の報告がなされた。こうした状況の下で、同財務局は、債務超過を解消するために自己資本充実策等について累次にわたり報告を求めたが、同組合は、債務超過ではないとして、検査結果通知から3ヶ月あまりが経過しても、具体的な実現可能性のある自己資本充実策を提出しなかった。H12.12.15金融再生委員会より金融再生法8条の処分を行うに当たり、H12.12.16「債務超過ではない」旨の弁明書を提出したが、同日、金融再生委員会は金融再生法8条1項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。
155	栃木県中央信用組合 (栃木県宇都宮市)	S27.7宇都宮市に設立。バブル期に建設・土木会社に大口融資を行ったが、これらの貸出が軒並み不良化するなど、融資審査・債権管理体制の不備及びバブル後の主要取引先の業績不振などから不良債権が増加。H13.3期決算で自己資本比率は1.75%まで低下し、早期是正措置を受けた。経営改善計画を策定し、H13.7以降、店舗統廃合を進めるなど経営の建て直しを図るが、不良債権の整理が進まない一方で融資先の業況悪化や担保不動産価格の低下で新たに11億2,000万円の償却引当が発生、さらにマイカル債でのロス発生などで保有有価証券の305百万円の減損処理から、同年9月末基準の自己査定で18億3,600万円の債務超過となり、H13.12.7預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
156	千葉商銀信用組合 (千葉市中央区)	S38.2在日韓国人の企業活動と生活向上を支援することを目的として千葉市に設立。サービス業、不動産業、卸・小売業、飲食店等の特定業種に対する融資が7割以上を占め、これらの業種を中心として融資先の業績が悪化、特に、パチンコ店、産業廃棄物処理業、金融業、スクラップ業、廃品回収業等に顕著であった。また、1先50百万円以上の大口と信額が総与信額の7割を超えるなど大口偏重がみられ、これらの先の業績も悪化した。H12.3末を基準日とした関東財務局の結果を踏まえ、H13.3末を基準日とした自己査定を見直したところ323百万円の追加引当が必要となり、自己資本比率も5.28%から2.14%に低下。H13.10に早期是正措置命令を受けたが、その後も貸出金の劣化に歯止めがかからず、H13.11末基準の自己査定で780百万円の追加引当が必要となり944百万円の債務超過となることが判明。H14.1.18預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
157	東京食品信用組合 (東京都新宿区)	S30.4食品製造業、販売業、花きの集荷販売を営む中小規模の事業者その他に金融事業を行うことを目的に生菓子信用組合として新宿区に設立。S36.12現名称に変更。H5.9に東京都、全信組連等の支援を得て行った「いちば信用組合」の救済合併が重荷になったほか、景気の長期低迷により健全とみられていた食品、花き集荷業向け貸出も劣化が進んだ。これは、業域組合であることから組合員である融資先の評価が主観的であったためである。H12.3末を基準日として実施された関東財務局検査の結果等を踏まえH13.6末を基準日として自己査定を実施した結果、新たに169百万円の償却引当が必要となり、18億9,700万円の償却引当額の計上を余儀なくされ、246百万円の債務超過であることが判明。H13.11.30預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
158	第三信用組合 (東京都中央区)	S26.11.21中央区に設立。バブル崩壊や景気低迷の長期化により主な取引業態である不動産業、建設業及び卸・小売業を中心に大口先を含む経営悪化先が増加。さらに担保不動産の下落により貸出の不良債権化が顕在化。H13.3期の自己資本比率は1.59%に低下しH13.5.14早期是正措置命令を受けた。改善計画書を提出し出資金の増強等努力をしたが、H13.5.14に通知された関東財務局の検査結果を踏まえてH13.9末基準で自己査定を実施した結果、新たに10億4,300万円の償却引当で、株式市場の低迷により有価証券の評価損額が10億3,400万円発生し時価会計による減損処理により、23億8,500万円の債務超過となった。H13.11.30預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>他の破綻信用組合からの事業譲受に伴い預金保険機構から受けた贈与金を原資として、自己資本額に匹敵するかその相当割合に及ぶリスクを抱えた日経平均スワップ取引及びEB取引という極めて投機的な資金運用を行い、その結果、組合に損害を与えたことに対する損害賠償請求。</p>
<p>右同(背任)</p>		<p>信組と密接な関係にあったゴルフ場会社の営業成績が劣悪で、著しい債務超過状態にあり、返済能力がないことを知りながら、十分な担保を徴求することなく、同社に対するゴルフ会員からの預託金返還請求があれば、その資金としてその都度漫然と同社に対し融資を続けた。ほか2件。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
159	東京信用組合 (東京都千代田区)	S27.5都内燃料業者を構成員とする東京都燃料信用協同組合として設立。その後一部地域的性格への転換を行い、S39現名称に変更。パブル期に審査体制が確立していない中で特定役員による不動産関連の特定企業・グループに大口融資を推進したが、これらの貸出が不良債権化。後任の役員もその顕在化を避けるため保全が十分でないまま追貸等を行った。H9.9に銀座支店を廃止するなど経営の建て直しを図ったが効果がなく、関東財務局検査結果を踏まえてH13.3末基準の自己査定を実施したところ、新たに36億9,800万円の償却・引当が必要となり、38億3,000万円の債務超過に陥った。H13.6.15預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
160	秋田県中央信用組合 (秋田県男鹿市)	S25.7男鹿市に設立。景気低迷により主要取引先である建設業、小売業を中心とする取引先の経営が悪化し不良債権が増大。H11.10元秋田支店長による不祥事件が発覚、143百万円を貸倒引当金に計上した。また、H13.2.8東北財務局の検査結果が通知され、自己査定の見直しにより大幅な貸倒引当金の増し(180百万円)を行った。さらに、有価証券の運用について自己資本等を考慮しないまま株式や事業債に集中して投資したこともあり、H13年度に入り、株式の評価損やマイカル債のロスが発生し、H13.9末基準の自己査定で当期利益 812百万円、272百万円の債務超過となった。H13.11.30預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
161	東京中央信用組合 (東京都千代田区)	S48.10東京医業信用組合と中央医療信用組合の合併により設立(業域信用組合から地域信用組合へと転換)された医師・歯科医師中心の信用組合。非効率経営が改まらない中で高コストの資金を高利回りで運用せざるを得ず、預貸率が低く余資運用に依存したが、H元、H2には逆転状態に陥り、毎年運用損失を発生させた。パブル期に収益改善を企図してリスクの高い高利回り貸出を推進した結果、事業資金ではなく財テクを目的とした株式投資資金やゴルフ会員権購入等への貸出が多く、不良債権が増大。H12.3は東京都の検査による指摘をうけて21億2,300万円の引当が必要となったことから当期損失 782百万円と赤字転落。H13.3期は、H12年度に実施された関東財務局検査を踏まえ、30億3,400万円の償却・引当金(貸倒引当金純繰入26億4,500万円、株式償却383百万円)が必要となったため当期損失 36億2,600万円を計上、34億4,400万円の債務超過となったことから、H13.6.8預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
162	石川たばこ信用組合 (石川県金沢市)	S31.7石川県一円のたばこ販売業者を主たる組合員とする業域信用組合として設立。その後、小松市、七尾市に支店、輪島市に出張所を夫々開設し、業容拡大。しかしながら、たばこ販売業の地位は年々低下し、貸出金が伸び悩み、預貸率が40%程度の中で資金の大半を有価証券投資としていたが、低金利時代に至って有価証券利息配当収入の確保も困難となり外国債などのリスクな投資が増加していた。H13後半にこれらの投資資産(株式、アルゼンチン債)の評価額が急激に下落しH13.12末多額の評価損(7億円)が発生。H13.12末基準で自己査定を行ったところ 138百万円の債務超過に陥った。出資金の増強を目論んだが、H14.1.12理事長が病気で退任(H14.2.14死去)、再建は困難と判断し、H14.1.25預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
163	上田商工信用組合 (長野県上田市)	S29.2上田市に設立。主要取引先である建設業、不動産業などの業況悪化から不良債権が増大。H11.12末の自己資本比率が2.11%まで低下、H12.3長野県より早期是正措置を受けた。H12.4に関東財務局に提出した経営改善計画に基づき、H12年度に全信組連の劣後ローン350百万円により資本増強を図ったが(H13.3期自己資本比率5.10%)、その後の大口倒産の発生や有価証券評価損の拡大により、H13.9末基準の自己査定で 23億9,000万円の債務超過(自己資本比率 9.19%)となったことから、H13.12.28預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
164	厚木信用組合 (神奈川県厚木市)	S28.3厚木市に厚木信用協同組合として設立。S35.4現名称に変更。H11.2湘南信用組合の事業を譲受け、厚木市を中心に県央地域一円を営業地域とする。パブル期に不動産業、建設業、遊技業向けに大口融資を行ったが、これらの貸出が不良債権化。また、預貸率低下に伴い余資運用を増加させたが、保有有価証券(株式、社債など)でも評価損が拡大し、H13.9末基準の自己査定で不良債権が前期比16%増の107億5,300万円となり、26億2,800万円の追加引当、加えて有価証券評価損が660百万円にのぼり、24億5,300万円の債務超過(自己資本比率 9.75%)となったことから、H13.12.21預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
165	千葉県商工信用組合 (千葉市中央区)	S28.5下総商工信用組合として設立。S36.8千葉商工信用組合と合併し京葉信用組合に改称。S63.2東金信用組合、市原信用組合、朝日信用組合を合併し現名称に変更。東京湾横断道路の開通効果を見込んで、パブル期に不動産業へ大口融資を推進したが、その後の大幅な地価下落で不良債権が増大。H13.5の関東財務局検査の結果、H13.3末基準の自己査定で61億9,200万円の債務超過が判明したことから、H13.5.11預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
166	相互信用金庫 (大阪市阿倍野区)	T11.5有限責任相互金融信用組合として設立。S26.10大阪相互信用金庫に改組改称。大阪府下、兵庫県の一部を営業区域とし、店舗は39店舗を有し地域密着経営を行っていた。しかし、審査管理に厳正さを欠き、余資運用についてリスク管理の対応が不十分であったことに加えて、パブル崩壊とその後の景気低迷の長期化から融資先の業況が悪化(旧東洋信金から譲受けた資産も悪化)。H8年度以降経営改善に取組み、効果が顕れつつあったが、H13.3末を基準日とする金融庁の立入検査の指摘を踏まえH13.9末基準による自己査定を実施したところ、追加償却・引当に加えて株価下落による有価証券の評価損拡大もあり(H14.1末32億6,300万円の損失、うち21億4,000万円が一つの投資信託の損失で、これらはS63-H11頃に購入された通常の株式型投資信託)、25億7,600万円の債務超過(自己資本比率 2.45%)であることが判明した。このため、H14.1.25預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。なお、大口融資先に新規融資を行い、収益マンションを購入させて既存の不良債権回収を図り、債務者区分を引上げていた。
167	船橋信用金庫 (千葉県船橋市)	S6.5有限責任船橋信用組合として船橋市に設立。S26.10信用金庫法に基づき改組。パブル期に不動産業・建設業向け融資を推進したが、その後の大幅な地価下落で不良債権が増大。自己資本比率が2.38%まで低下したことから、H12.3には早期是正措置命令を受けた。その後、出資金の増強を行ったが、貸出金の劣化や投信などでの評価損拡大が続き、H13.12末基準の自己査定で14億7,600万円の債務超過(自己資本比率 2.11%)となり、H14.1.25預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

	刑事責任追及	民事責任追及
		<p>経営難に陥っていた債務者らに対し、返済能力・返済原資に関する十分な検討を行うことなく、保全不足の状態での新規融資を実行したことに対する損害賠償請求。</p>
		<p>倒産した融資先への不良債権を隠蔽するために、新たに設立した会社を上記債務を引き受けさせると共に、実態のない会社に対して合計約450万円を融資。全額回収不能。</p>
		<p>既に実質破綻状態にあったA社に対し、同社の当面の破綻を避ける目的で300万円を融資。さらに、手形決済資金としてA社に240万円を融資した上、H12.8.17、同社の関連B社(A社のみから受注)に対し、A社の営業譲受け資金名目で300万円を融資、ほぼ全額回収不能。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
168	紀南信用組合 (三重県熊野市)	S26.10熊野市に設立。S34頃から過疎化の進行や地域経済(林業)の停滞から不良債権が続き、経営が悪化。S36-56及びS57-61の2度にわたって自主再建計画を実施したものの効果が出ず、S62.4から三重県及び地元金融機関の人的、資金的支援を軸とした10か年の経営健全化計画を実施し、その結果H9年度には不良債権等は一掃され、H11年度には自己資本比率7.35%を確保するに至った。しかしながら、地域経済の停滞及び新たな不良債権の発生防止のための貸出抑制から低預貯率が続いていた中、収益面の改善を図るべく有価証券運用を行っていたが、H11.5以降株式投資信託に傾斜することとなり、株式相場下落とともに含み損が発生。H13.9末には多額の評価損(629百万円)が発生し、H13.9末の自己査定で償却・引当等を行った結果、155百万円の債務超過(自己資本比率 2.45%)に陥り、出資増強運動を実施したものの目処が立たず、H14.2.15預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
169	大分商銀信用組合 (大分県大分市)	S52.3大分県内一円を営業基盤として設立され、地域密着経営を行ってきた。しかしながら、主力取引先である建設業やサービス業などの限度額を大幅に超える大口貸出先の業績悪化等から不良債権が増加し、H13.12末を基準とする自己査定により247百万円(自己資本比率 5.44%)の債務超過であることが判明。このため、H14.3.1預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
170	暁信用組合 (東京都中央区)	S27.2築地中央市場信用協同組合として中央区に設立。S29.9現名称に変更。S44.3業種信用組合から地域信用組合に転換。築地の東京都中央卸売市場内に1店舗のみを保有する信用組合。長年、中小の鮮魚卸売業者向けに融資を行ってきたが、流通構造の変化や長引く消費低迷による主取引基盤である仲卸業者の経営の悪化(パブル期に不動産投資に進出)から不良債権が増大。1店舗あたり1.5~2億円以上で取引されていた鑑札(営業権)価格は10分の1程度まで下落。H11.10早期は正措置命令を受けた。その後、出資金の増強を行ったが不良債権は増加を続け、H13.5.15関東財務局検査の結果を受け、H13.3期において多額の償却・引当金の計上を余儀なくされ自己資本比率は0.96%となり、早期は正措置命令を受けた。自己資本の充実を図ったが、H13.12末基準の自己査定で207百万円の追加の償却・引当、繰延税金資産188百万円の取崩を反映したところ 280百万円の債務超過(自己資本比率 5.0%)となったことから、H14.3.15預金保険法に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
171	永代信用組合 (東京都江東区)	T15.7関東大震災後の店舗・住宅向け資金提供を目的に深川区建築復興信用組合として江東区に設立。S25.12中小企業等協同組合法に基づき永代信用組合に改組。H10.12東興信用組合(本店:江戸川区)の事業を譲受けた。前理事長のワンマン体制の下、パブル期にゴルフ場開発や不動産投資を積極的に行った特定企業グループに大口融資を推進したため、これらの貸出が不良債権化。H10.3期以降連続して経常損失を計上(H11.3は貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しており実質的に経常損失)。H8.9とH11.3には債権流動化スキームを作成。これは実質的に不良債権を飛ばし、実質破綻先に対する融資枠を広げるものであった。H13.3期決算の自己資本比率が0.50%まで低下し、H13.5早期は正措置命令を受けた。その後、H13.7に関東財務局検査結果通知を受けてH13.6末の財務状況を精査した場合、約99億円の大規模債務超過となることが判明。自己資本充実策等についての報告命令を受けた。永代信用組合はH13.6から組合員を対象に出資増強運動を開始すると同時に外国ファンド等と普通出資増強などの交渉を開始していたが、具体性・確実性がなく、有効な改善策を見出せない状況であったため、預金保険法74条5項に基づく申出を行わないまま、H14.1.12金融庁長官により、預金保険法74条1項に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。H13.3末の制限超の大口融資先は136先(貸出金計1,156億円)37グループ(同432億円)あり、当局の承認を得ておらず、またH13.12末基準の監査法人の監査の結果136先のうち118先1,087億円が破綻懸念先以下と認定されるなど、総貸出の約5割が不良債権化していた。
172	石岡信用金庫 (茨城県石岡市)	M42.5石岡市に設立。S26.12信用金庫法に基づき改組。前会長のワンマン体制(S29-62理事長、62-H10会長)の下、パブル期に特定企業のゴルフ場開発や不動産投資・財テク資金等に厳正さを欠いた融資を行った結果、これらが不良債権化。H11.6外部から前理事長(県議会議員を兼職)を招聘したが、経営建直しの手腕はなく、その後有価証券運用(金銭信託)で多額のロスが発生。さらに、H14.2関東財務局検査を受けH13.12末基準で自己査定を実施した結果、単体で約69億円の債務超過、自己資本比率 4.9%となった。このため、H14.3.1預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
173	朝銀近畿信用組合 (神戸市長田区)	S27.8兵庫県居住の在日朝鮮・韓国人の企業活動と生活向上を目的に、共和信用組合として設立。S47.10朝銀兵庫信用組合に名称変更。H9.11朝銀京都、朝銀滋賀、朝銀奈良、朝銀和歌山と対等合併し、朝銀近畿信用組合として発足。H10.5経営破綻した朝銀大阪の事業を譲受け業務拡大。しかしながら、時間の経過とともに、合併前の一部組合においてパブル経済期に不動産関連融資に過度に傾斜する等杜撰な経営管理を行い、その後のパブル崩壊と経済不振の中で深刻な経営問題を抱えていたことが次第に判明。大口化した不動産・建設業向け貸出や、法令・通達違反による特定企業への限度額を超過した貸出が不良債権化し経営を圧迫。H12.5より実施された近畿財務局検査においてH12.3末 842億円の大規模債務超過である事実が判明。その後資産内容の有効な改善策を見せず、自主再建困難と判断。H12.12.29金融再生委員会に対し金融再生法68条1項に基づく申出を行い、同日、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
174	朝銀東京信用組合 (東京都渋谷区)	S27.6在日朝鮮人の企業活動と生活向上の支援を目的とする初の金融機関として同和信用組合の名称で東京都台東区に設立され、S41.5本店を現在の渋谷区に移転。S47.9現名称に改称。パブル期に業務拡大を企図して他の朝銀系信用組合からの大口預金(相互扶助預金)等で資金調達し、不動産関連等の融資を行ってパブル崩壊により担保不動産の価値が大幅に下落して不良債権化したうえ、不動産業、遊技業等の特定先に対する無理な貸出や融資拡大路線に伴い無理に推進した個人向け融資に延滞が多発したほか、景気低迷の長期化に伴う中小企業の経営不振に加え、債権管理体制の不備等から不良債権が大量に増大した。H10.3に初めて自己査定を実施し多額の償却・引当を行うこととなり自己資本比率は3.68%となった。H10.12東京都検査の結果(H10.3.31基準日)、自己資本比率はさらに低下し1.02%となった。H11.3期決算では自己査定を厳格に実施した結果、534億円の債務超過(自己資本比率 20.24%)となり、H11.5.13金融再生委員会に対して金融再生法68条1項に基づく申出を行った。
175	朝銀千葉信用組合 (千葉市中央区)	S35.12千葉県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上の支援を目的として千葉市に設立。設立当初はサービス業が中心であったが、S58頃から不動産業向け貸出を推進し、H3には30%以上のシェアを占めるに至り、パチンコ店を中心とするサービス業との2業種で貸出額の70%を超えることとなった。また、融資審査・管理体制においても民族的同胞意識による甘さが存在し、杜撰に運営されてきたこともあり(例えば融資関係書類に職員の代筆や訂正加筆が散見)、パブル崩壊後の土地価格の大幅な下落を機に、不動産業においては在庫の不良化及び取引の激減、パチンコ店を中心とするサービス業も深刻な経営悪化にみまわれ、貸出の不良債権化が進んだ。H10.3期自己査定による償却・引当を32億円計上した結果自己資本は大幅に減少。H11.3期も償却・引当を行った結果、74億円の債務超過(自己資本比率 15.20%)となり、また、H10年度に信用不安から総預金残高が41億円減少(前年度比 7.8%)し、H11.5.13金融再生法68条1項に基づく申出を行った。

	刑事責任追及	民事責任追及
	右記 事案と同じ(背任)。	<p>理事長が実質上支配する会社を救済するため、返済能力のない同社取引先に対し、十分な担保を徴求せず、融資実行、理事長が実質上支配する会社を救済するため、同社から回収可能性のない不良債権を簿価で買い受けた。</p>
		<p>破綻懸念先に区分され既存の融資の利払いを延滞させていた赤字会社(理事長の妻が代表取締役)に対し、十分な担保も徴求せず、投機的株式取引資金として融資実行。</p>
	<p>検査忌避。 民事と同じ(背任)。 ほか個別融資をめぐる背任案件。</p>	<p>朝銀大阪が架空人名義を利用して朝鮮総聯に資金を拠出し回収不能となった不良債権の発覚を防止するため、朝銀大阪の理事長であった被告Aが、朝信協会長であった被告Bを介して、同不良債権の回収資金の交付を朝銀京都及び朝銀兵庫に依頼し、これを受けた朝銀京都の理事長であった被告Cが、H9.9.12、350百万円を朝銀大阪の職員に交付、同様に朝銀兵庫の理事長であった被告Dが同月17日ころ、350百万円を同交付。同様に朝銀大阪では、朝銀愛知から同月10日、約334百万円の拠出を受けたが、その後、朝信協の会長に就任していた被告Aは、同資金の穴埋めを朝銀愛知から求められ、朝銀近畿に穴埋め資金の拠出を依頼し、これを受け当時朝銀近畿の理事長となっていた被告CがH10.7.31ころ、344百万円を朝銀愛知の口座に送金。</p>
	<p>検査忌避。 民事と同じ(業務上横領)。</p>	<p>理事長らが当信用組合のため業務上預り保管中の現金合計8億3,777万5,525円を、朝鮮総聯の用途に充てる目的で、同信用組合営業本部に開設された上記3名の管理に係る「姜忠一」名義及び「安秀哲」名義の各普通預金口座に、ほしいまま入金して不法に領得し、当信用組合に同額の損害を与えたことにつき、実行者及び朝鮮総聯を提訴。</p>
		<p>平成5年3月、亡A(パチンコ店経営者、H12.6死亡)に対し、3億円を融資。全額回収不能。善管注意義務違反(返済能力・資金使途・担保に関する各調査の懈怠、同組合審査規程違反、実質上の無担保融資)。</p>

整理番号	破綻金融機関 (所在地)	破綻の原因・経緯
176	朝銀新潟信用組合 (新潟県新潟市)	S39.10新潟県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上の支援を目的として新潟市に設立。バブル期に遊技業、不動産業(首都圏所在不動産を主に取扱う業者)向け貸出を増加させた結果、大口化傾向が進み、H4.12新潟県の検査時には大口信用供与の法令違反は15先81億円(総貸出額の58%)となった。大口信用供与の解消に取組んだが、バブル崩壊やその後の景気低迷により資産内容が悪化。主要取引業種の一つである遊技業も営業競争激化から脱落組を多数抱えることとなった。H9.9新潟県検査では法令違反は7先と半減したが貸出金額は55億円(総貸出額の46%)で依然として高い水準であり、H11.3期決算で大口先等の不良債権の額在化が急速に進んだことにより15億円の債務超過(自己資本比率 14.53%)となり、H11.5.13金融再生法68条1項に基づく申出を新潟県知事に行った。
177	朝銀長野信用組合 (長野県長野市)	S38.5長野県在住の在日朝鮮人の企業活動と生活向上の支援を目的として松本市に設立。地方の同胞中小零細企業、個人向け融資に注力してきたが、景気低迷が長期化する中で、主要取引先の飲食業、サービス業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出。また、内部牽制機能の形骸化から信用供与限度額を大幅に超える貸出が行われ、特に大口の貸出が不良債権化。H11.1に実施された長野県による検査結果通知書で貸倒引当金の大幅な引当不足を指摘され、当初発表のH10.3の自己資本比率5.70%は2.16%へと大幅に低下。H11.3.12長野県より改善状況等の報告を求められたが、有効な対応策はなく、また、金融不安の中で一部大口預金の流出があり(H11.3期21億円預金減少)、借入金や朝信協傘下朝銀信用組合より資金を確保していたが、H11.3期決算で約5億円の債務超過(自己資本比率 2.84%)となり、決算を公表すれば預金流出が避けられないことから自主再建を断念。H11.5.12金融再生法68条1項に基づく申出を行った。
178	朝銀関東信用組合 (横浜市神奈川区)	H11.10朝銀茨城、朝銀栃木、朝銀群馬、朝銀埼玉及び朝銀神奈川の合併により設立。H11.5に破綻した朝銀東京、朝銀千葉、朝銀新潟、朝銀長野の救済金融機関となった。バブル崩壊以降景気の長期低迷等により主要取引業態であるサービス業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出。また、審査が杜撰で、信用供与限度額を大幅に超える先が多く、これらを中心に貸出金の不良債権化が進んだ。H12.7財務局による検査結果に基づきH12.3期の自己査定を見直したところ、自己資本比率は6.21%から 5.24%へと大幅に低下する試算となり、資本増強を図ることとした。H13.3期決算は約60億円の債務超過(自己資本比率 2.49%)で、募集していた出資金申込証拠金84億円を加えても自己資本比率は2%に満たず(1.57%)早期是正措置が発動された。しかし、朝銀近畿信組等の破綻の影響及び朝銀東京等4組合の事業譲受の断念などから組合員の信用不安が増大し、預金流出が続き資金繰りが逼迫したため(H13.7-8月中旬の1ヵ月半で約83億円の預金減少)、結局、H13.8.24預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融庁から金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
179	中部銀行 (静岡県静岡市)	T5.4西遠無尽株式会社として設立。S27.7相互銀行に転換し株式会社中部相互銀行と改称。H1.2普通銀行に転換。S28-H6まで約40年にわたり特定会社によるオーナー支配が継続。当該特定会社への過度な融資のほか、普銀転換後のバブル時代に特定業種(建設、不動産、サービス)への貸出の大口化などにより業容拡大を行った結果、バブル崩壊により不良債権が急増した。H5.6頭取が就任し、オーナー経営から脱却し、本格的に不良債権を処理する方針を打ち出し不良債権の償却・引当を進めたが、収益力に限界があったことから、H8年度より隔年毎に赤字決算を余儀なくされ、減少した自己資本を増強するため、H11.3、H11.9、H13.3に第三者割当増資(合計104億円)を実施した。一方H12.10劣後ローンと株式の持合を行っていた協栄生命保険が破綻し自己資本を大きく損なった。H13.12.25に通知された金融庁検査結果(H13.9.30基準日、H13.11.7立入検査開始)に基づきH13年度中間決算を修正し、その結果、自己資本比率が3.05%(単体)と4%を下回った。このため、H13.12.28銀行法26条に基づく早期是正措置命令(第1区分)が発出された。このような中、H14.1.14中間決算の修正の発表を行ったが、それ以降預金流出が急増し、H13.12頃より進めていた投資会社との増資交渉も不調に終わった。H14.2.20第三者割当増資(50億円)を行うことを公表したが、預金流出は止まらず、H14.3.5業務改善命令を受け、H14.3.7第三者割当増資の見込が目標の半分以下に止まることが明らかになると、預金流出が一段と加速し(H14.1.4-3.8の預金減少683億円)、H14.3.8預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
180	石川銀行 (石川県金沢市)	S18.6北都無尽株式会社と輪島無尽株式会社の合併により北陸無尽株式会社として発足。S26.10加州相互銀行に改組。H1.2普通銀行に転換。加州相互銀行に改組以来、H13.6までの長期に亘り、初代、二代目とT一族による経営が行われ、北陸三県のみならず大都市圏へも店舗展開し、積極的に業容の拡大を図ってきた。融資面では、元々石川県内において病院関係の融資に強みを有し手堅い融資スタンスであったが、S60.4-H2.3にかけ中小企業への融資と個人ローンを積極的に拡大。急増する貸出金に対応するため、高金利預金(譲渡性預金や大口定期預金等)による資金調達に依存したため収益が圧迫され、貸出金の利回りを高くすることで収益維持を図ったが、地元での競争力が低下。大都市圏でサービス業、不動産業に偏重した融資を拡大。また、無理に推進した個人向け融資に延滞が多発したため、これを挽回すべく運用先を一層大都市圏に頼ったが、取引先の実態把握が不十分のまま実行されていた。とりわけ東京支店においては店長専決権限枠が巨額であり(ピーク時新規融資枠10億円、既往20億円)、H6-9にかけ特定グループへの貸出が増加(H13.9末560億円)、グループ会社の大部分が不良債権化した。H12.3期決算において、前期に引続き大幅な赤字決算の見通しとなったため、H12.3に150億円の第三者割当増資を実施したが、さらに不良債権処理の必要に迫られ、H13.3に151億円、H13.4に70億円の第三者割当増資を実施し資本金の大幅な増加を図った。しかし、H13.12.28、H13.10以降実施されていた金融庁検査を踏まえた自己査定を反映させた結果、H13.9中間期決算において224億円の債務超過(自己資本比率 6.27%(単体))となる旨の半期報告書等を北陸財務局に提出するとともに、預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。
-	特別資産買取り (大阪府民、東京協和、安全、コスモ、友愛の5信組の不良債権の二次買取り)	特別資金援助の制度化(預保法一部改正(H8法96号、H8.6.21施行)以前においては、不良債権の受皿機関がなかったため、大阪府民信用組合(H5.6.11破綻)の不良債権については社団法人大阪府信用組合協会が、東京協和信用組合・安全信用組合(H6.12.9破綻)及びコスモ信用組合(H7.7.31破綻)の不良債権については社団法人東京都信用組合協会が、友愛信用組合(H7.2.2破綻)については社団法人神奈川県信用組合協会がそれぞれ買取りを行い、当該買取資金については全国信用協同組合連合会(全信組連)が貸付を行ってきた。H12.5預金保険法が改正され、各都府県の信用組合協会から全信組連が、貸付に係る債務の弁済に代えて譲受けた特別資産について、預金保険機構による買取りが可能となったため、買取りを申請し、当該特別資産の売却により生ずる損失の補てんを申し込んだ。

	刑事責任追及	民事責任追及
		平成4年5月～平成6年11月、S及びSが経営する会社3社(不動産業、パチンコ店)に対し、約5億円を融資。回収不能額約320百万円。善管注意義務違反(信用調査の懈怠、不十分な債権保全措置、大口信用供与規制違反、員外貸付)。
		平成4年9月、元理事長の親族企業に対し、285百万円を融資。大半が旧債務の洗い替えであるが、30百万円が流出し使途不明で回収不能。善管注意義務違反(無担保融資、員外貸付、大口信用供与違反)など。
		平成13年3月及び4月に、A社及びその関連会社B社に対し、約16億円を融資。ほぼ全額回収不能。善管注意義務違反(実質上の無担保融資、債務者に返済能力なし、貸出限度額規制違反)。
		旧中部銀行頭取らが、その後頓挫する工業団地開発プロジェクトの用地を担保にその開発業者が生命保険会社から、実質他の企業グループへの迂回を目的として受ける融資の支払承諾をしたこと、すでに返済可能性がなくなっている、同開発プロジェクトの実質的開発主体である会社に対し、十分な担保を徴求することなく、融資手続違背あるいは手抜きのまま、手形貸付をしたこと、に対する各損害賠償請求。
民事と同一案件(背任)。		旧石川銀行頭取らが、ゴルフ場開発に関し発生した不良債権を隠蔽するため、大口融資規制に違反した上、設立したばかりで資産もない企業に対し返済計画の実現性がなく、大幅な担保不足であるにもかかわらず、同ゴルフ場買取資金として実行された証書貸付に対する損害賠償請求。

破綻金融機関情報一覧表 補足説明

1. 計数 編

(1) 全般

破綻金融機関	本分析対象である平成14年度末までに預金保険法上の破綻金融機関とされた金融機関180先。 ここで、破綻金融機関とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関(預金保険法第2条第4項)。
(備考)	平成17年3月末時点では、足利銀を含め181先。 平成14年度末までの資金援助件数も180件であるが、長銀と日債銀は、それぞれ2件の資金援助が行われ、東京協和信組・安全信組、福徳銀・なにわ銀は、2先に対し1件の資金援助が行われており、結果的に資金援助件数と破綻金融機関数は一致している。 特定合併の福徳銀・なにわ銀は、債務超過ではなかったが、預金保険法上の破綻金融機関である。
破綻日	破綻日とは、平成8年6月に全額保護に移行してからの破綻事例では、金融庁が用いている破綻公表日(広報コーナー第20号参考資料、平成14年4月1日)、それ以前の15件の破綻事例では、原則として監督当局が金融機関の破綻、若しくは破綻処理スキームを公表した日とした。 当局の公表に先行するマスコミ等の報道等は基準としていない。初期の案件では、監督当局以外による公表の場合があるが、当局が関与した処理スキームを当事者が公表した場合にはその日を破綻日として利用した。
(備考)	長岡信組(35)の破綻日は平成10年5月20日であり、その日に事業譲渡の合意に至りその事実を公表しているが、その前の平成10年3月31日に新潟県が破綻公表を行っている。
救済金融機関	合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(預金保険法第59条第1項)。 なお、必ずしも「救済」という文字通りの意味を有しない事例も見受けられる。
事業譲渡日	事業譲渡に限らず、合併、営業譲渡が行われ、破綻金融機関の業務が処理された日。 特別公的管理の案件は、株式譲渡日としている。
(備考)	資金援助は、事業譲渡と同日を行うことを原則としている。 例外として、朝銀東京、朝銀千葉、朝銀新潟、朝銀長野、朝銀関東は、事業譲渡が平成14年12月29日、資金援助日平成14年12月30日である。 また、資産の買取りが金銭の贈与に先行して行われたケースが複数存在する(みどり銀は先行した資産買取も資金援助日としている)。 特別公的管理は、資金援助後に株式譲渡が行われた。
処理方式	破綻金融機関を処理する方法。 180先の金融機関は、合併(9先)、特定合併(2先)、営業譲渡(13先)、事業譲渡(154先)、特別公的管理(2先)、により処理されている。

(2) 財務データ

データ全般	銀行のデータは、日経NEEDS-Financial QUEST及び全銀協「全国銀行財務諸表分析」を、信用金庫、信用組合については、業種別貸出比率を除き、(株)金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」及び「全国信用組合財務諸表」を利用した。 また、政府「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」(以下「FRC報告」)より、リスク管理債権などの不足データを補っている。
決算期	破綻日の直前の決算期の財務データを記載。銀行については中間期も含んで直前期を採用。 直前期の財務データを採用したのは、破綻日後の財務データは預金の流出や有価証券の売却等により、破綻金融機関の財務内容を適切に表しているとはいえないためである。 なお、決算期に(*)を付したものについては、破綻日の直前期の財務データが公表されなかったため、それ以前の公表された財務データを採用している。また、(**)の大分商銀(169)は、直前期の決算に多額の債務保証が計上されているため、その前の期を採用している。
総資産	貸借対照表における資産の部の合計額。 なお、貸倒引当金は、H11.3期以前は負債項目であったが、H12.3期より評価性引当金として資産から控除する表示方法とされていることに留意。
リスク管理債権	決算期によりリスク管理債権の範囲が異なるため、下記の印を付している。 破：破綻先債権の金額。 延：破綻先債権及び延滞債権の金額。 旧：リスク管理債権(旧基準)の金額。すなわち、破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権、経営支援先債権の合計金額。 新：リスク管理債権(新基準)の金額。すなわち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計金額。
業種別貸出比率	建設・不動産・金融は、建設業、不動産業、金融・保険業の3業種に対する貸出金の合計額の全貸出(個人等を含む)に対する比率。 その他の業種は、上記3業種以外の業種(個人を除く)のうち、貸出比率の最も高い先を抽出。 銀行を除き、破綻直前の期であるか否かに関わらず入手可能な決算速報からデータを取得した。
総負債	貸借対照表における負債の部の合計額。 (貸倒引当金の計上についての留意事項は総資産と同じ。)
預貸率	貸出金 / (預金 + 譲渡性預金 + 債券) (債券は長銀、日債銀のみ)

(3) 資金援助関係のデータ

貸出金譲渡損失額	RCC及び救済金融機関が承継する貸出金についての債権元本と買取価格(又は承継価格)との差額。原則として資産精査時のもの。ただし、初期の案件及び長銀、日債銀は、把握できた範囲で記載。
貸出金損失率	上記貸出金の債権元本に対する上記差額の比率。 原則として資産精査時のもの。ただし、初期の案件及び長銀、日債銀は、把握できた範囲で記載。
受皿承継率	貸出金合計に対する、救済金融機関が承継する貸出金の比率(金額ベースについては債権元本)。 原則として資産精査時のもの。ただし、初期の案件及び長銀、日債銀は、把握できた範囲で記載。

ペイオフコスト	資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払いを行うときに要すると見込まれる費用(預金保険法第64条第2項)。(特別公的管理銀行に関する定義も同様。以下同じ。)
(備考)	預金保険法第102条第1項第2号及び附則第16条の場合を除き、資金援助に要すると見込まれる費用がペイオフコストを上回らないことの確認が行われる。ここで資金援助に要すると見込まれる費用とは、金銭贈与・資産買取にあつては、金銭贈与額に訴訟により金銭贈与の増額が見込まれる費用(146回運営委員会 四国貯蓄信用組合(91)、日南信用組合(92)より算入)、整理回収費用を加えた額である。
付保預金額	預金保険法第54条第1項から第3項まで(第54条の2第2項において準用する場合を含む)及び第54条の2第1項の規定により計算した保険金の額に対応する預金等(預金保険法第2条第11項)。
金銭贈与額	資金援助の類型の一つである金銭の贈与の金額(預金保険法第59条第1項第1号)。 なお、資金援助の類型には 金銭の贈与、 資金の貸付け又は預入れ、 資産の買取り、 債務の保証、 債務の引受け、 優先株式等の引受け等、 損害担保がある(同項各号)。 当初の金銭贈与額、及び現在の金銭贈与額の2時点の数字を記載している。 また、備考として、金銭の贈与及び資産の買取り以外の資金援助について記載している(具体的には、東邦相互銀行(1)の資金の貸付け、及び阪和銀行(2)の債務の引受け)。
資産買取額	資金援助の類型の一つである資産の買取りの金額(預金保険法第59条第1項第3号)。 資金援助後に、資産精査が行われ、買取価格等の見直しが行われるが、記載の数字は当初申込時の買取額である。 なお、参考として、初期の案件における第三者機関の資産買取について、公表資料等から記載。
(備考)	原則としてRCB・RCCに買取委託を行い、RCB・RCCが買取るが、阪和銀行の資産や、銀行の金融安定化拠出基金に対する拠出金など預保が直接買取ったものもある。また、初期の案件においては、不良資産を含めて全ての資産を事業承継する場合(Whole Bank方式)や、第三者機関に不良債権を譲渡する場合があったが、これらは資金援助における資産買取ではない。なお、第三者機関に譲渡したものの一部は、その後特例資産買取として全信組連を経由してRCCが買取りを行った。

(4) その他

民事責任追及件数	旧経営者(取締役、理事、監査役、監事を意味する)のほかその遺族、従業員及びその他共同不法行為者に対する民事責任追及訴訟の件数。
刑事責任追及	旧経営者に対する刑事責任追及訴訟の有無。 なお、大阪府民信組は、新生預保発足前の判決であるため、括弧書きとしている。
破綻原因類型	運営委員会資料等や計数等より、各破綻金融機関について、概ね、貸出債権の不良化、有価証券投資等の失敗、不正・不祥事件の3つに類型化している。詳細は、本報告書中「破綻原因の分析」参照。
金銭贈与額対負債比率(損失率)	現在の金銭贈与額/総負債。 東邦相互銀行(1)は資金の貸付による実質援助額を用い、東京協和信組・安全信組(6)は双方の合計として計算、阪和銀行(20)は債務の引受額を金銭贈与額に加え、福德銀・なにわ銀(27)は金銭の贈与が行われていないため計算対象から除いている。 輪島信用組合(113)は、総負債の公表データがないため、預金金額に、同地域の信用組合の預金/総負債比率を除いたものを用いた。 金銭贈与額は、破綻金融機関の債務超過額の代替変数とみることができ、それを負債額で除した比率は、破綻金融機関の損失率の傾向を表し得る。ただし、金銭贈与額には譲渡コストが含まれていることや、特に初期の案件外部支援が多く行われているため、実際の損失率とは乖離があることに留意する。 詳細は、本報告書中「金融機関破綻に関する定量分析」2.損失率の分析 参照。

2 . 破綻原因・責任追及 編

破綻原因	救済金融機関及び破綻金融機関による資金援助申込書、運営委員会議事録及び添付資料、FRC報告、新聞報道等をもとに記載した。
------	--

(略号について)

年号	M：明治、T：大正、S：昭和、H：平成 例えば、「H5.9.12」は「平成5年9月12日」、「M40.6」は「明治40年6月」を表す。
----	--